

百九十四億円の累積欠損、これが今現在、六十年であります。わざか十五億円になつたということなりいろいろその原因があろうと思います。昭和五十六年ごろから好調に転じたということなんですが、この原因といふものを十分分析されておると思います。その辺についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○田代政府委員 昭和五十五年に現在の四十円、六十円という郵便料金を決めていただきました後、大変好調な業務運行をしております。

原因はいろいろございますが、やはり中心は何といつても職員の意識改革と申しますか、従業員全員が一丸となって営業活動に努め、そしてまた業務運行も非常に熱心に努めた結果、郵便が早く正確に届くようになつた。これによつて郵便局に対する信頼感が回復したというのが基本だと思ひます。それをもとにいたしまして、私どもいろいろサービス改善、例えば「ふるさと小包」を開発して地域振興に役立てたりとか、その他新しいサービスをいろいろ開発して実施に移した、こういったものが両々相まって好調になつて、かよう考えております。

○松前委員 この原因として非常に職員の努力が中心になつておるということをまず最初におつしやつていただきないので、これから先の郵政、郵便事業といふものが大変希望が持てるのではないか、そのように感じております。

そこで、ちょっともう一つお聞きしたいのですが、これから先は郵便事業といふものはかなり伸び続けるとお考えになつていらっしゃるか、どういう感じか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○田代政府委員 御指摘のとおり、一昔前に比べますと現在の状況は大変好調でございます。しかしながら、長い目で見ますと郵便事業をめぐるいろいろな競合といいますか、民間との競合ですとかあるいは最近のニューメディアに代表されるような電気通信からの競合といいますか、こういつ

たものがありますので、決して将来ともほつておいて伸びるというものではないと考えております。私も、それなりの努力をしなければなりませんとは考えております。

○松前委員 そういうような感じで今度の郵便法の改正といふものでいろいろ業務を改善したい、きたいと思いますが、第一種、第二種の料金決定方法の弾力化条項、これを改正する理由といふのは一体何なのか。普通は、改正するとなると、財政が苦しくなつて値上げもしたい、こういうようなことでやるわけなんですが、今はそういう理由といふもののはつきりお聞かせいただきたい

○田代政府委員 現在第一種、第二種の料金決定の方法につきましては、昭和五十五年の法律改正によつて、一定の条件のもとで省令で改定できるようにしていただいております。現在の省令による改定は結局発効されないままに、先ほど申しあげましたように職員の努力その他によりまして、この累積赤字はなくなるところまで参りましたが、これから先を考えると、同業者との競合あるいは電気通信との競合などで郵便事業をめぐる経営環境といふのはますます厳しくなつてしまつります。

○松前委員 この中に「一定の額」というような言葉が入つておりますね。それから最後におつしやいました値上げ率が物価等の変動率を超えない、「物価等」、「等」というのが入つていますね。この最初の「一定の額」とか「等」とか、こういふ言葉の意味はどういうことなんでしょう。

○田代政府委員 第一点の「一定の額」と申しますのは、これは累積欠損金が一定の額に達した場合といふ条件の場合でございますが、この一定の額は現在政令で定めることにしておりまして、現在のところ、累積欠損金が年間の売り上げといふますか収入の5%に達したときというようなことを考えております。

○松前委員 弾力化条項の中の具体的な内容といふで一度御説明を伺つたことがあるのでありますけれども、まだ不十分でございますのでちょっとお聞きしたいと思います。

料金について引き続き一定の条件のもとで、郵便料金について引き続き一定の条件のもとで、郵便

うなつておりますが、一定の条件といふのは、これははどういうことでしょうか。

○田代政府委員 値下げの場合の条件でございまが、まず第一点は、郵便事業に係る累積欠損金が一定の額を超えたとき、あるいは一定の額を超えたときに改正する理由といふのは、欠損が生じたとき、あるいは欠損が生じることが確実だと認められたときといふのが第二の条件でございます。

第三の条件は、定形郵便物、定形外郵便物、あるいは第二種、それぞれの料金につきまして、その改定率が物価等変動率の範囲内であること、こういったことが料金値上げの場合の条件でございます。

○松前委員 この中に「一定の額」というような言葉が入つておりますね。それから最後におつしやいました値上げ率が物価等の変動率を超えない、「物価等」、「等」というのが入つていますね。この最初の「一定の額」とか「等」とか、こういふ言葉の意味はどういうことなんでしょう。

○田代政府委員 第一点の「一定の額」と申しますのは、これは累積欠損金が一定の額に達した場合といふ条件の場合でございますが、この一定の額は現在政令で定めることにしておりまして、現在のところ、累積欠損金が年間の売り上げといふますか収入の5%に達したときといふなことを考えております。

○松前委員 値下げといふのは省令でできるようになりますが、それは利用者のためになるにはつけないで、値下げの方は利用者のためになります。条件にはつけておらず、省令でどんどんできるようになりますが、少しあるいは定形外の比較的重いところが現在高くなつております。

具体的には、市内特別郵便と申しますのは現在法律で百グラムまでになつておりますが、もう少し重い部分の市内特別郵便をこの対象にしようとか、あるいは定形外の比較的重いところが現在高くなつております。

具体的には、市内特別郵便と申しますのは現在法律で百グラムまでになつておりますが、もう少し重い部分の市内特別郵便をこの対象にしようとか、あるいは定形外の比較的重いところが現在高くなつております。

具体的には、市内特別郵便と申しますのは現在法律で百グラムまでになつておりますが、もう少し重い部分の市内特別郵便をこの対象にしようとか、あるいは定形外の比較的重いところが現在高くなつております。

具体的には、市内特別郵便と申しますのは現在法律で百グラムまでになつておりますが、もう少し重い部分の市内特別郵便をこの対象にしようとか、あるいは定形外の比較的重いところが現在高くなつております。

ますが、具体的にどういう数字を設定するのか、それがどういうことでしょうか。

○田代政府委員 値下げの場合でございますが、その辺をお聞かせください。

今回法律改正で値下げも省令でできるようになるとお願いしております趣旨は、やはり郵便事業財政を今後とも健全に維持していくという範囲内で値下げによって収入が増加することが確実と認めら

れる場合に限つて値下げをしてよろしい、こういふ考え方であります。

具体的には、市内特別郵便と申しますのは現在法律で百グラムまでになつておりますが、もう少し重い部分の市内特別郵便をこの対象にしようとか、あるいは定形外の比較的重いところが現在高くなつております。

具体的には、市内特別郵便と申しますのは現在法律で百グラムまでになつておりますが、もう少し重い部分の市内特別郵便をこの対象にしようとか、あるいは定形外の比較的重いところが現在高くなつております。

具体的には、市内特別郵便と申しますのは現在法律で百グラムまでになつておりますが、もう少し重い部分の市内特別郵便をこの対象にしようとか、あるいは定形外の比較的重いところが現在高くなつております。

具体的には、市内特別郵便と申しますのは現在法律で百グラムまでになつておりますが、もう少し重い部分の市内特別郵便をこの対象にしようとか、あるいは定形外の比較的重いところが現在高くなつております。

具体的には、市内特別郵便と申しますのは現在法律で百グラムまでになつておりますが、もう少し重い部分の市内特別郵便をこの対象にしようとか、あるいは定形外の比較的重いところが現在高くなつております。

具体的には、市内特別郵便と申しますのは現在法律で百グラムまでになつておりますが、もう少し重い部分の市内特別郵便をこの対象にしようとか、あるいは定形外の比較的重いところが現在高くなつております。

の運用につきましては国民を意識して、国民のためになるような方向でやつていただきたいと思つております。

当面どんな値上げ、値下げを考えていらつしめるか、お聞かせください。

○田代政府委員 当面値上げを計画しているものはございません。

値下げにつきましては、市内特別郵便、現在百グラムまでございますが、これを超えた二百五十グラム程度までを市内特別郵便の対象に加えることを現在検討しております。これによりまして比較的重い郵便が市内特別郵便の場合には安くになりますので、これを対象に入れない。

もう一点は、私ども定形外郵便物と言つておなじますが、いわゆる大型封筒の比較的重いところほど高い料金設定になっておりまして、ふえるべき便がふえてないのでないかという感じがしておられますので、この辺のところを値下げできないという検討を現在しております。

○松前委員 それでは、災害のときの問題に移りたいと思います。

災害時における郵便料金の免除の中で、中とありますか、ここに書いてないことでござりますけれども、災害が発生いたしますと団体は一生懸命に救助活動に当たるといふことがありますけれども、そのほかにあらゆる人が救助活動に当たる、いうようなことがあるわけで、個人のお医者さんとかその他ボランティア的な人たちが盛んに救助活動をするといふようなことがあります。こういう人たたしておるのでござりますけれども、この辺についてはどういうお考えでござりますか。

○田代政府委員 災害時の救助活動につきましては、御指摘のとおりいろんな方が自発的に活動していただいていることは承知しておりますが、私どもの無料で災害地に救援物資を送りますとうサービスは、その災害地の被災者にまんべん

くその恩典が届くようになつてゐる。この見解もございまして、現在のところは全国各地からその災害地を管轄する都道府県なり市町村ですとかあるいは日赤ですとかいう団体に限られております。あと若干実務的な話になりますが、ボランティアの方々への無料の小包を考えますと大変に複雑な——これは私ども全国の組織、郵便局を窓口にするものですから非常に複雑なこともありますして、ちょっと今までのところまだそこまで至つておりません。

○松前委員 災害になりますと公式的な話だけでは済まないものでござりますから、いろんな人がいろんな救助活動やら活動をやるわけでございまして、ぜひともその辺研究していただいて、将来問題としてこれを常日ごろ研究していただきたいで、そういう緊急事態に対処できるような体制をとつていただきたいな、そのように要望しておきたいと思います。

それで、この郵便料金の免除ですね、料金は具体的にどういう値になつてくるかということをお聞かせいただけますか。

○田代政府委員 全国各地から被災地あてに無料で送りますものは現在は小包だけでござりますが、今回の法改正によりまして小包のほかに現金書留を対象に加えたいというのが第一点でござります。

それから、今度は被災者の方々が差し出す郵便物につきましては、現在は普通はがきあるいはミニレターを無償で差し上げておりますが、そのほかに、今回の改正によりまして災害地被災者が差し出す速達郵便物を無料にしたい、かように考えております。

○松前委員 次に、プリペイドカードのお話をちょっと伺いたいと思います。

このプリペイドカードというものの方については何か大蔵省でいろいろ検討をしているということを聞いております。こういうような検討を大蔵省がやつているときにプリペイドカードを導入しようという郵政省のお考えがあるのですが、ちよつと何か問題があるのじゃないか、そういう気

よつと経理が難しくなりますから。ですから、別のものを作ることになるわけなんですね。

そういうことになりますと、大蔵省と相談されたということなんですが、プリペイドカードのあり方というのですか、これは郵政省としてもしつかりした考えを持って導入するということにならないと、大蔵省が検討しているからいいじゃないか、おれたちばおれたちでやるんだ、こういう考え方では、ちょっと国民の側から見たら、何だ郵政省は余り能がないじゃないか、こういうふうになってしまって、やはりこれについてはしっかりと考へを持っていたいと思いますが、郵政省さんはやはりその辺は十分検討されたのでしょうか。

○田代政府委員 プリペイドカードをめぐらましては、ただいま先生御指摘のとおりいろいろ問題があることは事実でございまして、特に大蔵省では、それぞれの目的のために現在プリペイドカードが発行されておりますので大変不便になつてくる、これを一枚のカードで電話もかけられれば切手も買えるしJRの切符も買えるといった、多目的なプリペイドカードの発行がむしろ将来的に望ましい、そういう方向での検討をしておられます。私どもも将来的にはそういう流れに沿つたものにしたいと思いますが、この結論が出るには若干時間がかかると思いますし、またカード化というのもこれも短時間ではなかなかできませんもので、私ども現時点では、既に現在の法令で認められておりますようなそれぞれの目的に応じたカード、私どもでいいますと郵便局でのみ使えるカードを発行させていただこうということで、将来に向かつての勉強は私ども当然やらなければいかぬと考えております。

○松前委員 やらなければいかぬというお言葉があつたのですが、やつてなかつたわけですね。ゼひともこれはしっかりと検討して、郵政省はこう考えているからこうなんだということを、将来は大蔵省中心の検討があるでしょうけれども、その場

でもつてしつかり意見として出していただけるようになつていただきたい、そのように要望しておきます。

それから、先ほど定形外のお話が出ましたが、小包は重量制限があつたりいろいろ制限があるようなんですか? それとも、今これはメディアの競合になりますが、宅急便なんかは非常に守備範囲を広げて何でも送れるぐらいの感じが周りから見ているとするわけですね。ですから宅急便を勢い使ってしまうというのが現状なわけなんですけれども、郵政省としても、郵便小包につきましては重量制限それから大きさ制限等を見直す考えはありませんでしょか。

○田代政府委員 郵便小包は今十キロまでござります。確かに十キロという制限はいろいろ不便がございまして、例えば今「ふるさと小包」で、地方でミカンとかリンゴとかお米とかそういうものを扱うときには、この十キロというのは大変支障になつていて、その話を私どもの耳にも入ってきております。また、外国の郵便局を見ましても、もつと重いところまで扱つているとかいろいろございまして、私どももそういうたもう少し重いところまで扱えるようにできないかという検討はしておりますが、これはずっと長年の間の歴史といいますか、郵便小包は昭和五十九年までは六キロまでだつたのですから、私どものいろいろな設備やら仕事の仕組みとか、そういうものがそれほど重い物を扱うようになつていませんもので、現有設備などの程度手直しをすればどの程度までできるかといった問題も含めまして、今いろいろ検討をしている最中でございます。

○松前委員 ゼひともこの辺は検討していただきたい、メディア競合という時代で宅急便が非常に伸びておりますので、すぐにやれということもありますけれども、やはりありません、いろいろ問題はありますけれども、その問題をクリアしながら努力をしていただきたい、そういう気がします。

それから、話はまた全然違いますけれども、夏のくじつき暑中見舞いがございましたが、これの実績と今後の見通しをお聞かせいただきたいと思います。

○田代政府委員 夏のくじつきはがきは昭和六年から発行いたしました。初年度は二億四千五百枚、これは前の年の六十年度はくじをつけませんでしたが、つけていないときに比べますと二三%の増ということで、やはりくじをつけたことによる人気が数字の上でも出ているかと思ひます。二年目の昨年、昭和六十二年ですが、このときは二億八千五百万枚、これは前年度に比べまして一六・三%の増加になつております。

こういうくじをつけた工夫をするによってお客様の楽しみがふえる、あるいはそれをによって売れ行きも私どもの立場からいいますと伸びるということもございますので、これからもくじつきはがきを、またいろいろ手をかえ品をかえといいますか、この夏のものにもつけていきましたい、かよう考えておりますが、具体的な来年年度の数までは現在まだ決めておりません。

○松前委員 そういう数字が出ておるので伸びがあるということはよくわかりました。ことしももうすぐに迫つてきてますけれども、ことし、来年と恐らくまた伸びがあると思うのですね。

そうしますと問題になつてくるのは、そのとき年に年賀はがきと同じように作業が集中してくるという問題がありますので、その辺についてはちゃんと見通しを持つ、作業が集中しても大丈夫なんうに思つて次第でござります。

話をまた最初に戻しますけれども、メディアの競合の時代というので、私は宅急便の話をさつきいたしたのでございますが、今現在、ファクシミリが非常に普及をし始めています。テレメーリングもありますし、いろいろこの郵便にかわるようなメディアが電気通信の方であるわけであります。

○松前委員 負けないようなどいことはおつしけれども、ファクシミリなんかはさらに安価になります。も、最近は大体字を自分で書かなくて、毛筆ワープなんというのができちゃつて、もう全く自らが書かなくても機械が毛筆で書いてしまうと思います。

○田代政府委員 私ども、全国二万四千の郵便局を指揮して、郵便事業十四万の職員が日夜汗を流して仕事をしております。郵務局長といたしまし

けれども、ファクシミリなんかはさらに安価になります。安くなる可能性が非常に強いですね。どんどん普及しておりますから、あの装置自体が物すごく今激に値下がりをしておるわけでありまして、数年後にはかなり普及していく、家庭にこれがかなり入つていくというような状況が出てくると思います。

そうしますと、ファクシミリの紙を出すというようなああいうものだけじゃなくて、いろいろアイデアを入れて、最近電話機で随分出でおりますけれども、アイデアが出てきて、郵便の領域に入つてくるような状況になるんじゃないだろうか、そんなように感じておりますけれども、郵政省としましては、この辺の将来についてどういうよう見ておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○田代政府委員 おつしやいますように電気通信の分野の発展というのは大変大きゅうございまして、今お話が出来たようなファクシミリにしましても、七、八年前十四、五万台しかなかつたのが、今百万台超しているそうでござりますし、またパソコン通信とかワープロ通信のように、ついこの間まではこの世の中に実用としては存在しなかつたものまで出てきた。こういうことで、いろいろな会合の通知なども、昔は往復はがきで来ていたものがパソコン通信で連絡が来るといった話も私どもの周りに起つております。

そういう意味で、郵便と電気通信の競合といふのはここ数年大変強くなつてきておると思いまして、電気通信は電気通信、郵便は郵便、それのよさを、私どもは郵便の立場からいろいろ開拓し、お客様にアピールし、そしてひいては私どもの事業の発展といいますか、これにつなげたい、かよう考えております。具体的には、毎年いろいろなサービス改善をしながら、電気通信に負けないようなサービス開発に努めることに困るような感じがするわけなんです。郵政省は、先ほどからお聞きしておりますと、現状の上に乗つて安心しておるといいますか、そういう感じが見受けられるのですけれども、厳しい感じをお持ちいただきたいと思います。

○田代政府委員 私ども、全国二万四千の郵便局を指揮して、郵便事業十四万の職員が日夜汗を流して仕事をしております。郵務局長といたしまし

では、電気通信の怖さあるいはその脅威というものは十分承知しております、また、その郵便を担当しておる全国の職員も、そのことを十分わかつた上で、なおかつ電気通信が発達した時代においても郵便はそれなりの役割がある、それをひとつ十分認識していこう、こういう気持ちで日夜業務に従事しているところでございます。十分承知務しておられます。

○松前委員 そういうことでしたら、やはり先ほどからの小包の大きさの規制とかそういうものについてもつともっと積極的にやつてもらいたいと私は思うのですが、先ほどの答弁では、まだまだそこまで行つていらないような気がするし、また、定形外の郵便等につくてもどんどん自由にできるようになつて、ユーザーに、国民に、郵便は非常に便利だ、何でもできるというような感じを持つてもらわなければいけぬ。そういう努力を郵政省としてはやつていかなければならぬのじやないか、そういうふうに思います。民間の方はどんどんそこをねらつてきています。郵政省だけがどうもいつまでも古い昔のままであつたら困るわけでありまして、ぜひとも脱皮していただいて、郵省内ばかりを抑えるとかそういうことばかりでなくして、外に向けてアピールするようなものをどんどん打ち出していただき、そういうことをお願いしたいと思つておる次第でござります。

最後に大臣にお伺いしたいのですが、こういうことで、郵政事業の動向というのが今現在は非常に伸びておりますが、将来はどういう格好になるかわかりません。私としてはそういうところまで考えてやつていかなければならぬと思っておりませんけれども、将来の伸びというのですかね、その期待とか、それから仕事の変化とか、そういうものについての大臣の、これからやつていかなければならぬというお考え、ビジョンというものををひとつと最後にお聞かせいただきたいと思います。

○中山國務大臣 いろいろ御心配を願いまして大変ありがとうございます。

でございますが、個人の手紙は世界で十五番目といふ、その辺にちょっとおもしろい傾向が出ているという感じがいたします。先生御指摘のようになかなか手紙を書いてくれない、ワープロなんかに任せてしまうような若い人たちが育つておるよう思います。アジアで指先が器用だというの毛筆の緩急自在の書体なんかから、ＩＣの技術とかそんなものが生まれる根底が、アジア人の器用さの根底にあるということになりますから、文部省あたりともそういう連携をとりながら——御指摘ありましたように私が感じことは、五十七年の全通の大会から伝統の郵政事業をしっかりといくところが国鉄と郵便事業の差が出たところだという感じで、現場で働く人たちの気概みたいなものにも期待をいたしておりますが、それには郵政の幹部の中いろいろなアイデアを出す。「ふるさと小包」なんというのは五千三百種類あります。(口ごそき) そのまま刃刀を長つて出

○塚原委員長 本内良明君。
○木内委員 郵便の利用状況の推移ということについて、まずお聞きます。
昭和五十年代、平均して二・三%の伸びしかなかつた郵便が、昭和六十年度に入つてまいりますと四%の伸び、六十一年度六%，こういうぐあいにカーブを描いてきている。收支の状況といふものも、収入面では六十年からおおむね四%ないし、五%ずつ前年に比べて伸びてきておりまして、十五年当時二千五百億あつた赤字が六十一年度十五億円にまで減少した、さらに大変好ましい状況といふものが現在見通しとして持たれている、こういう状況でございまして、これは現場の御努力もさることながら、社会的背景、事情といつたものが加味されてこうした状況になつてゐるのである、こう思うわけでございまして、まず、この点からお伺いをするわけであります。
それに先立つて、この法案の審議に当たつては賛成の立場から質疑を行う、このことをまず申し上げておきたいと思います。

す。その上で、例えばかつてJRを中心に運んでおりましたものをトランクと航空機に切りかえるとか、壊れ物などでも郵便局で扱えるようにするとかいったサービス改善をいたしました。こういったことが重なりまして郵便局に対するお客様の信頼が呼び戻せたのではないか、かように考えております。そして、事業財政がこのところ比較的よくなっておりますのは、インフレがおさまって経済が安定成長になつたというのが、私どもにとっては大変幸運な背景であつただろうかと思います。

○木内委員 書留小包が減少しているということありますけれども、この分析はどうなつておりますか。

○田代政府委員 六十一年七月から普通小包に損害賠償の制度を入れまして、四千円までに書留にしなくとも弁償するという制度を取り入れました。これを契機に、お客様が無理に書留にななくとも大丈夫だということで書留が減つて、一般の小包にシフトしたります。

○木内委員 それから、小包部門の赤字については、昨年の六月総務省が出した行政監察で指摘のあるところでありますけれども、こうした状況に

○田代政府委員 御指摘のとおり、最近の数年^{明治}、さらにまた冬の種のサービスの改善といったようなものが内部的要因として考えられると思いまして、また社会情勢の変化による外的要因というものもある。まだ冬のこの点、どう認識をしておられるのか、お尋ねをいたします。

○田代政府委員 御指摘のとおり、最近の数年^{明治}、郵便物の伸びが比較的上向いております。いろいろな要因がござりますが、基本はやはり職員の意識改革にあろうかとと思います。いろいろなサービス改善を私ども実施いたしましたが、やはり職員がその気になつてくれないことはどんなサービス改善も実を結びません。そういう意味では、ここ数年前から職員がいわば民間並みの意識で営業努力をしてくれた、これが基本だらうと思いま

對して、局長の方からは必ずしも悲観的ではない
というコメントが各所で行われており、私もぜひとも
その方向で御努力をいただきたい、こう思つてい
るわけでござります。

今後の見通しとしまして、ここ数年、民間の宅
配便がむしろ民間の需要、一般消費者、利用者の需
需要を掘り起こして市場全体が急成長しているとい
う実態は見逃せない、こういうふうに思うので
すね。今後、やはり民間との競争というものを考
えますと、これはかなり厳しい面もあるでしょ
けれども、逆に、民間需要を掘り起こしたとい
う経緯等も考えるならば、これが大変なエネルギー
となつて郵政事業における小包部門のいわばよい
見通しにつながつてくるのではないか、こう判断
しているのですけれども、いかがですか。

○田代政府委員 御指摘のとおり、最近の年間郵便物の伸びが比較的の向いております。いろいろな要因がござりますが、基本はやはり職員の意識改革にあらうかと思ひます。いろいろなサービス改善を私ども実施いたしましたが、やはり職員がその気になつてくれないことはどんなサービス改善も実を結びません。そういう意味では、ここ数年前から職員がいわば民間並みの意識で営業努力をしてくれた、これが基本だらうと思ひます。

需要を掘り起こして市場全体が急成長しているのでしょうか。この実態は見逃せない、こういうふうに思うのですが、ですね。今後、やはり民間との競争というものを考えると、これはかなり厳しい面もあるでしょうけれども、逆に、民間需要を掘り起こしたといふ経緯等も考えるならば、これが大変なエネルギーとなつて郵政事業における小包部門のいわばよい見通しつつながつてくるのではないか、こう判断しているのですけれども、いかがですか。

○田代政府委員 確かに一時期小包が民間宅配便に押されまして見る影もないほど凋落した時代がございました。郵便局にとりましては民間との競争、競合といふものを実は目の当たりに見たといいますか、肌で感じたという気がいたしまして、それ以来私ども現場で必死の努力を続けてきました。

総務庁の勧告のもとになった調査が、私どもの世界のどん底に近いときの状態をお調べになつたのですから、いろいろな数字も非常に悪うございましたが、ここ一、二年急速に盛り返ってきております。現時点で具体的な数字の上で赤字、黒字ということを断定するところまだまだ来ておりませんが、伸び率だけ見ましてもこの一年間で、小包だけとりまと約二〇%前年に比べてふえております。これも、世の中の景気がよくなつた、あるいは百貨店の売り上げが伸びたとか、いろいろな外的な要因もございますが、郵便局の職員の努力も大きな要因だと思います。こういったことを重ねていきますと、決して小包も将来にわたつて悲観するものではなく、それなりに努力をすればそれなりの効果を上げるということだと思っております。

○木内委員 確かに今局長言われましたように、

現場の職員の皆さん御努力というものは大変なものがあつたと思いますし、何あらう私もみずから体験として、私の住んでおります地元の職員の皆さんとのまことに御努力の跡の見られる姿勢といふものには、むしろ尊敬すら抱きたい、こういうことでございます。今局長言われましたように、総務庁の指摘がありまづけれども、むしろこれは極めて厳しい状況のときが一定の物差しであつた、今後の需要見通しあるいは社会的環境という点からいきましても大変に見通しは明るいものであるというものが、文字どおり実現をされることがあります。

それから、今回の改正案では郵便料金の決定方

法の弾力化といふことが盛り込まれております。

現行の弾力化条項をつくった昭和五十五年当

時と現在とでは郵便事業の経営状況あるいはこの事業を取り巻く環境というものが著しく変わつてきているであろう。そうした点を勘案しての今回改訂正とということになつてきていると私は認識をしております。この点、どうでしょう。

○田代政府委員 御指摘のとおりだと思います。具体的に申し上げますと、五十五年当時は多額の累積欠損金を抱えてそれをどうやって解消しようかということが主眼であのような制度改訂をお願いしたわけでございますが、その後、危機に瀕した経営状態というものは脱しまして、今收支均衡のところまで参りました。今回はこの状態を今後ともできるだけ長く維持したいという観點からのお願いでございます。

また、郵便事業をめぐる環境も五十五年当時は大変違つております。例えば五十五年当時はまだ微々たるものでありました民間の小包以外の

分野での競争、例えば業務用書類ですかデパートのチラシを配るとか、そういう業種というか

商売をする方が大変ふえておりまして、郵便は独占でありますけれども、郵便の周辺ではいろいろな競争がふえてきております。また、電気通信の

分野におきましても五十五年当時は実用になつていかつた電子メールとかパソコン通信などか

いうものも今どんどん利用される状態になつたと

いうことで、事業を取り巻く環境というのは厳しくいわけありますので、これらのことを考え

つている場合には利用者はこのサービスを利用することを事実上強制されます。ほかに行きどころ

がないということで国民生活への影響は非常に大きいかわでありますので、これらのこととを考慮し

つている場合には利用者はこのサービスを利用す

ることを事実上強制されます。ほかに行きどころ

がないところであります。

○木内委員 この郵便事業の経営状況の変化と郵便事業を取り巻く環境、大別こうした背景に基づいた今回の法改正であろうと思いますし、全くこ

のうれは私は異のないところでございます。

そこで、弾力化条項に関連する点をお聞きいた

しますけれども、財政法第三条に「課徴金、独占

事業における専売価格及び事業料金の法定主義」

というものがございます。「租税を除く、国が國

権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事實上

の独占に属する事業における専売価格若しくは

事業料金については、すべて法律又は国会の議決

によって定めなければならない。」さらに独占事

業の価格、料金につきましては郵便法の二十二条に

から三十二条、あるいは五十七条から六十七条に

関連をするわけでありますけれども、そこで、財

政法の第三条において独占事業における事業料金

の法定主義というものが言われているわけで、こ

の財政法の制定の趣旨をどういうふうにお考えに

なるか。

それから同時に、財政法の第三条といふものは

法律で具体的料金を定めることまでは求めていな

い。そういうことであれば、今回の改正で二十一

条、二十二条の料金規定の箇所も改正する必要が

あるのじやないか、こういう率直な疑問を持つわ

けでありますけれども、いかがでしょうか。

○田代政府委員 御指摘の第一点の財政法三条の

立法趣旨をどう認識しているかという問題でござ

りますが、今先生がお読み上げになりましたよう

に、財政法三条の規定は、国が独占的に事業を行

つている場合には利用者はこのサービスを利用す

ることを事実上強制されます。ほかに行きどころ

がないということで国民生活への影響は非常に大きいかわでありますので、これらのこととを考慮し

つている場合には利用者はこのサービスを利用す

ることを事実上強制されます。ほかに行きどころ

がないところであります。

○木内委員 後段の部分についての答弁はありますか。

○田代政府委員 後段の部分は、そういう趣旨で

あれば現行の法定料金であります郵便法の二十一

条とか二十二条などそれ自体を改正るべきでは

ないかという御指摘だと思いますが、先ほど来申

し上げておりますように、事業財政は好転したと

はいえまだ将来にわたつて万全とまではいき

ません。この好転した状態ができるだけ長く維持

するためにきめ細かな料金の値上げ、値下げがで

きるような手段をとらせていただきたいという趣

旨の改正でございまして、まだ料金の法定そのも

のを全く解除して、それをすべて法律から外して

いるところまでは至つてないのではないか。し

たがいまして、二十二条その他の法律の根拠はそ

のまま残しておいて、その大前提である法律で定

めた四十円、六十円という料金を先ほどの一定の

条件のもとで、例えば物価等騰貴率の範囲内とか

いろいろな条件の中でそれを、ある意味ではまだ

一部例外的な考え方と申しますか、そういうこと

で原則法定の中で例外的に政府に委任していただ

きたい、かような考え方から今回のような法律構

成になつておる次第でございます。

○木内委員 この二十二条に法的な根拠を置きつ

つ彈力的な運用ということでありますので、極め

て明快でありますので了としたいと思います。

それから、昭和五十五年の本法改正の審議の

際、いろいろな答弁があつたわけであります。こ

れは第九十一年国会本委員会における会議録で

あります。そこで、当時の守郵務局長の答弁に「料金改定

を今回お願いいたしますと同時に、その料金決定

の特例ということで弾力的な措置といふものもお

願いをしながら、その特例はその累積欠損金が解

消するまでとて、またそれ以外にいろいろな法

律上の厳格な要件を付しておられますけれども、「

云々、こういつた答弁でございますとか、何点か

にわたつて暫定的な特例措置であるといふ明確な

答弁が行われてきているわけであります。言つて

みれば郵便事業の財政といふものが再建されるま

での間、一定の条件のもとで暫定的な特例措置で

ある、こう言明しているところもあると思ひます

が、これを今回恒久的な措置とするようにされ

た、いかなる理由でこう形にされたのかとい

うこと。

それから同時に、五十五年当時の審議の過程か

らも明らかであつたわけでありますけれども、再

建されれば本則に戻ると約束をしていたわけです

が、今回本則の特例措置ということで申し上げた

が、これまでにきめ細かな料金の値上げ、値下げがで

きるような手段をとらせていただきたいという趣

旨の改正で定めることになる、これに

ついて財政法三条とのかわりを、先ほども若干

答弁をいただきましたけれども、どう考えておられるのか、大別二点について、関連した問題でありますのでお聞きします。

○田代政府委員 第一点の、前回暫定的な特例措置として法改正をお願いいたしましたが、今回それを暫定でない形にした理由ということです。

当寺は確かに二千五百億円近くの累積赤字という

ざいますのでお聞きをしたわけであります。答弁の意味はよくわかりますし、理解をすることでのあります。

いつまでもこの状態を続けないと念願しております。
○木内委員　まことにそのとおりなんだね。どうか念願どおりでありますように要望しておきます。
す。どうもこの辺になりますと常にグレーゾーンになつてくるというのが本委員会の最近の特徴になつてきておりまして……。
それから、関連しておりますので、同じく料金

よる改定の発動ができる、こういう条件にしたいと考えております。

いつまでもこの状態を続けないと念願しておりますが、期間を明示することは御勘弁願いたい。
○木内委員 まことにそのとおりなんだね。どうか念願どおりでありますように要望しておきます。どうぞ。どうもこの辺になりますと常にグレーソーランになつてきておりまして……。

それから、関連しておりますので、同じく料金値上げの問題ですけれども、第一種郵便物等の料金の値上げをするときの条件について、欠損が生ずることが確実であるとき、政令で定めるとき、こういう文言があるわけですが、これが金額的にどんな場合なのか。また、政令で定める累積欠損金の額とはおむねどのくらいの額を想定しておられるのか。さらにこの改定率が物価等変動率の範囲内ということですけれども、この算定方式は具体的にどんな形か。それから料金値上げ率について総合改定率ではなく種別ごとの改定率がそれぞれ物価などの変動率を超えないものとしている理由は何かということになりますので、申し答弁の御準備が時間がかかるればもう少し質疑をやつてからにしますが、大丈夫ですか。

○田代政府委員 第一点の欠損が生ずることが確定であるというのはどういう場合かということでおあります。これは年度が終わりますと三ヵ月たつりますと計算ができるのですが、年度途中の場合にはいろいろな推定も入りますが、私ども合計残高試算表などを毎月つくておりますし、そういうものを駆使しまして、年度途中でもそれまでの収益の状況、支出の状況などをいろいろな条件のとに推計をいたしまして、年度途中でこのままいけば年度末には欠損が生じることが間違いないというところまではつきりしたとき、これを具体的な計算方法などは政令で書きたいと思つております。

それから、累積欠損金の額が政令で定める額に達した場合というのも法律にございますが、この政令では年間の売上高といいますか収入の5%程度まで累積欠損金がたまつた場合に、この省令によ

と考へております。
それから第二点の、改定率が物価等変動率の範囲内と書いてありますが、この算定方式でござりますが、物価等変動率は私どもの事業では販賣と卸売物価と消費者物価、この三つを要素にしておりまして、事業に占めるコストの一一定の割合でこれを割り掛けまして物価等変動率を出す。私どもの事業の性格から資金の比重が高うございます。これを基礎にいたしまして、前回の値上げのときからの物価変動率を計算いたしまして値上げ可能な範囲を決める、こういう仕組みを、これもまた政令で具体的な方程式をつくることにしておりまして、この方程式は現在の昭和五十五年にお認めいただきましたときにつくりました政令と基本的には同じ考え方でつくろうと思つております。
それから第三点は、値上げ率が総合改定率ではなくてそれぞれの種別ごとの改定率にした理由はどうございますが、これは現行の省令の場合は、総合改定率と申しまして封書からはがき、小包、すべての郵便物についてトータルとして物価変動率の範囲内におさめるという計算をするところにしておりますが、そうしますと、特定のところだけ非常に高く仮に値上げしても、ほかを抑き入つてしまつということもありますし、お客様から見ますと、はがきが例えば七年前に比べて物価がこのくらい上がっているから四十円を四十五円でもいいではないかという受け取り方も、やはりそれぞれの封筒とはがきでは違う。封筒の中でも定形と定形外では違うのではないかと考えまして、今回はもう少しきめ細かくそれぞれの種別ごとに縛りをかけた方が合理的ではないか、かよぶに考えてそれぞれの種別ごとの改定率に改めた次第でございます。

だ輪郭が浮かんでまいりませんので、もう少し踏み込んで具体的にこの点確認をいたしたいと思います。

それからもう一つは、大変難しいのは料金の問題、累積欠損金が生ずる、値上げをしよう、値上げをするとまた需要が下がるという、こうした単純率直な図式というものもあるわけですね。例えば昨年の秋に実施しましたダイレクトメールの割引制ですが、あるいは昨年の春とこの春の国際郵便料金の値下げといった要因があつて需要が大変に拡大をしてきたという一連の事実を私は見てまいりますと、安くすればやはり需要というものはふえていくんだというのは一定の原理だと私は思うのですね。申し上げているように、例えば国内郵便の四十円、六十円体制に先ほどの話では念願もあり当面は手をつけないということなんですね。これなんか、恐らくむしろ今申し上げたような点から下げる余地があるとすればこの値下げというのも検討され、需要の拡大を図り、進めていくことが必要なんじゃないか、こう思ひますので、以上、一点について答弁ください。

○田代政府委員 第一点のD.M.の割引に伴います需要の増加の状況でございますが、これは昨年の十月に実はこの割引の制度を導入しましてまだ半年ちょっとでござりますので、的確な分析は難しゅございますが、前年度との比較をいたしますと、割引を入れる前の状態と比べますとやはり十ヶ月以降ふえております。例えば従来は6%程度の伸びであったものが、このD.M.の割引を入れたことによって一〇%を超す伸びになつてきておりままでの御指摘のとおり、やはり値上げによる需要増というのがあらわれております。値上げ弹性といいますか、幾ら値上げすれば何%ふえるかという方程式をつくるまではまだ至つております。値上げの弹性値率といいますか、それをつくるほどまだ材料は集まつておりませんが、確かに値上げ——値上げじやなくて値下げでござい

ます。失礼いたしました。値下げの弹性率。値下げはマイナスでございまして、値下げによるその増加というのは確かに数字であらわれております。

それから第二点の、欠損が生ずることが確實であるという場合の政令の中身であります。こういうことを考えております。年度の途中で判断をしなければいけないようなケースの場合で、例えば半年なら半年たつたとき、その残りの期間の収益とか損失、これを、その年度に及ぼすいろいろな影響がございますので、賃金のアップ率ですとか物価の変動とか、そういうもののを見ながら、その年のいろいろな事情やら過去の経験などを勘案して推計をしよう。半年たつたところで、このまま推移すればどう頑張っても黒字になる見込みがないというような判断というのは、これは恣意的ではなくて、毎月毎月の収支の積み重ねを全国の郵便局からの出入りを見ながら計算いたしますのでこれがわかるわけでござりますので、これによつて計算して、明らかにこの年度は欠損が出るというのが明らかになつたときに発動ができるよう思つております。

○木内委員 今局長が言われたのは値上げじゃ

いのですね、値下げ弹性値ですね。

値下げした場合の推計見通しといふものは、もう長いこの郵便事業の歴史といふものがあるわけありますし、きょうの質疑で私は後段触れるつもりでありますけれども、郵政事業の社会的環境における位置づけ、存在感といふものについての議論をきょうはしたいと思っているのですが、こ

○田代政府委員 残念ながら、戦後の郵便の歴史は値上げ一本やりでございまして、実は値下げをしたのは、国際郵便で昨年、ことし、それから国内郵便では、昨年の十月のD.M.が大きなものとして初めてでございます。そういうわけで、いろいろな推定を入れながら弹性値を出しておりますが、まだはつきりしたものを見ながり、まだはついておりません。

○木内委員 全く局長のおっしゃるとおりです。しかし、今回の法改正によつて料金値下げということがまた大変國民から期待されているところな

どでこれがわかるわけでござりますので、これによつて

○木内委員 今局長が言われたのは値上げじゃ

いのですね、値下げ弹性値ですね。

値下げした場合の推計見通しといふものは、もう長いこの郵便事業の歴史といふものがあるわけありますし、きょうの質疑で私は後段触れるつもりでありますけれども、郵政事業の社会的環境における位置づけ、存在感といふものについての議論をきょうはしたいと思っているのですが、こ

うした社会的使命を考えると、こうした細密にわたる研究成果といふものも郵便の行政に反映されるべきであろうと思うのですね。したがつて、この値下げ弹性値といふものも精力的に研究をさ

れていかれる必要があるのでないか、恐らく計

数的なデータといふものはふんだんにあるんじや

ないか、素人考えながらこう推測するわけなん

であります。どうですか。

それから第三点の大蔵大臣との協議であります。何かといふと、郵政の関連事業に関しては大蔵省の影がどうもちらついているのですね。きよ

うは取り上げませんけれども、例の国債の販売、国債定期貯金の問題等も、昔間、大蔵省からかなりのクレームがついている、あるいはいろいろな指摘が行われている、何やかやと大蔵省がこの郵政の事業にくちばしを入れるということでありま

して、どうも聞くところによりますと、この第二

十七条の六の今申し上げた中身は、大蔵省が予算編成の段階でこれを入れてきたんだというようなことがまた大変國民から期待されているところな

どで、今後こうした実績を踏まえて値下げ弹性値も検討されてよろしいんじやないか、ちょっと質問の順番が逆になりましたけれども、そんなふうに思ひます。

○田代政府委員 本当に思ひます。この二点。

○田代政府委員 第一点の値下げのときの条件でございますが、今御指摘のとおり、郵便の事業から生ずる収入を減少させないことが確実であると見込まれる範囲内で、これが条件でござりますが、なぜこういう条件をつけたかと申しますと、

今回、法律によらないで政府限りで値下げを認めただくというのは、郵便事業の経営をこれからも健全に維持するという目的でござりますも

うことで、つまり、収入を減らすような値下げまで政

府に一任していただくのはいかがかと思いま

して、このような条件をつけた次第であります。

これで、つまり、収入を減らすような値下げまで政

殆に瀕するがあつてはなりません。そういう角度から大蔵省も関心を持つていただく、そして相談に乗つていただき、こういう趣旨でこの協議の条項を入れたものでございます。

○木内委員 何か大蔵省にも関心を持つていただき、相談に乗つていただき、これは別に関心を持つていただかなくていいんじゃないですか。

○田代政府委員 政府全体の仕組みいたしまして、やはり予算編成を行つております大蔵省もこの郵便事業については一端の責任を持つてゐるものでございますから、理屈の上では、この郵便事業財政にどのような影響を及ぼすかという点については大蔵省と協議するのが理屈だというふうに考えております。

○木内委員 私は、あえて精力的に修正しようとかなんとかという趣旨で申し上げているのじやないのですが、やはりいろいろな位置関係の歴史があるわけでしょう、今まで。こういう中であだけ、あえて誤解を恐れずに申し上げれば意地悪をされて、そこへもつてきてまだ大蔵省を、まあ政

府部内のお立場もあるのでしょうかども、一生懸命弁護されるというのは郵務局長としていかがかなと思うのですが、実際問題どうなんですか、御迷惑じゃないのですか、この条文は。

○田代政府委員 政府部内の打ち合わせでは、大蔵省もこの今回御提出申し上げた法律の改正の趣旨は十分理解しております。そういう観点で、

値下げの場合のことについてのその必要性その他

の認識については大蔵との間で差はない、この条文の運用について、協議をするからといって特段不便になることはないという認識を両省で持つております。

○木内委員 別に私は大蔵省について特別の感情を持つてゐるわけではありません。しかし、審議をするに当たつて勉強させていただいた段階で、ちょっとその辺が不自然かなという感じがいたしましたのでお聞きをしたわけあります。

それから、先ほども料金値下げのときのいろいろな勘案されるべき要素というものについての言

及がありました。今日的郵便事業の財政が黒字に好転してきている、そうした背景も踏まえて、それでは具体的な料金値下げの条件が満たされると推定されるのはいつか、そして、一番国民が関心を持つております値下げの時期の見通しはいつ

ごろになるのか。法律は法律として改正するけれども、これが死文化することはないんだろうかと

いう率直な問題意識を実は持つてゐると思うのです。これはいつごろの見通しを持つておられますか。恐らく状況としては、これまで議論が重ねられてまいりましたように、十二分に検討し得る段階に来ている、そうした状況もあり今回の改正が行われるのである、これは当然ですね。したがつて、いつごろ料金値下げについて具体的な検討が行われ、実施されるのか、この点いかがでしょうか。

○田代政府委員 六十二年度の決算が七月に出てまいりますので、その決算の数字を見た上で判断をする必要があろうかと思います。したがいまして、役所の常識からいきますと、七月以降できるだけ早くということでお話を聞いております。

○木内委員 六十二年の七月——六十三年でよう。違うのかな。

○田代政府委員 六十二年度の決算がことしの七月に出来ますので、それを受けて、こういうことでござります。

○木内委員 そうですね。六十二年度の決算がこ

とし、六十三年七月に出る、それを踏まえて検討される。この決算の見通し、それから値下げとの関連をお答えください。その決算が今巷間言われておりますような規模であるならば、十分に値下

げの検討時期である、あるいは至近の期間において値下げを実施される、こういうことで受けとめてよろしくお詫びします。

○田代政府委員 いずれにしましても、決算の数字を見ないことにはつきりしたことは申し上げられませんが、今黒字になつたといましても、

例えば六十一年度の決算でまだ累積で十五億の赤字を持っておりましても、仮に今回百億出たとして

も、一兆四千億の百億でございまして、吹けば飛ぶと言つては変ですけれども、ほんの微々たるものでございます。したがいまして、まだその六十二年度の確定たる数字が出ない時点で余り私がいろいろコメントするのもどうかと思いますので、もうしばらく、決算の推移を待つてにさせていただ

きたいと思います。

○木内委員 「郵便の事業から生ずる収入を減少させないことが確実」との判断が行われればとい

うことですね。仮に百億というものが見通しとして今あるけれども、具体的に生の数字としては出でられない段階である、したがつて何とも言えないと、このことは、ちょっと私も納得ができない。總量から見て百億というのはわざかであるか

らその検討時期ではないと言うのか。あるいは百億の黒字が仮に決算で出たとして、「郵便の事業から生ずる収入を減少させないことが確実」であると判断はできないのかどうか。その判断があつて初めて値下げになるわけでしょう。

○田代政府委員 再々申し上げておりますように、ことし、法律成立後値下げを考えたいと考えております。したがつて、この七月以降できるだけ早い時期に、値下げの範囲といいますか額とい

いますか、具体的な金額とかいつたものを確定しなければいけないと思います。私、先ほどから非常に慎重になつておりますのはその点でございま

して、今の状況が続きますと、比較的経営も安定しておりますので、値下げによつて需要増を図る余地があるということは現在でも大いに推測はで

きるわけございますので、そういう前提で先ほど来た大型封筒などの値下げは行いたい、ただ具

体的内容はまだもうしばらく御勘弁いただきたい、こういう趣旨でございます。

○木内委員 答弁のニュアンスからしますと、今

しながら、今日の社会状況の中で、郵便局の持つ機能というものをさらに充実強化させると同時に、いわば社会的要請にこたえる形での郵便局の

郵便局はこのシステムのうち、情報物流システムと経済金融システム、それにもう一つは福祉シス

テムに深くかかわつてゐるわけであります。しか

りますと、政治システム、経済システム、教育システム、福祉システムと全国システムという区分の仕方もありますけれども、他面、機能別に見てまい

たいと思っておるので、短時間でありますのが尋ねをいたします。

郵便の全国ネットワークの保持とコミュニケーション手段としての有用性の確保、言つてみれば、社会システムとしての郵便局のあり方を今後

精力的に検討すべきではないかという視点からお

尋ねをいたします。

社会システムとして考えられておりますものに、地域システムと全国システムという区分の仕

方もありますけれども、他面、機能別に見てまい

りますと、政治システム、経済システム、教育シス

テム等々、多くのシステムが社会を動かしている

わけであります。今日的な状況で申し上げれば、

郵便局はこのシステムのうち、情報物流システム

と経済金融システム、それにもう一つは福祉シス

テムに深くかかわつてゐるわけであります。しか

り方というものが今後検討されてよろしいので

はないか。

例えば郵便局の持つ特性といったしまして幾つか

のものが考えられるわけであります。その第一は、郵便局は、四事業法のそれぞれの第一条にあります。郵便局は、既に公的事業として社会福祉機能を保有しており、既に公的事業として社会福祉機能を保持し、現にこうした機能を発揮している。二番目としまして、郵便局は全国ネットワークを持つてあります。かつ二万三千のサービスセンターと申していいます。郵便局を持つてある。しかもそれは、全国あまねく存在をしている、地域的にも偏在がない。したがって、全国均一のサービスの提供が可能であるという側面を持つてあります。三番目としまして、郵便局と地域との密着度は、歴史的に見ても他の諸機関に比べて最も高く、また極めて高い実績を残している。

四番目としまして、郵便局の利用層でありますけれども、あらゆる社会階層にわたって広がりを見せていて、文字どおり公共的性格を持つてあります。五番目としまして、郵便局はそれ自体広義の情報ネットワークの一環を占めており、今後これをさらに充実させることにより、個人を対象とするニュースメディアサービスの提供など、高度情報社会における地域情報センターになり得る。六番目としまして、郵便局のいわゆるPネットを外部システムと接続することによって、直ちに地域金融センターになり得る。七番目としまして、現在モデル的につくつてある地域コミュニティーセンター的局舎を全体化することいたしますと、名実とともにこのセンターとなり得る要素を持つてある。

さらに八番目として、簡保・年金の持つ福祉機能と事業団や通信病院の持つサービス機能と医療のノーハウがあり、それに外務作業機能を統合、活用することによって、直ちにディケアサービスを取り組むことも可能となってくる。九番目としまして、郵便の持つ集荷配機能をもとにした新たな情報サービス開発の可能性を持つている。十番目としまして、郵貯資金の自主運用を拡大することによって、ペソナルファイナンスの採用、拡大など、さらにはこの郵貯というものをより身近なサービスにすることはできる。十一番

目、簡保・年金の商品を拡充することによって、公的保障の補完的役割を果たせる。十二番目、社会資本の拡充のため郵貯・簡保資金はかけがえのない資金である。この役割をより一層果たすた

る、こうなるわけであります。

時間の関係では提言だけ申し上げてまい

るような形になるかもしませんけれども、今後

のこの郵便事業、とりわけそうした環境における

郵便局のあり方というものについて、多角的、立

体的あるいは社会的要請にこたえた存在のあり方

というものを新しい時代の展開として考えていか

れるべきではないか。

同時に、これは再びわたくて本日も答弁があ

りましたように、やはり現場の職員の方々の人的

な御努力に負うところが多いと思いますので、十

分に現場と相談をし、十分な協議をしつつ、こう

した申し上げたような社会的要請にこたえた郵便

局のあり方というものを今後検討していくべきで

ある、私はこう思うのであります。現在そし

た検討が行われているかどうか、行われていない

とすれば、新たにこうしたいわばプラン実現に向

けてのプロジェクトというものをつくられて、そ

こで検討されていったらどうか、こういうことを

提案もし、また要請をいたしたいと思います。時

間の関係もありますので、まず大臣から、簡単で

結構でございますので、率直な御感想を承りたい

と思います。

○中山國務大臣 大変御丁寧に郵便局の持ついろいろな機能というものに対する将来性の期待のお言葉をいただきました。

二万四千の中で一万九千の特定局、それから四千四百の簡易郵便局、それから千三百の普通局といふ、これは毎日一枚半紙を積み上げるような長い歴史の積み重ねというものがこのすばらしい国家的な財産をつくり上げたと私も思いましたし、四月十九日からはISDNといふいわゆるデジタル化というのが通信網として取り上げら

れておりますので、これを併用してこの郵便局の長い間積み上げてきた組織を近代化させること

は、もうすばらしい可能性を含んでおるよう私

は思います。

その意味で、経済大生物に育ち上りましたこ

の経済大国日本の神経として、これから大いに国

家のために、社会的な、インフラストラクチャー

というような言葉を使っておるようござります

が、そういうものを郵便局を通じての全体的な組

織のつくり上げというもので大きな可能性を見出

していきたい、私はかように思っております。

○田代政府委員 先生御指摘の郵便局のあり方と

いいますか、特に地域との密着、地域社会の中に

おいて郵便局がどのような役割を果たして

きた、これからそれをどうするかというの

は、郵便

だけの問題ではなくて、貯金も保険も含めまし

て、あるいは電気通信も含めての問題でございま

す。今までその辺郵政省が十分力を発揮していな

がったのではないかという反省も今してお

りまして、このようないわゆる反省も今してお

りまして、その上で大蔵大臣との協議、こ

れが必要だ、このようないわゆる反省も今してお

りまして、このようないわゆる反省も今してお

るのですから答申が出てくるのでしようが、こういう三つのクリアをして、なおかつ、大蔵大臣との協議が必要だというのがわからないのですね。先ほどの局長の答弁では、政府全体の予算あるいは收支の状況を大蔵省が的確に把握をするためにということなんですが、郵便事業は特別会計でありますし、もちろん、国の全体の予算の中に含まれる内容ではあります、ここまで二つも三つもクリアをされた上で郵政省がこの特例引き下げ料金を決めるという、こういう段階になつた上で大蔵大臣との協議というのはあえて必要でないのではないか、このように思うのですね。

それで、それに関連して、例えば十九条の方にもう一つ大蔵大臣と協議をする事項として、十九

条の二で、災害地の被災者に対する郵便はがき等を無償で交付する省令を決める際には大蔵大臣と

協議をする、このようになつていますね。ところが、次の十九条の三では、同じ郵便料金の減免措

置、例えば災害救助用の小包、速達料金、これを免除する省令を決める際に大蔵大臣協議というの

はないわけですよ。これはどういう関係でそういうな

つてているのかわかりませんが、あえて大蔵大臣との協議事項というのが本当に必要なんだろうかど

うだろうか、このようになつていますね。ところが、次

で、両方からひとつ考え方を聞かせていただきたい、このように思います。

○田代政府委員 今回、値下げを省令で行えるよ

うにいたしたいというこの改正の趣旨は、郵便事

業の健全な経営を維持していくことにございま

す。私ども郵政省は、値下げというのは需要増につながるという前提でもちろん考へるわけでござ

いますが、大蔵省は大蔵省で国庫を預かる大臣でござりますので、郵便事業の経営に対してもその立場からの責任がござります。そういう意味で、値下げが郵便事業の健全な経営を維持していく上でマイナスにならないかという観点からの大蔵省からの判断というものも必要である、かよう

な考へでこの協議の条項を入れた次第でございま

す。

それから、十九条の一と十九条の二の関係でござりますが、十九条の二是郵便はがきとミニレタ

ーの無償交付のときの協議でございますが、これ

は、国の所有に係る物品を無償で貸与したり譲り

するにはそれなりの手続がございまして、大蔵省

の所管の法律で政府全体としての取り決めがござ

います。したがつて、その観点からこの問題は大

蔵省との協議ということになつております。十九

条の三の小包は今の無償の譲与とは関係ございま

せんので、これは大蔵省との協議の対象になつて

ない、こういうことで整理してございます。

○田谷説明員 お答え申し上げます。
最初の郵便料金の値下げについてのみ大蔵大臣の協議を要するのはなぜかという御質問でござります。今回の郵便法の改正につきましては、私も財政当局といたしましても、郵政事業がそのサービス改善を機動的に行うためにやるのだとうふうに理解しておりますが、その観点から、現在法定制度であります基本的な郵便料金の値下げにつきましても、一定の条件のもとで弾力的に省令で改正できるということにしたものでございます。

お尋ねの大蔵大臣の協議の趣旨でござりますが、料金の値下げによりまして郵便事業の収支が大幅に悪化するということになりますと、郵便事

業財政の健全な運営を害することとなるというよ

うなことから、それを防止するために協議をお願

いしているわけでございます。

それから、もう一つお尋ねのごしました十九

条の二と三の点、こちらのお尋ねでございま

すが、私どもの理解では、一般的に申し上げまして、

国財産である物品を無償で供与するというよう

な場合には大蔵大臣に御協議をいただいておる

うなことから、それを防止するために協議をお願

いしているわけでございます。

それから、もう一つお尋ねのごしました十九

条の二と三の点、こちらのお尋ねでございま

すが、私どもの理解では、一般的に申し上げまして、

国財産である物品を無償で供与するというよう

るかということを大蔵大臣の立場としてチェック

させていただくというのが協議の趣旨でございます。

しかもその上、大臣は省令を決める際に郵政

審議会に諮問をする。そうすると、郵政省のそ

ういう判断も郵政審議会からのお考へに応じた答申

するにはそれなりの手続がございまして、大蔵省

は信用しないのじゃないか。要するに、収入悪化

が見込まれれば特例引き下げ料金というのは決ま

らない仕組みになつてゐるので、二十七条の六

で言うと、それはもちろん推計ですから、決算が

七月に出るのですから、その年度途中で機動的に

料金の引き下げをして国民へのサービスの改善を

図ろう、こういう趣旨でやるわけでありますか

ら、どうしても今の大蔵省の答申では、収入悪化

の防止のためにお心配でござつては、大変

結構なんですが、郵政省と郵政審議会に對してそ

れではどういう理解をされているのだろうかといふうことが逆に出てしまします。その辺はいかがな

ものですか。

それともう一つ、十九条の二では郵政省も大蔵

省もそれぞれ回答がございました。國の物品を無

償で交付するのだからというのが理由ですね。そ

うすると、十九条の三は災害救助用の小包、速達

郵便料金、これの料金の免除なんですよ。今度の

特例引き下げ料金も料金なんですね、物ではない

のですよ、物品ではないわけです。ということか

ら考えると、物に對しては確かに國の物を無償で

交付するんだから大蔵省の協議が必要だというの

です。そこで、郵便料金も料金なんですね、物ではない

のですよ、物品ではないわけです。ということか

ら、どうして大蔵省として、そこがおのずから違つて

いるのかなあ。ですから、先ほど言つているよ

うに、今度は國民へのサービスの改善のために收

入を減少させないと見込まれる範囲内で特例引き

下げ料金を決めるということですから、大蔵省

も、郵政省の方から大蔵大臣協議で大蔵省にいたつた場

合に可及的速やかにその判断を示していただき

たい」とおりかどうかを大蔵省はチェックするといふ

ことなんですね。ですから、先ほど言つているよ

うに、今度は國民へのサービスの改善のために收

入を減少させないと見込まれる範囲内で特例引き

下げ料金を決めるということですから、大蔵省

も、郵政省の方から大蔵大臣協議が行われた際に、どの程度早く

機動的にやるお考えなのか、それを聞かしてもら

てまいりますので、その辺は大蔵省として、これ

はいつからと、どういうのじゃなくて、具体的に郵政

省さんの方からそういう協議がありました場合に

は、私どもとしましても、郵便事業の運営上必要

なものであつて、事業財政の健全な運営の観点か

ら問題がないといふ場合には異議を唱えるといふ

筋合のものではございませんので、手続上も、

料金決定方式の彈力化と、今回改訂の趣旨に

一致するものであります。

ただいまお申し上げましたように、大蔵大臣の

立場から大蔵大臣協議が行われた際に、どの程度早く

機動的にやるお考えなのか、それを聞かしてもら

てまいりますので、その辺は大蔵省として、これ

はいつからと、どういうのじゃなくて、具体的に郵政

省さんの方からそういう協議がありました場合に

は、私どもとしましても、郵便事業の運営上必要

なものであつて、事業財政の健全な運営の観点か

ら問題がないといふ場合には異議を唱えるといふ

筋合のものではございませんので、手続上も、

料金決定方式の彈力化と、今回改訂の趣旨に

一致するものであります。

ただいまお申し上げましたように、大蔵大臣の

立場から大蔵大臣協議が行われた際に、どの程度早く

機動的にやるお考えなのか、それを聞かしてもら

てまいりますので、その辺は大蔵省として、これ

はいつからと、どういうのじゃなくて、具体的に郵政

省さんの方からそういう協議がありました場合に

は、私どもとしましても、郵便事業の運営上必要

なものであつて、事業財政の健全な運営の観点か

ら問題がないといふ場合には異議を唱えるといふ

筋合のものではございませんので、手続上も、

料金決定方式の彈力化と、今回改訂の趣旨に

一致するものであります。

ただいまお申し上げましたように、大蔵大臣の

立場から大蔵大臣協議が行われた際に、どの程度早く

機動的にやるお考えなのか、それを聞かしてもら

てまいりますので、その辺は大蔵省として、これ

はいつからと、どういうのじゃなくて、具体的に郵政

省さんの方からそういう協議がありました場合に

は、私どもとしましても、郵便事業の運営上必要

なものであつて、事業財政の健全な運営の観点か

ら問題がないといふ場合には異議を唱えるといふ

筋合のものではございませんので、手續上も、

料金決定方式の彈力化と、今回改訂の趣旨に

一致するものであります。

ただいまお申し上げましたように、大蔵大臣の

立場から大蔵大臣協議が行われた際に、どの程度早く

機動的にやるお考えなのか、それを聞かしてもら

てまいりますので、その辺は大蔵省として、これ

はいつからと、どういうのじゃなくて、具体的に郵政

省さんの方からそういう協議がありました場合に

は、私どもとしましても、郵便事業の運営上必要

なものであつて、事業財政の健全な運営の観点か

ら問題がないといふ場合には異議を唱えるといふ

筋合のものではございませんので、手續上も、

料金決定方式の彈力化と、今回改訂の趣旨に

一致するものであります。

ただいまお申し上げましたように、大蔵大臣の

立場から大蔵大臣協議が行われた際に、どの程度早く

機動的にやるお考えなのか、それを聞かしてもら

てまいりますので、その辺は大蔵省として、これ

はいつからと、どういうのじゃなくて、具体的に郵政

省さんの方からそういう協議がありました場合に

は、私どもとしましても、郵便事業の運営上必要

なものであつて、事業財政の健全な運営の観点か

ら問題がないといふ場合には異議を唱えるといふ

○田並委員 わかりました。それでは大蔵省は結構でございます。ありがとうございました。

統いて、最近、例のダイレクトメールを安い料金で扱っている業者が出現をしている、このように聞いておりますが、今回の法改正で弾力的に省令で値下げができるということになりますと、そういう民間と競合している部分の郵便料金については値下げをして、それ以外の分野の料金は値上げをするということになりはしないか。競争でない分野の郵便利用者に負担をかけるようなことになりはしないかという心配があるのですが、その辺はいかがですか。

○田代政府委員 今回の措置によります料金の値下げは、値下げによって需要増を伴つて収入を減少させない、という範囲内でのことになります。

○田並委員 ぜひそのようにお願いしたいと思
います。
考
え
て
お
り
ま
す。

ほかの郵便からカバーするというのはこの仕組み
上はできることになつておりますし、またすべ
きでない、私どももかように考えておりますの
で、今御指摘のようなことは起らないと私ども
考えております。

したがいまして、他のどこかを値下げして、それ
を値下げたままにしておいてそれをよそから、
おさむなしといふ範囲でのものでござります

次に、現在ある弾力化条項というのは今ある累積欠損金がなくなれば発動できないわけです。今回の二十七条の四の弾力化条項、これは累積欠損金がなくなつても、再び一定額以上の累積の欠損金が生ずるなど、必要条件が生ずれば郵便料金を省令で改定できる。そういう意味ではかなり省令で料金改定ができる幅が広がつた、このように考えられるのですが、逆に言うと郵便料金等の法律で値上げ等を行う改正というのは、あるいは値下げというのは、これはどういう場合が考えられるのか、お聞かせを願いたいと思うのです。

○田代政府委員 今回法律改訂をお願いいたしました趣旨が、できるだけ長く今の料金体系で、

そういう運営ができるようなら、それは値下げしていい、願いでございますので、法律改正で値上げあるいは値下げというものは当面考えているものはございませんが、あるとすれば例えば、累積欠損金が非常に多額にたまつた場合にこれを短期に、非常に短い時間で解消するため、たとえ単年度黒字を出してでも値上げして累積をなくして事業財政を健全に立て直すべし、そういう判断があつた場合に、これはもう法律改正で国会の判断を仰ぐということにならうかと思ひますし、あるいは今は今仕組みは物価等変動率の範囲内でのみ私どもは省令で改定できることにしておりますが、例えばこれを上回つた改定をしないとしても財政が立て直しきれないという事態に立ち至つたとき、こういう場合が想定されます。

それから値下げでありますと、これは増収が全く見込めないような値下げをするべきではないかといふようなときの判断、これはやはり法律改正によりうか、かように考えております。

○田並委員 そこで、先ほども木内先生の方から質問が出来まして、六十二年度の郵便事業収入の決算、かなり好調だというお話を聞きましたが、具体的な数字はまだ七月にならなければわからぬそうです。しかし、従来から比較をして大変な努力によつて累積欠損金の十五億も大体消し去ることができるだらう、このよだな御報告でございま

す。

こういう状態が続くということになりますと、料金の値上げなど今後余り考えなくてもよろしいのではないかだらうか。料金の値上げをしなくて、例えれば現状固定でいくという期間がかなり続けるのではないか。場合によれば料金の値下げということにもなるということが考えられると思うのですが、その辺についてどうかということ。

もう一つは、六十三年度の郵便事業の予算を見てもみると、単年度の欠損金を百六十三億円計上しているわけですね。これは単純に収入に対しても支出がこれだけだからイコール百六十三億の赤字

である、欠損金が出来るんだ、こういう見通しを立てられていらつしやるのでしようが、例えは昨年の当初予算は欠損金が三百六十億ぐらいだったでしようか、もつとだつたですか、年度途中で補正をされて單年度の欠損金を二百八十五億程度に一応縮小、削減されましたね。

先ほど来の郵務局長の答弁にありますように、労使ともに一体になつてあるいは大変汗をかいて郵便事業を努力した結果、累積欠損金も消える、その上さらに仮に百億程度なら百億程度の黒字が出る、こういうお話がございましたが、それから見る、六十三年度の当初予算における百六十三億の欠損金というのはどうも解せないのですね。もちろんこれは先ほど言つた技術的なものとして、単なる帳じり合わせで出したのだというところになればそうかもしれません、仮に郵政省が单年度百六十三億も欠損金が出るなんという計算をされていますと、今私たちが審議をしている特例引き下げ料金の問題なんというのはどこかへすつ飛んでしまうのではないか、こういう心配もありますので、この辺の問題をお答えいただきたいと思うのです。

○田代政府委員 予算の編成は経理部長が専門家でございますのでより的確には經理部長から答弁した方がいいかと思いますが、私ども省内で議論をしていまるのは、予算編成というのは非常に時間がかかる仕事でございまして、例えば六十三年度予算も昨年の今ごろからいろいろな数字をもとに予算をつくりつつあるわけでございます。したがいまして、収入の基礎になる物数についても、例えは最近小包が二〇%伸びましたなんという話は当時想像もできない。あるいは一般的の通常郵便物にしましても六十一年の数字が一番新しい数字でござります。そういうことで、実はその前の年の状況を勘案しながら六十三年度の收支予算がどうなるだらうかといふ見込みを立ててきておるわけでござります。したがつて、ここ数年予算よりもかなり大幅に売り上げを伸ばしておりますが、これはほつておいてふえたわけではございません。先ほど

来お話をござりますよういろいろな苦労を重ねた上でふえたわけではございますが、どうしても予算の見積もりの段階ではなかなか黒字を組むまでは至らないというのが実情でございます。○田並委員 六十二年度でもそういうことでかなりの成績を上げたということですから、六十三年度予算で单年度百六十三億円の欠損を計上はされていますが、一層の努力をされたい、これをさらにお願いをしておきたいと思うのです。

続いて、今大変な情報化時代を迎つつあるわけであります。これから、例の統合ディジタル通信サービス、これらがNTTによつて試験がいよいよ始まつたようあります。そういう時代が来ますと、情報というのは映像と音声がどうしても主体になるような気がするわけですね。そういう中で、手紙文化の向上というのでしょうか、郵便物の持つている文化的な要素あるいは使命といふものをもっと高める努力を郵政省自身もしなければいけないのでないか。前回の質問のときにも申し上げたのですが、欧米諸国から比較しても日本の国民一人当たりの郵便物利用数というは格段の差があります。ぜひ手紙文化というものをもう一回見詰め直してもらつて、手紙による文化的な使命を高める努力を一層郵政省としてもすべきだ、このように思つております。いろいろな施策をやつておりますが、これらを一層盛り上げていく必要があるのではないかと思ひますので、その辺についての局長の考え方をお聞かせを願いたいと思います。

○田代政府委員 初めに、先ほど今の状況からいきますと値上げの必要性は当分ないんではないかと感じない、むしろ値上げはしないで財政状態を安定化させていきたい、かように考えております。

現在の物価安定が続いておりますと私ども今の勢いが相当続くと思いますので、郵便事業の勢いが続いている限りは値上げの必要性というものはないかと思ひますので、失礼いたしました。

追加させていただきます。

それから手紙文化でございますが、御指摘のとおり郵便事業は手紙、はがきで成り立つておりますので、これを利用者が大いに使つていただくなつたのが私どもの事業の根幹でございます。郵便局でも、目先すぐこれで郵便の利用量がふえるという種類のものはなかなかございませんが、例えば子供さんたちに手紙の書き方、その喜びを教えるといつたことは、郵便局をコミュニケーションセンターですかコミュニケーションセンターとか、そいつたセンターとして、人にできるだけ集まつてもらつ場の中でも手紙の書き方を地元の人に教えるというのがほんと中心でございます。そういったわけで郵便局もそれなりに努力しております。

しかし、それから「ふみの日」を決めてPRするのもそういうことです、それからやはり最近学校

の力もかりたい。学校で子供たちに手紙を書くことをもう少しきちんと教えてくれるとありがたいということで、これは文部省にもいろいろお願ひいたしまして努力しております。

そういうことで、御指摘のとおり、私どもの仕事の基本になる手紙文化というものの向上についても、一筆書いていただくといふのは受け取る側は非常にうれしいものですね。あるいは何かの、こちらからこういうことをやりたいんだけれども御出席願えますか、こういうときに、単なる出席だとか欠席だとか以外に一言書いてありますと、これまで非常に意思が相手側に伝わるというのを私たち経験しておりますので、そういう手紙のやりとりのよさといいましょうか、うれしさというのでしょか、こういうものについて、今言われたようにぜひ文部省なんかも十分相談して、子供さん方も手紙を通じてお互いの意思の伝達をする、その中から一つの文化だとかあるいはコミュニケーションをもつと活発にするというようなこ

とも大いにやつていただきたい、このように特に要望しておきたいと思うのです。

二と三によつて、今まで小包だけ、災害時ににおける被災地に対しての小包料金、無料小包というのでどうか、それが出せるようになつておつたのですが、今度はそのほかに速達郵便物と現金書留郵便物、これについても新たに料金免除をする、こういう方向が出たわけですね。

その場合に、私考るのに、例えば災害を受けたところから自分の親戚だとかあるいは友人に、おかげさままで元氣でいるよという知らせ、これは電話でもできますし電報でもできますが、ぜひひとつレタックス等の料金も通数制限をつけて料金免除にするような方式だつて考えていいのではないか。なるべく早く伝達をする。このレタックスというのは意外とまだ知れ渡つていないようあります。そういう意味では近況も書けますし、しかも安否について細かくあの紙の中だけたら書けるわけありますから、ぜひそういうものも今後の検討課題として、せつかくここまで範囲を広げたのでありますから、被災者じゃなくて災害地に自分の親戚や友人なんかがいる場合は、電話も不通になつたりなんかするときには、どうしても唯一の手段として、はがきだと封書だと、そういうものが主流になります。そこへ

次に、今度新しく郵便のプリペイドカードを発行するということになつたそうでございますが、これはNTTのテレホンカードあるいはJRのオレンジカード、大変な売れ行きだそうでございまして、まさにカード時代にマッチした結構なことだ、このように思います。

ただ、問題は、発行枚数が少なくて買えない人が出てくるというような事態が場合によると出る可能性があると思うのです。こういうことのないよう、せつかく利用者が買おうと思つても買えないという事態が出てきますと意味がなくなつてしまますので、プリペイドカードの発行あるいは販売の計画、これがどのようになつてているのかといふことと、もう一つはテレホンカードだとカオレンジカードには千円以上とか五千円以上のものについては例の割引、プレミアムがあるのですね。郵便の、今度プリペイドカードが出てます。ですが、こういう通数制限があるようあります。そこで、この辺も検討の材料としてお考えになつていただきたい。

それと、郵便はがきの無償交付については五枚ですか、こういう通数制限があるようあります。が、これについて考える考え方はないのかどうか、この点をあわせて御回答願いたいと思います。

○田代政府委員 第一点のレタックスの無償交付

であります。私ども今までの検討の過程では実

際は入つてないわけでございます。今回の法律改正で広げるのは、今までの普通郵便から速達へ、

とも

このサービス改善ということを考えておりますのであります。ただし、いまのようなお話を受けまして、通信委員会の提言ということで持ち帰らせていただきたいと思います。

それから通数制限であります。現在の通常はがきは今五枚ということにしております。これは無償交付ということなものですから五枚であります。今回速達料金を免除するときにはこの通数

の制限はやめようかと思つております。こういう災害時に伴つてのことありますので、それほど制限する必要はないんじやないかということで、今そのような方向で考えたいと思つております。

○田代委員 ゼひひとつ前向きに御検討をお願いをしたいと思います。

次に、今度新しく郵便のプリペイドカードを発行するということになつたそうでございますが、これはNTTのテレホンカードあるいはJRのオレンジカード、大変な売れ行きだそうでございまして、まさにカード時代にマッチした結構なことだ、このように思います。

ただ、問題は、発行枚数が少なくて買えない人が出てくるというような事態が場合によると出る可能性があると思うのです。こういうことのないよう、せつかく利用者が買おうと思つても買えないという事態が出てきますと意味がなくなつてしまますので、プリペイドカードの発行あるいは販売の計画、これがどのようになつてているのかといふことと、もう一つはテレホンカードだとカオレンジカードには千円以上とか五千円以上のものについては例の割引、プレミアムがあるのですね。郵便の、今度プリペイドカードが出てます。ですが、かなりカードマニアさんもいるのですね。このものは根底から見直さなければいかぬ、こういふことがあります。切手については今のいろいろな売りさばきの、明治以来ずっと長い切手販売のいろいろなルールがございまして、これにプリペイドなんであります。切手については今のいろいろなルールがございまして、実はこの法案を出すまでにはそういう結論が出来ませんで、当面スタートのときには割引なしで売らせていただきたい、こういふことがありますので、準備を進めています。

○田代委員 今度プリペイドカードが出るのですね。が、かなりカードマニアさんもいるのですね。このものは根底から見直さなければいかぬ、こういふことがあります。切手については今のいろいろなルールがございまして、実はこの法案を出すまでにはそういう結論が出来ませんで、当面スタートのときには割引なしで売らせていただきたい、こういふことがありますので、準備を進めています。

○田代政府委員 プリペイドカードの発行計画であります。これはことし法律が通りましてからいろいろな具体的な動きに入りますので、今年度は年度末ぎりぎりになつてやつと出せる状態かと思います。私どもは、できるだけたくさん出し

てできるだけ大勢の人を使つてもらいたいと思つますが、実は電話のカードと違いまして郵便のはがきや切手を買う、あるいは郵便局の窓口で小銭でなくてカードで支払うことができるということ

で、ちょっと電話ほど爆發的に売れるかどうか、ぜひひとつ、利用と同時にそういう趣味も兼ねた、できればシリーズ物みたいなものを出した

ついいわけですから、すばらしい記念切手がありますね、ああいうものを国案化をして出すよう

なことだつて将来的には考へてほし、このよう
に思ひます。せつかく出す以上はやはりそれ
の、国民の皆さんから喜ばれるものでなければ
いけないわけですから、そういう努力をひとつ要
望しておきたいと思います。

最後に、昨年の臨時国会だつたですか、例の総
務庁が行つた「郵政事業に関する行政監査結果に
基づく勧告」これについて私、質問をいたしま
した。小包の赤字がとにかくならなければ、將
來的には郵便小包については經營そのものを考
え直したらどうか。「収支均衡の目標年度を定め、計
画的に業務運営の効率化による経費の縮減等に努
める必要があり、」これは総務庁が言つておるの
です。「これが達成できない場合には、民間宅配サ
ービスの動向等を踏まえ經營の在り方に於いて抜
本的に見直しを行ふ必要がある。」こういう勧告
が出たわけですね。

それに対しても、これは一生懸命努力をしている
んだから、郵便小包をそういう格好で切り離すな
んことは考へないでくれ、郵政省としてももち
ろんそんなことは考へていませんと。総務庁の方
にも私聞いたわけですが、総務庁の方もも
ちろん郵政省の努力によつてはこういうことは考
えない、こんな答弁もあつたのですが、そのとき
の郵政省の答弁は、昭和六十五年度くらいには収
支を均衡できる見通しであるので、小包の廃止は
現実の問題になることはない、このような答弁書
をいただいているわけです。これは大いに結構な
ことでござります。六十五年度くらいには収支を
均衡できる見通しであるという御回答だつたので
すが、その後の状況はどのような格好になつてい
るわけですか、お聞かせを願いたいと思います。

〔虎島委員長代理退席、委員長着席〕

○田代政府委員 私ども郵便を担当している者が
ら言ひますと、たとえ赤字であつても小包は廃止
すべきでないというのが実は基本の考へてござい
ます。しかしながら、効率化すべきところは効率
化して、黒字にすべきものは黒字にするというの
は当然のことありますので、小包についても、

それだけをとっても黒字になるような努力は私た
ちしなぎやいかぬ、こういうことで昨年来頑張つ
てきたわけでございます。

この一年間で、景気がよかつたことその他のいろ
いろな条件がよかつたせいもありますが、従来、
ここ二、三年前から年間六、七%しか伸びてなか
つた、あるいは八%までしか伸びてなかつたもの
が、前年度に比べて二〇%も伸びたというような
成果も出でております。小包だけじゃなくて郵便全
体ですけれども、取り扱い物数があえればそれだ
け一つ当たりの単価は下がつてまいります。そう
いった意味では着実に小包の收支はよくなつては
おりませんけれども、まだ、ただいま六十二年度決
算も出でていない段階でございますので、今のところ
○田並委員 それでは最後に、いずれにしても、
郵便事業といふものはそのときその社会経
済情勢の変化によつて需要の拡大あるいは縮小と
いうものにつながるわけでありまして、それと同
時に、この事業の健全運営のためにはどうしても
健全な労使関係といふのが必要で、人的な依存度
合いが非常に強い郵便事業でありますので、昨年
いふものに亘るわけでもあります。それでとも
う少し、この辺が大きな相違点でございます。

○木下委員長 五年当時と比べてみましても、当時は
まだローカルで細々と始まつておつた宅配便、つ
まりデパートの広告などを扱つておるものですが、
こういつたものが最近では全国的な規模での
会社まで出てきた。そういうものを含めて全体
で三十くらい専業の業者も出ておるような状態で
ございまして、また地方の新聞社が新聞配達の傍
らこういつたDMを配るといったことも始めてお
りまして、これはちょっと古うございますが、六
十一年の二月の時点でも既に十五社ほどが始めて
おります。また電気通信の分野でも、ファクシミ
リが昭和五十四、五年ころ十四、五万台だつたも
のが現在では百万を優に超しておる、あるいはパ
ソコン通信とかワープロ通信とか、そういうふたも
のまで実用になつてきておる。それからフリーダ
イヤルといつてお客様の負担のかからない電話サ
ービスなども出てきておる。これやあれや考へま
すと、郵便をめぐる情勢というのは、これはただ
ごとでないなという感じがして、私ども身を引き
締めておる次第でございます。

○木下委員 今回の料金決定の彈力化とか、こう
いったいろいろな改正は郵便事業を取り巻く著し
い環境の変化、こういつたものが背景で出てきて
おると思いますが、この背景について、最近道を
車で走つておりますと、バイクを使つた急送サー
ビスとかにもよく会いますし、またダイレクトメ
ールの宅配、こういつたものも登場してきておる
ようございます。またファクシミリ等電気通信
メディア、こういつたものの発展普及も著しい
とてあります。

し、以前であつたら郵便を使つていたようなもの
もこのようないいいろなもの、メディア等
を使うようになつてきておる、こういう状況であ
ると思います。こんな郵便事業を取り巻く新し
いメディアの状況を郵政省はどのように把握し、
受けとめておられるのか、最初にお伺いいたした
いと思います。

○田代政府委員 御指摘のとおり、都会地ではパ
イクを使つたサービスなど非常に目につくように
なつております。郵便といいますか、物を運ぶこ
とはそれほどの設備投資を要しないで気軽に手軽
に参入できる業界なものですから、民間の方から
特に都市におけるこういつた宅配業といふのが
非常に今盛んになつております。

五十四、五年当時と比べてみましても、当時は
まだローカルで細々と始まつておつた宅配便、つ
まりデパートの広告などを扱つておるものですが、
こういつたものが最近では全国的な規模での
会社まで出てきた。そういうものを含めて全体
で三十くらい専業の業者も出ておるような状態で
ございまして、また地方の新聞社が新聞配達の傍
らこういつたDMを配るといったことも始めてお
りまして、これはちょっと古うございますが、六
十一年の二月の時点でも既に十五社ほどが始めて
おります。また電気通信の分野でも、ファクシミ
リが昭和五十四、五年ころ十四、五万台だつたも
のが現在では百万を優に超しておる、あるいはパ
ソコン通信とかワープロ通信とか、そういうふたも
のまで実用になつてきておる。それからフリーダ
イヤルといつてお客様の負担のかからない電話サ
ービスなども出てきておる。これやあれや考へま
すと、郵便をめぐる情勢というのは、これはただ
ごとでないなという感じがして、私ども身を引き
締めておる次第でございます。

○木下委員 そういうことで、今回の料金決定の
弾力化、これは今のお話のような郵便事業を取り
巻く著しい環境の変化を背景にして、なるべく経
営の自主性を高めることをねらつた措置だと受け
取れておりますが、現行の弾力化との大きな違い
は、以前であつたら郵便を使つていたようなもの
もこのようないいいろのもの、メディア等
を使うようになつてきておる、こういう状況であ
ると思います。こんな郵便事業を取り巻く新し
いメディアの状況を郵政省はどのように把握し、
受けとめておられるのか、最初にお伺いいたした
いと思います。

というのはどの辺にあるのか、お伺いいたしま
す。

○田代政府委員 現行の強力化措置は、昭和五十
五年当時の累積欠損金が解消するまでの間とい
う仕組みにしたいと一つと、今回
は、現在の累積欠損金が仮に解消しても、再び赤
字に転落して一定の累積欠損金がたまつた場合に
は再度省令で料金改定ができる、値上げができる
う、いわば暫定的な措置でございましたが、今回
は、値上げだけでなく値下げも省令ができるよう
にしたい、この辺が大きな相違点でございます。

○木下委員 法律で現在の六十円、四十円という
料金が決まっていて、省令で次々と料金改定みた
いなものを行つていつたとすると、法律の方は六
十円、四十円と書いていて省令で現実に行われて
いるものは違う料金になつて行く、これはどうい
うことに解釈すればいいのかとちょっと考えるの
ですが、矛盾しているとは思わないのでしょうか
か。どうしてこういう形で矛盾してないのか、お
伺いしたいと思います。

○田代政府委員 財政法三條との関係におきまし
て、私どもの郵便局がまだ国営でしかも郵便の独
占事業でありますので、財政法三條の枠から飛び
出るのはどうかということでの枠内の弾力化を
考へる。財政法三條にもいろいろ幅がござります
ので、法律で直接料金を定めることだけでなく
して、法律に基づいて、法律上いろんな条件を設定
するという方法もござります。そういう中で考
えますと、いろいろと競争、競合その他ございま
すが、今の時点ではやはり法律そのもの、法律で
動率の範囲内で事業の運営が安定的にできるよう
な措置をとることが適当であろう、かように考え
ますと、四十円、六十円というのを決めているその形その
ものは今取つ払うべくなくて、やはり法定料金
という原則はそのまま残した上で、今の物価等変
えてございます。

う百円しかないようなものになると、そのカードとあと残りは金を出さなければならなくなつてしまふ複雑になつたり、これはやはり現実問題として、本当にどこまで便宜を図つていくのかといふ覺悟があつて、そしてカードの共通みたいなものも指して進んでいくよな本当に大きな流れのもとでやつていただきたい、これは吆喚激励を申し上げるつもりで細かい点を言つておるわけでございます。

せつかくそう申し上げましたので、窓口の事務を簡素にすると、いうことも、それもそうだと思ひますけれども、それもやはりいろんな事情、郵便局まで行くと切手だけではなくいろいろありますから、切手だけは外で自動販売機で買つて、ほかのものに並べまた同じですから、本当にカード化を考えるなら、いろんなことをぜひ積極的に徹底して考えていただきたいと思います。

それから、先ほどの答弁で、何か三千円くらいという最高金額。今のところ三千円くらいしか考えておられないのですか。窓口で払うとき用にもっと大きいものとかも考えられますか。ちょっとお伺いしておきます。

○田代政府委員 現在、一枚当たりのカードは三千円を最高にしたいと考えています。

○木下委員 わかりました。

それで、このプリペイドカードは三千円で、一番高いのが偽造されたとしても三千円は三千円なんですかね、しかし、例えばNTTの方のテレホンカードの場合は、あれを仮に偽造したとして、それが今おつしやつた三千円のを偽造して三千円ずつと使つたとしても三千円分、仮にこれがずっと永久に使えるようなものを巧妙に偽造して、人のいないところで差し込んで使つたとして、そのうとそれが電話をかけている間だけの時間しか使えないわけですから、一生使うと随分の金額になるでしょうけれども、それによつてざらざらざらざらと現金が出てくるような品じやないのですね、NTTの場合には、また、国鉄のオレンジカードにしたつて、それは偽造すれば切符が

いっぱい出てくるでしょう。ある意味では、それは何万円も何十万円分も切符が出てくるでしょうけれども、ではその切符を現金にしてほかのものに使おうすると、これはなかなか、駅で一枚、二枚なら友達に売ることはできても、それを大量に現金化するなんというのは、これは非常に難しいことでございます。

ところが、今皆さんのお考へおられるプリペイドカードというのは、それを偽造したときに出でくるものは切手ですね。切手というの私は現金と同じものだと思います。これが、使用しても全然減らないようなものでカードをつくつて差し込んで出てくるとなると、夜、幾つかの自動販売機を荒して回れば、かなりなもの下手にすることができる。これは、今までのテレホンカードとかオレンジカードで偽造しようと思つた人間の偽造意欲、偽造効果みたいなものと、今度出てきたプリペイドカードの偽造効果というものは、もう考えられないほどの差があると思うのです。私はちよつとN.TTの方に聞いてみたんです。これは正確な情報ではありませんけれども、NTTの方も、電話料金が何か納めるかなり大きい金額のものを考へてみたことがあるけれども、余り金額が大きくなると偽造意欲をかきたて過ぎるのでそれはちよつとお伺いしておると、このように私は伝え聞いております。

そういう目で見たときに、一体、カード時代ということでやつておるけれども、このカードは大変な偽造意欲をそるものであるという認識が、今までのものと違つておありなのかどうか、まずこの点をお伺いしておきたいと思います。

○田代政府委員 カードに踏み切る以上は偽造はあつてはならないことでございますので、これは私ども、どういう方式を採用するのか、今の技術のレベルがどの辺にあるかというようなことをいろいろな角度から調べておりますが、他のカードに比べて今御指摘のような心配も大きいとか、大きい面もあるかと思いまして、より厳しい偽造防止のためのいろんな手だては講じなければいか

ぬ、かようて認識しております。

○木下委員 それは今、他のに比べてと、こう言われるが、それが他のに比べてどの程度という、この認識ですね。今この認識が本当にありますか。かどうか。今言つたテレホンカードは、一生使えるものをつけたところで——一生ですよ。いつも使つたって、自分の電話をかける分が安くなるだけですから。これは本当に何ばでも出でてくるのですから。どうぞその辺、本当に考へていただきたいと思います。

これは、諸外国のプリペイドカード発行、何か聞いておりますか。

○田代政府委員 昨年の十月に先進七カ国に照会いたしました。その結果、まだ発行したとかあるいは発行を計画しているという返事は来ておりませんが、ナシのつぶてのところもありますので完全には把握しておりません。しかし、まず発行しないで見ていいと思います。

○木下委員 カード時代と言なながら、先ほど申し上げたような形のカードを発行するのは、郵政省、今回のプリペイドカードが初めてであろうかと私も思いますので、そういう次元で、みんながやつたのと同じような形でやつているのだと思われないよう、最先端をやるのだという覚悟でやつていただきたいと思います。

話はちよつと別の話になりますが、昨年郵便法を審議したときに「たうんめーる」と呼ばれていたあるて名のない郵便のことも私質問させていただきました。その後の実施状況を少しお伺いしたいこの「たうんめーる」については、新聞販売店等民間からも意見がいろいろと出されております。私の方もいろいろと話を聞いております。現在どのようになつておるのか。民間を圧迫するよ

ざいまして、昨年の五月から、これは全国二十の都市に郵トピア構想の都市を指定いたしましたの

で、まずはそこでいろいろ資料を得ることを目的に、このあて名を省略した「たうんめーる」のサービスを始めました。ことしの二月までの間に、総数で五十八万七千通の郵便を配達いたしました。ただ、自分の電話をかける分が安くなるも使つたって、それはそれなりにお客様からは喜ばれています。

その過程で、日本新聞協会あるいはその傘下の販売店からは、これが販売店の折り込み広告に対する脅威になるというような趣旨で、民業圧迫といいますか、そんな趣旨からこれを広げることに脅威を感じているという御指摘もございました。

私ども、販売店の仕事を取り上げるのが目的ではございませんもので、現在試行中の郵トピアで行っておりますのも、例えば封筒に入れたりあるいは帶封をつけたりとか、それから料金も、新聞折り込みは大体一枚二円から七円ぐらいだそうですが、それを私どもの方は二十円から四十円という料金格差をつけるなどしながら、販売店の脅威にならないところで、つまり客層が違うといいますか、それぞれ守備範囲がわかるような形で実施するように今指導しているところでございます。

ただ、この世界には、実は新聞販売店にとっては郵便局だけが脅威的ではございませんで、D.M.の宅配便などが今どんどん出てきておりますのでも、だんだんと戦国状態にはなりつつある分野だと思います。いずれにしても、私ども、販売店をつぶすのが何も目的ではございませんので、今やつておることをもう少し冷静にといいますか、注意深く試してお伺いをいたしました。

○木下委員 最後にもう一つ聞かせてくださいこの「たうんめーる」について、新聞販売店等民間からも意見がいろいろと出されております。私の方もいろいろと話を聞いております。現在どのようになつておるのか。民間を圧迫するよ

うな形でやつてないかどうか、お伺いをいたしました。この間、新聞を見ていましたら、記念切手の発行についてちよつと投書がございまして、私も、なるほどな、自分も何となく感じていたものとこの投書と同じでありましたので申し上げますと、やはり収集の人はずつと続けて収集したいのです

ね。出されたのはみんな収集したい。それが結構負担になつておる方がおるような雰囲気でございました。ずっと全部収集していくと、収集家として出るのはみんな収集するというと一体年間どのくらいかかるのかとか、細かいことはわかりませんけれども、記念の切手で二枚が別々の、一枚で一つの絵になるようなものになつてたりすると、結局、一枚の単価は安くても、買おうと思えば双方一緒に買わなければならぬわけですね。そうすると金額も上がつてくる。それから、何となく発行回数も、私も子供のころ少し興味を持ったことがあるのですが、そのころよりも何か今の方が多いような、これは何十年もたつてますから子供のころと比較してもあれども、先ほど申しました、死蔵されて随分有利なことはわかりますけれども、余りそういうふうな金額が大きくなつたり回数が多くなつたりといふのは、ならぬ方がいいのではないかと思ひます。何か御意見があつたら聞かしてください。

○田代政府委員 記念切手の発行といふのは非常に難しうござります。全国にいろいろな収集家

がございまして、収集家でない一般の郵便の利用

者の方もやはり記念切手を買いたい求めてお使いにな

るということで、いろいろな意見がござります中

で、どの辺で折り合いをつけて発行の回数なり枚

数なりを決めていくかということは、実は大変苦

心をしております。このところ十年ほどは実を

言ふと余り変わっておりません。ほぼ同じような

パターンでやつてきておりますが、一時期発行枚

数を減らしたために東京中央郵便局の周囲を小

学生が取り囲んで行列になつたというような事件も

ございましたので、最近は一回当たりの枚数をふ

やし、そのかわり全体の回数を減らしていると

いう方向で来ております。これがまた、実は郵趣

の方には評判が悪うございまして、希少価値が

ないということで、むしろ郵政省にとつても死蔵

が減つて損だぞというふうな指摘もござります。

非常に難しうございまして、毎回毎回迷いな

がらこういうことをやつておるわけでござります

ね。出されたのはみんな収集したい。それが結構負担になつておる方がおるような雰囲気でございました。ずっと全部収集していくと、収集家として出るのはみんな収集するというと一体年間どのくらいかかるのかとか、細かいことはわかりませんけれども、記念の切手で二枚が別々の、一枚で一つの絵になるようなものになつてたりすると、結局、一枚の単価は安くても、買おうと思えば双方一緒に買わなければならぬわけですね。そうすると金額も上がつてくる。それから、何となく発行回数も、私も子供のころ少し興味を持ったことがあるのですが、そのころよりも何か今の方が多いような、これは何十年もたつてますから子供のころと比較してもあれども、先ほど申しました、死蔵されて随分有利なことはわかりますけれども、余りそういうふうな金額が大きくなつたり回数が多くなつたりといふのは、ならぬ方がいいのではないかと思ひます。何か御意見があつたら聞かしてください。

○塚原委員長 佐藤祐弘君。

○佐藤(祐)委員 今回の郵便法の改正案では、災

害時における郵便料金の免除でありますとか、料

金未納、不足郵便について手数料を取らないと

き、そういう点はサービスの改善であつて私た

ちも賛成であります。しかし、賛成できない重大

な問題点もあると考えております。それは、現行

事業をめぐつて電気通信の分野からの大変な競争

も出てきておりますし、また電気通信以外の運送

業、宅配業からも大変な競争を挑まれてゐる状況

でございます。五十五年当時予想した事情を上回

つて私どもの事業環境は厳しくなつてゐる、こう

いう中で、これからもこの郵便事業を健全に維持

していくためには現在のこの制度を若干形を変え

て存続させていただきたい、かような考え方になつ

て今回提案をしております。

○佐藤(祐)委員 そういうことをお聞きしている

のではないのですね。山内郵政大臣の答弁を引用

しました。財政法三条違反ではないか、それから国

会の審議権の制限だという批判もあつたわけであ

りますから引用はできるのですが、当時の魚津郵

便の問題は、現行法への改正が審議さ

れました第九十三臨時国会でも大きな問題になりました。

法定緩和の問題は、現行法への改正が審議さ

れました第十九条法定緩和の問題は、現行法への改

正が審議されましたが、これは、たくさん繰り返し答弁があ

りますから引用はできるのですが、当時の魚津郵

便の問題は、現行法への改正が審議さ

れました第十九条法定緩和の問題は、現行法への改

正が審議されましたが、これは、たくさん繰り返し答弁があ

体何だったのだ。あの通信委員会では繰り返しそのことが議論をされているわけです。郵政省は国會で約束をしたことなど守らなくていいのだ、そういうことですか。

○田中政吉

千人以上の定員削減が行われた、いろいろな問題點があると思つておりますが、いずれにしてもそういうことをやらなくても改善はされてきているわけです。だから、今の答弁は全然理屈にもならぬわけですよ。

○佐藤(祐)委員 それをお聞いているのではないのです。法定制にしたら絶対に困るんだという理由は何ですか。

いますか、どうしてそうしなければならぬのか。改定する必要がある場合には国会に出せばいいじゃないですか。現在年に一回以上国会は開かれているわけですね。この間でいいますと大体年に二回は開かれている。そこに出せば、当然サービス

日本政府委員 五十五年当時の半期としては、
当時の累積をなくすためには十年間で二度ぐらい
値上げをしなければ解決できませんということです。
あの法案をお願いいたしましたが、結局その後の
情勢、動きを見ますと、二度の値上げはおろか一
度の値上げもしないでここまで参りましたし、逆
に、私どもの置かれている立場は昭和五十五年当
時とは想像もつかないほど変わってきましたの
で、当時の国会の場では暫定的ですということを
申し上げて判断を仰ぎましたが、その後の情勢の
変化をひとつお酌み取りいただきたいということを
で今回改めてこの法律を御提案申し上げた次第で
あります。

では、別の角度から聞きますが、前回の改正のときにははどうして当分の間の特例としたのですか。先ほども原則法定、例外政府委託という答弁をされておりましたが、本来のあるべき姿は法定なんだという考え方が前提にあるから当分の間の特例ということで出されたのではありませんか。

○田代政府委員　當時当分の間の特例としてお願いいたしましたのは、当時の郵便事業財政が二千五百億の赤字を抱えて、いわばどうにもならなくなつておつた、こういう実態を踏まえて、これをなくすまでの間ということでお願いしたわけあります。ですから、当時の判断としては、その後の累積がなくなつた後的事態までどうこうすると

て、料金、特に値上げの方の改定はできるだけ避けるつもりではございますが、私どもの努力でいかなんともしがたいような状態が起つたときに素早く料金手直しによって対応しないと、将来、例えれば値上げが認められたとしても時間がたつために非常に大幅な値上げをせざるを得ない、そのためには機敏に料金を改定できるようにしておくことが事業の運営にとって望ましい、かように考えた次第でござります。

〇田代政府委員 第一点の、当面料金をいじらなければいけない何か緊急な事態が予想されるかといふ御質問ですが、今のところ予定はございません。今の経済が安定をしていく限りは今のままの料金で当分の間は事業が健全に運営できると思つておりますし、また値上げすることによってむしろ事業が悪化する心配がござりますので当分そういうことはございませんが、急激にそういった必

○佐藤(花)委員 今の答弁でも論理がつながっていないのですね。つまり、大変な赤字の見通しだって、いや自分の間だから御理解いただきたいということで法制緩和をやりました。この間それは一度も使つてないわけではありません。使わなくても改善がされてきたのですよ。法定緩和を、一九八〇年のときにはもう我が党だけじゃなくて、そういう例外としても認めるわけにいかぬと各野党が反対したのです。それに対しても、いや当分の間だから御理解いただきたいということで法律ができたわけですね。しかし、その法定緩和を一度も使わずに事情は好転してきました。なぜやる必要があるのですか。わけでしょう。なおかつ赤字状況が続いているというのならば、私たちには賛成はしませんけれども、だからもう少しこれを続けていくんだという考え方ならばそれが他の事情で、先ほどは職員の意識改革というよううなことを言っておられた、それ以外にもこの間四

いうことはなくて、とりあえず当時の状況を救うためにあのようない制度が当時の時点では必要であるということでお願いいたしました。

○佐藤(祐)委員 大変苦しい言いわけで、それはあくまで自分の間で、累積欠損がなくなればもとへ戻すんだ、清算するんだということをはつきり郵務局長も、郵政省は答弁しているのです。そうではなくれば当時の議論だつてもつといろいろ沸騰しておつたに違いないわけです。

また別の角度から聞きますが、私は根拠はないと思うのですが、なおかつ百歩譲って、今後引き続き、今回の改正は無期限法定制緩和ということです、これをどうしてもやらなければならぬような特別な事態が今あるのですか。逆に言いますと、法定制に戻したら絶対に困るという問題が何があるのですか。

○田代政府委員 郵便事業が今置かれている状況から考えますと、民間との競合の中で良好な経営を維持するためには、これから将来にわたって機動的に料金を上げ下げできるようにしておくこと

のじゃないのですね。この間、既に小包についての競合とかがあつたわけです。しかし一種、二種については独占事業ですから、そういう中で機敏に対応するというような姿勢はこれまでもあつたと思うのです。当然のことながらそういう趣旨で八年前に改正したのだから。しかし、その間それは行使しなくても経過してきてるわけですね。安定してきているわけです。改善されてきているわけです。とすると、今改めてそれを固定化する無期限にしていくということを提起してくる以上は、これまでよりもさらに深刻な何か急激な事態、特別な事態があるという認識に立っているのかどうかということですね。

それと、機敏に対応するとおっしゃいますが、一種、二種についてこの八年間なかつた、それでも機敏というのはどういう幅で考えておられるのか。我々は本来郵便料金は、特に一種、二種は公益性が高い、独占性のもの、国民の利便に非常にかかるわつていてるといふものは十分国会で審議して決めるべきだ、これは本来の法定制の考え方ですね。それをあえて破るといいますか排除するとい

要が起つたときに、私ども機敏に対応しないとほかの業界におくれをとつてしまつということを恐れるわけでありますので、仕組みとして値上げ、値下げとともに機敏にできる状態にしておいていただきたい、かようなお願いをしております。○佐藤(祐)委員 どうにもそれは納得いきませんね。前回の一九八〇年の審議のときの経過があります。議論がいろいろありました。そのときに、ともかく当分の間だから例外的な措置なのだ、それで認めてもらいたいということであつたわけです。その経過からいつても、そのときの最大の理由であつた累積赤字、これが解消の方向に来ていいわけですからもとへ戻すということでなければならぬ。それから、実態からいいましても前回の法改正以降これは発動されてないわけですよ。発動しなくても改善をされてきたということからますます根拠もなくなつてゐるということだと思うのです。ですから、今の答弁でいいますと、これまでの予測を超えたような激変があるという見通しに立つて、そういう見通しに立つ以外に論拠は全くないわけですね。私はそんなことはあり得ないです。ですから、今の方針でいいますと、これ

一種、二種についてこの二年間なかつた。それで機敏といふのはどういふ幅で考えておられるのか。我々は本来郵便料金は、特に一種、二種は公共性が高い、独占性のもの、国民の利便に非常にかかわっているといふものは十分国会で審議して決めるべきだ、これは本来の法定制の考え方です。それをあえて破るといふますか排除するといふ

法改正以降これは発動されてないわけですよ。発動しなくとも改善をされてきていたということからますます根拠もなくなつていいということだと思うのです。ですから、今の答弁でいいますと、これまでの予測を超えたような激変があるという見通しに立つて、そういう見通しに立つ以外に論拠は全くないわけですね。私はそんなことはあり得ない

いと思いますし、しかも本来公共的な料金ですか
ら、これは国会で審議するのは当然なわけです。
従来そうしてきているわけですし、それを覆すほ
どの理由は毛頭ないというふうにやはり私は言わ
ざるを得ないと思うのです。

時

時間が余りありませんから、ですから本来これ
は反しているということを強調しておきまして、
次に、今回やろうとしている改正で料金の値上げ
あるいは値下げ、これをする場合には郵政大臣が
郵政審議会に諮問して、その答申を得て省令を改
正する、こういうことです。

○田代政府委員

うんとつづめて言いますと今お
つしやつたとおりでございますが、若干敷衍いた
しますと、まずは値上げの条件が法律いろいろ
ござりますので、その条件に当てはまっているか
どうか、つまり前回の値上げ以降の物価の状況等
が法律の条件に合っているかどうか、あるいはそ
の年の、あるいは今までの累積の状態での郵便事
業の経営がどうなっているかといった判断をいた
しまして、その上に立つて郵政審議会への諮問で
すとかあるいは物価問題閣僚会議への付議だと
か、そういう手続を経た上で省令で値上げをす
る、こういうことになります。

○佐藤(祐)委員 私はこのやり方にもやはり問題
があるというふうに考へてゐるのです。とい
ますのは、郵便料金の場合は結局のところは事業

の当事者と値上げを決めるところが同じなんです
よね。そのほかの公共料金の場合は、電気にしま
してもガス料金にしましても、私鉄運賃とかタク
シーとか、すべてこれは事業主体と認可機関は別
なんですね。事業主体は民間のいろいろな経営が
あって、そして申請が出て政府が認可していく、
こういうことですね。郵便料金の場合はそうでは
なく郵政大臣が値上げあるいは値下げを諮問す
る。その郵政審議会というのはこれは大臣任命で
しよう。自分が任命したメンバーの審議会に自分
が値上げしたいあるいは値下げしたいんだとい
うことを諮問して答えを得て実行する。何というの
ですかね、こういうのは。お手盛りという言葉は

余り適切じやありませんが、客觀性がないわけで
すね。客觀性がチェック機能といふ点でいいます
とないわけですよ。そういう点でも私は非常にこ
れは問題だなというふうに思うのです。

この点、大臣御自身はどう考えておられます
か。これまで本來のあり方としては法定制であ
り、国民多數の利便にも供する公共的なものです
から、国会の審議でそれは決めていくんだとい
うことが大原則ですと戦後來てゐるわけですね。

はつきり言つてそれをあえて変えなきゃならぬ理
由というのはないと思うのです。実態としてもこ
の八年間もなかつたし、年に一回ないし二回国会
を開いてるわけですから、法改正として当然国
会審議にかけばいいわけで、それをそうではな
いようにしようとしている。それはやはり郵政大
臣もあれですか、国会審議をできるだけ避けよ
う、避けた方がいいんだ、そういうお考えですか。

○中山國務大臣 六十三年度の赤字は百六十三億
でございましたが、六十二年度の二百八十五億、
そういう予算の中での赤字を見込んでおります
が、その中で累積十五億ということになつてきま
して非常にその見通しがよくなつてしまいまし
た。今先生御指摘のよう 국회で何もかも審議を
お願いをして決めるということよりも、むしろ民
間との競合をどうするか、現場で働く方々も大変
御熱心に赤字解消のために懸命の努力をしてくだ
さつたということで、これは労使協調の中で郵政
事業の料金というものは柔軟に、狭い道でも広い
道でもハンドルが切りやすいように対応する。別
に国会の審議を避けたいというような意向を持つ
ているわけじやございませんが、国会のほかの事
情で何か審議がなかなかかしくいような場合にも
柔軟に対応しませんと、せつかくの現場で働く人
たちの努力が無に帰するというようなことがあつ
たのは、私はいけない、ですからその辺はひとつ大臣
任命の審議会の委員ではございましても御信用を
いたしまして、大衆がすべてこれ審議の経過、
結果を注目をいたしておるわけでござりますし、

郵政省三十一万の職員の皆さん、特に郵便事業十

四万の皆さん方が懸命の努力をしながら、官民が
共存をして郵便事業というものが達成をされます
ようにという願望が込められておりますので、ど
うぞひとつ御信用をいただきたい。疑心暗鬼でお

考えいただく必要はないのじゃないかと思つてお
ります。

○佐藤(祐)委員 別に疑心暗鬼とかそういうレベ
ルの問題ではないんです。また、労使の問題でも
ないんです。国民に対する公約を政府はどうして
守らないんだという問題なんですよ。五十五年には
法律の改正をやりました。そのときに、あくまで
これは当面の例外的なことなんだ、ということ
は、本来原則としては法定制でなければならぬの
だ。現在の条文にもそれは残つてゐるわけですよ
ね。きちつと書いてあるわけですよ。あえてそう
いうことを一方で明記をしながら、片方で例外規
定を設けるというやり方については、先ほども同
僚委員から疑惑も出でております。私は当然だと思
うのです。そういうことをあえてやる。しかしそ
れはあくまで当分でござりますから、例外でござ
いますからお認めをいただきたいということであ
たものですね。

○塚原委員長 別に疑心暗鬼とかそういうレベ
ルの問題ではないんです。また、労使の問題でも
ないんです。国民に対する公約を政府はどうして
守らないんだという問題なんですよ。五十五年には
法律の改正をやりました。そのときに、あくまで

これは当面の例外的なことなんだ、ということ
は、本来原則としては法定制でなければならぬの
だ。現在の条文にもそれは残つてゐるわけですよ
ね。きちつと書いてあるわけですよ。あえてそう
いうことを一方で明記をしながら、片方で例外規
定を設けるというやり方については、先ほども同
僚委員から疑惑も出でております。私は当然だと思
うのです。そういうことをあえてやる。しかしそ
れはあくまで当分でござりますから、例外でござ
いますからお認めをいただきたいということであ
たものですね。

○塚原委員長 次に、ただいま議決いたしました
本案に対し、田名部匡省君外三名より、附帯決議
を付すべしとの動議が提出されております。

○塚原委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。木内良明
君。

○木内委員 ただいま議題となりました郵便法の一
部を改正する法律案に対する附帯決議案につき
まして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申
し上げます。

○木内委員 まず、案文を朗読いたします。

うに思うのです。だからそういう改正には反対だ
といふことを強く申し上げ、終わります。

○塚原委員長 これにて質疑は終局いたしました

。うぞひとつ御信用をいただきたい。疑心暗鬼でお

考えいただく必要はないのじゃないかと思つてお
ります。

○佐藤(祐)委員 別に疑心暗鬼とかそういうレベ
ルの問題ではないんです。また、労使の問題でも
ないんです。国民に対する公約を政府はどうして
守らないんだという問題なんですよ。五十五年には
法律の改正をやりました。そのときに、あくまで

これは当面の例外的なことなんだ、ということ
は、本来原則としては法定制でなければならぬの
だ。現在の条文にもそれは残つてゐるわけですよ
ね。きちつと書いてあるわけですよ。あえてそう
いうことを一方で明記をしながら、片方で例外規
定を設けるというやり方については、先ほども同
僚委員から疑惑も出でております。私は当然だと思
うのです。そういうことをあえてやる。しかしそ
れはあくまで当分でござりますから、例外でござ
いますからお認めをいただきたいということであ
たものですね。

○塚原委員長 別に疑心暗鬼とかそういうレベ
ルの問題ではないんです。また、労使の問題でも
ないんです。国民に対する公約を政府はどうして
守らないんだという問題なんですよ。五十五年には
法律の改正をやりました。そのときに、あくまで

これは当面の例外的なことなんだ、ということ
は、本来原則としては法定制でなければならぬの
だ。現在の条文にもそれは残つてゐるわけですよ
ね。きちつと書いてあるわけですよ。あえてそう
いうことを一方で明記をしながら、片方で例外規
定を設けるというやり方については、先ほども同
僚委員から疑惑も出でております。私は当然だと思
うのです。そういうことをあえてやる。しかしそ
れはあくまで当分でござりますから、例外でござ
いますからお認めをいただきたいということであ
たものですね。

○塚原委員長 次に、ただいま議決いたしました
本案に対し、田名部匡省君外三名より、附帯決議
を付すべしとの動議が提出されております。

○塚原委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。木内良明
君。

○木内委員 ただいま議題となりました郵便法の一
部を改正する法律案に対する附帯決議案につき
まして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申
し上げます。

○木内委員 まず、案文を朗読いたします。

○

○中山國務大臣 戰後四十三年たしまして、あの何もなかつた焼け野が原から、世界のG.N.P.の一割以上、一二・三%を日本が生み出すという形になつてきました。逆に、人口構成というのは、子供が今一家に一・七四人しか生まれていないというようなことで、二・〇三でございましたか、人口の静止限界というのは、人口が減りもふえもないというのは、二・〇三ないとだめだ、こう聞いておりますが、若い人で子供を産まない夫婦などいるのがどんどん出てきまして、これが六十五歳以上のいわゆる高齢化社会をどんどん広げて、二十一世紀が来るとき一五・六%ぐらいになるのじやないか。いろいろな試算があるようで、この間予算委員会でもどういう試算になるのかといふ資料要求があつたやに記憶しておりますが、ありますとき、長寿社会、長い寿の社会といふ、寿という名前をつけていいのかどうかという発言をしたことがございます。

それやこれや考え合わせますと、今経済大国で

ございますが、高齢化に対応していくためには、国家の力、個人の力、そして周りの力といいますか、そういう三位一体をよほどコンビネーションよく考えていく必要がある。その中で、全国に二万四千、簡易郵便局を抜けば大体二万ぐらいの郵便局の組織をフルに活用して、郵便年金というあなたのそばにでもある郵便局から高齢化社会を支える一助といいますが、公的年金を補佐・補助するような形でこれを充実させていくことが、今百十七兆の預貯金と言われております、簡保の契約も百二兆といふ、経済大国の中身はどういうふうに充実をさせていくかといふためには、郵政省の持つております伝統の保険・郵便事業の中からそういう制度を確立していくために必要なことではないかと思つております。

○坂井委員 一説では、保険でありますとかある

いは企業年金、個人年金という分野は私的な貯蓄の部門だ、やはり公的年金の分野、公的年金が老後の生活保障、老後の設計を保障することは最大の柱であり、このことによつて、公的年金によって最低限度の生活は保障されなければならないはずだ、こういう議論がありますね。

きょうは厚生省年金局にお越しいただいておりますので、年金局から御見解を承りたいと思うのですが、これが今後老人がふえていきますけれども、今申しましたように、どうもとりわけ個人年金というのがどんどん発展するということは、逆説的には社会的に不幸なことだ、これは言うなれば公的年金、政府が、国が責任を持つて国民のために完備しなければならないはずの公的年金の分野、この不備をおさなりにして、そして個人年金に頼るということは、言うなれば政府の怠慢ではないかといふ大変厳しい見方も実はありますとお見えになつておられますか。

○横尾説明員 公的年金の役割につきましては、ただいま私どもが所管しております厚生年金の水準を例にとりまして御説明申し上げさせていただきますと、昭和六十一年から実施いたしました新制度のもとでは平均的なサラリーマンの所得二十七万円というふうに決定して、それの約七割弱、十八万円の水準でござりますが、この水準を厚生年金の水準とするというふうに決定しているわけでございます。この七割弱という水準でござりますが、給付の面の水準論から申しますと、老後になりますと子女の教育費の負担等々が減少するので、働いているよりも少ない收入で暮らしていくので、その水準が六割であるとか七割であるとか、いろいろな御説があるわけでございますが、前回改正ではそれを七割弱といつておきました。

また同時に、前回改正におきましては、公的年金と申しますのは全国民に対しても保険する

ことまでが国民全体の合意が得られる限度額かといふことも重要なことになつてくるわけでございます。

今、厚生年金の保険料率は一二・四%ということ

でございますが、これが今後老人がふえていきま

すときには三〇%近い保険料をちょうどだいしないと賄えないということになつております。この保険料が三〇%を超えないようなところで抑えられ

る給付水準で、なおかつ大方の国民の方にこれなら生活の柱としてやつていただける、そういう給付水準そのものの問題と負担との接点の中で前回改

正が実現したものでございます。

私どもは、今後もそういう両面を考えながらできるだけ老後の生活の中でしっかりと役割を果たすようにしたいと思っております。

ただ、所得の国民各階層のいろいろな変動といふのは大変幅広くなつてしまつりました。農林漁業に従事しておられる方、都会のサラリーマンとして老後を迎える方、非常にバラエティーに富んでまいりまして、老後の備えについてのお考えも非常に区々になつてきているよう思いますので、公的年金を柱としていただきながら、その上に持つてある経済力あるいは老後に對する備えの考え方、それは個人の御判断にゆだねて自助努力でやつていただくということは、基本的には老後保障の大きな助けになるということで、年金担当者としても支援をしたいという姿勢であります。

○坂井委員 そうしますと、相互扶助における企業年金それから自助努力の分野における個人年金、この二つの年金制度は公的年金を補完するといふ役割を期待しておる、そういう位置づけといいますか、そういうことになるのでしょうか。

○横尾説明員 補完するという形でとらえておりま

す。

○坂井委員 大臣にお尋ねしたいと思いますが、企業年金等の分野に属するといいますか、企業年金を受けられる人に対する一般家庭の主婦でありますとか、あるいは農業の經營者、それから

零細企業の被用者、これらの人々は企業年金の恩恵は受けるわけにはいかない、したがつて国民年

金、こういうことです、今申しましたような金、こういうことですが、今申しましたような

人々がやはり郵便年金の一番の対象になり得る層ではないか。所得階層別にはいろいろな層があり

ますが、どちらかといえば公的年金制度部門では

国民年金に該当する人々が個人年金の分野における郵便年金でもつて老後の生活設計、老後の所得

保障、これを補完するという分野の人々ではないかとありますれば、非常に郵便年金の

役割というのは大きいと私は思います。私はそういう

思ひますが、ひとつ大臣のお考えを伺いたい。

郵便年金の果たすべき役割とは何なんだろうかと

いうことについてどうお考えでありますか。

○相良政府委員 おかげさまで郵便年金も六十二年度末で八十四万件の件数を数えるようになりました。

五十六年からスタートさせていただいたわ

けでありますと、次第にふえてこのような状況に

なりましたけれども、八十四万件と申しますのは、私どもの簡易保険、これが六千二十五万件に

なつておりますので、これとの対比におきまして

もまだ保険期間に近いと申し上げてもよろしいかと

思ひます。

先ほど厚生省の方から公的年金が全国民の老後

の所得保障のやはり中核になるということについて

御説明があつたわけでありますけれども、これら

が一人一人の老後ににおけるところの自分のニーズ

に合つた形でのいろいろな組み合わせの中において

賛明な選択をされるということが望ましいわけ

でありますと、郵便年金としましても、今後もで

きるだけニーズに合うような商品を提供いたし、

サービスの充実に努めて、長寿社会、活力ある社

会の形成に一役買いたい、このように思つておる

ところでございます。

○坂井委員 今の国民年金というのは必ずしも十

分ではない。そうしたときに郵便年金の利用者と

いうのは、先ほど申しましたようにどちらかといふと企業年金を初め年金制度の恩恵に余り浴さない人がその対象であるということになりますと、郵便年金の果たすべき役割といふのは、通常の貯蓄手段とは全く違います。ある意味では社会保障的な性格すら持っている貯蓄手段といふことが言えないか、私は実はそんな感じを持っているわけでございます。

そういう考え方立ちはだして、この郵便年金制度の持つ普及性、大衆性といいますか、非常にへんぴなどころまで随分手足が行き渡る。ですから、郵便年金制度といふのはかつて国民の貯蓄思想あるいは貯蓄習慣、そういう普及に大変役立つた、こういう経験があるわけでござりますけれども、同じようく郵便年金が今この制度の非常にいい部分、大衆性とか普及性といふものを大いに活用して非常に広範囲に隅々に、どちらかといふと年金制度の恩恵に余り浴さない層に手を広げていこうことは非常に大事だろうと実は思っておられます。そういう意味では今度の郵便年金のこの改正に私は大いに期待をしたいと思っている次第でございます。

そこで、これは厚生省、お答えいただけますかどうですか。企業年金、個人年金が公的年金の補完的役割を果たすということであれば、一体それが三つの年金がどれくらいの比率が好ましいといいますか、この比率を今どんなところに置いておられるか、あるいは将来に向かってそれはこのようにありたいというようなお考えがありますれば、この際伺つておきたいと思う。

○横尾説明員 全体の老後保障を二〇〇としてその中でどういう割合を占めるかというふうな立て方では大変お答えがしにくございます。公的年金が基本的に中核的役割を占めるといふところに立脚いたしまして、その上で職域あるいは個人年金というものの今後の伸びとすることを考えますと、その比率を申し上げるわけにはいかないので、恐らく、今後の老後に對する国民の姿勢といふのはなるべく老後に備えをしようというふう

に動いているように私ども認識しております。あるべき姿という意味ではございませんが、だんだんそういう自助努力をもつて老後に備えをする部分というのがふえていくことになるのではないかというふうに思つております。ちなみに、企業年金の中身といたしましては、企業年金の中身といふのが言えないか、私は実はそんな感じを持っているわけでございます。

そういう考え方立ちはだして、この郵便年金制度の持つ普及性、大衆性といいますか、非常にへんぴなどころまで随分手足が行き渡る。ですから、郵便年金制度といふのはかつて国民の貯蓄思想あるいは貯蓄習慣、そういう普及に大変役立つた、こういう経験があるわけでござりますけれども、同じようく郵便年金が今この制度の非常にいい部分、大衆性とか普及性といふものを大いに活用して非常に広範囲に隅々に、どちらかといふと年金制度の恩恵に余り浴さない層に手を広げていこうことは非常に大事だろうと実は思っておられます。そういう意味では今度の郵便年金のこの改正に私は大いに期待をしたいと思っている次第でございます。

そこで、これは厚生省、お答えいただけますかどうですか。企業年金、個人年金が公的年金の補完的役割を果たすということであれば、一体それが三つの年金がどれくらいの比率が好ましいといいますか、この比率を今どんなところに置いておられるか、あるいは将来に向かってそれはこのようにありたいというようなお考えがありますれば、この際伺つておきたいと思う。

○横尾説明員 全体の老後保障を二〇〇としてその中でどういう割合を占めるかといふな立て方では大変お答えがしにくございます。公的年金が基本的に中核的役割を占めるといふところに立脚いたしまして、その上で職域あるいは個人年金というものの今後の伸びとすることを考えますと、その比率を申し上げるわけにはいかないので、恐らく、今後の老後に對する国民の姿勢といふのはなるべく老後に備えをしようというふう

の保障のために不安があつて、それを何とか維持しようということである意味では社会的に強制され得なければならぬといふ個人年金、そういう性格の部分と、今申しました、なおゆとり、より豊かに、この二つの面をよく見きわめながら、これから年金のあり方といふものを公的、相互それから自助努力、この三つのそれぞれのバランスといいますか相互の関係において検討をしていかなければいけないのではないか、心しなければならぬことではないか、私は個人的にそう思つております。

そこで、私の考えを申し上げながら、個人年金に関する市場調査、これは大体三年ごとに行われているようですが、結果を見ますと幾つかございます。

まず一つ、個人年金の加入状況はまだ非常に水準が低いということ。これは五十九年の調査の段階に比べまして四・六%の上昇で現在やつと一三・五%。二つ目、にもかかわらず個人年金の加入の意向は非常に高い。これは約五割の人々が加入したいと言う。それから三つ目には、税制の優遇措置の拡大を希望する世帯が過半数である、これが調査の特徴的な三点だろうと思ひます。

そこで、加入はしたい、加入の意向が非常に高いにもかかわらず、なぜ今日個人年金は一三・五%という低水準にとどまつてゐるのだろうかといふことがあります。このことについてはどうお考えになつていますか。

○相良政府委員 今先生が引用されました市場調査は、昨年九月に私ども全国の六千世帯を対象に個人年金に關係する幾つかの質問をいたしたものでございます。この市場調査の中で個人年金に加入をおられるかどうかをお尋ねしましたところ、今先生からもお話をありましたように一三・五%の世帯加入率といふ結果が出てまいりました。これはこの調査の加入率でありまして、もう少し全体的な数字で申し上げますと、一番加入件数の多い民間生保の年金、個人年金、これが約三百万件でございまして、次は私どもの郵便年金で

八十万件、それに農協共済の三十万件、大体のところ四百二十万件前後でございまして、世帯加入率は一千世帯当たり百四世帯ということになつておまりまして、この調査の一三・五%よりもややまた下回るという状況になつております。したがいまして、本当のところはまだ一割強といふのが普及率であろうといふふうに考えるわけであります。

この調査の中で、年金に加入をされるお気持ちがありますかとということをお尋ねいたしましたところ、近いうちに年金に加入をしたいという大変ととは別に、自助努力部分の普及が図れるようになります。私どもとしてはこれを約半分のところまで厚生年金基金で普及をいたしまして、残り四分の一に当たるところでござります。

○坂井委員 よくわかります。よくわかりますが、この三つのバランスといふのは非常に微妙な難しい問題を含んでいるのかなというような感想、感じ、考え方私持ちながら実は質問をいたしております。

まず一つ、個人年金の加入状況はまだ非常に水準が低いということ。これは五十九年の調査の段階に比べまして四・六%の上昇で現在やつと一三・五%。二つ目、にもかかわらず個人年金の加入の意向は非常に高い。これは約五割の人々が加入したいと言う。それから三つ目には、税制の優遇措置の拡大を希望する世帯が過半数である、これが調査の特徴的な三点だろうと思ひます。

そこで、加入はしたい、加入の意向が非常に高いにもかかわらず、なぜ今日個人年金は一三・五%といふ低水準にとどまつてゐるのだろうかといふことがあります。このことについてはどうお考えになつていますか。

○相良政府委員 今先生が引用されました市場調査は、昨年九月に私ども全国の六千世帯を対象に個人年金に關係する幾つかの質問をいたしたものでございます。この市場調査の中で個人年金に加入をおられるかどうかをお尋ねしましたところ、今先生からもお話をありましたように一三・五%の世帯加入率といふ結果が出てまいりました。これはこの調査の加入率でありまして、もう少し全体的な数字で申し上げますと、一番加入件数の多い民間生保の年金、個人年金、これが約三百万件でございまして、次は私どもの郵便年金で

もうの今申しましたような点を踏んまえて日本型福祉社会といふようなことが言わるわけです。いろいろな見解がありますけれども、三点共通した見解がある。一つは老人の同居率が非常に高い、そういう家族の特性がある。それから二つ目には企業が職域におけるコミュニティの発達と独自の日本的な労使慣行、これが存在する。それから三つ目には高齢者の勤労意欲が非常に高い。それから貯蓄率も非常に高いですね。そういう貯蓄率の高さに示される自助自立の精神といいますか、この三つが日本の特性の三本柱だというのが大方の一致した見解見方のようでございます。

ところが、この三本柱が来るべき本格的な高齢化社会の中でもずっと生き続け、このような三つが継続していくだろうかどうか、どうもそうでもなさそうだなという社会的現象といいますかが最近見えてきた。それは何かというと、やはり核家族だろうと思うのです。

かつて厚生省は厚生白書の中で、老人との同居

率が七〇%以上、こういう日本の特性を考え、

同居しているといふれば福祉における含み資

産、これを生かすことだ、こういう考え方がありまし

たね。しかし同居率は年々下がってきておりま

す。経済的事由でもって同居せざるを得ないと

いうようなこともあります。本当は別居した

い、だけれども、そうすればいろんな面で経費が

かかる。だから同居せざるを得ない。ところが日

本的美德、老人と一緒にいるのがいいのかどうな

か、どうも最近の社会は違ってきたという感じが

ありますね。

そうしますと、同居率がぐっと低くなつてくる

ということになりますと、先ほど厚生省お答えに

なりましたが、やはり老後ある意味では自分で一

人で暮らさなければいけない、夫婦で暮らさなければいけない、子供に面倒を見てももらえない、こ

ういう不安が一つある。しかし、もう一方では子

女の教育費のために、一緒におるとかかるという

よう、これは相反する二つの問題だろうと思う

のです。

○坂井委員 民間個人年金とのこれから競争関

係、これがだんだんと問題になつてくるんだろう

と思うのです。抽象的な言い方をすれば秩序のあ

る競争ということになるのでしょうかけれども、こ

の辺も運営上非常に難しい問題ではなかろうか

などと思います。

年金というのは非常にインフレに弱いというこ

とをよく言われますが、高齢化社会、寿命が伸びる、そうすると、将来の年金の支払いについても

従来とは違った方向に向かいつつある。こんなこ

とをよく考えた上で年金制度といふものを将来に

わたつて研究をし、確立をしていきませんと、こ

れはなかなか大変だなと、率直に実はそんな感じを

持ちながら質問をしております。

それで、本論に戻しまして郵便年金、これは余

りもう過ぎたらいかぬのでしょうか。民業にお

ける個人年金、これは生命保険会社なんか利潤を

追求しないと、株主に対しまして義務があるわけ

ですから、やはり土地でありますとか株式、そろ

うところに資金の運用をどんどんやつて、そし

て株主に還元をする、あるいは個人年金の加入者

に還元をする。郵便年金はそれはできませんね、

官業は、だから収支というのは大体とんどんとい

うようなことを基本に考えて運用される、こうい

うことに相なりますか。

○相良政府委員 郵便年金は、非営利の国営保険

といたしましてできるだけ安い掛け金で個人年金を

提供することを使命といたしていけるわけござい

ます。つまり非営利といふことございましての

で、利潤を上げるということを目的といたしてお

るわけではございませんが、ただいま先生が御指

摘なさいましたように、独立採算制の事業といた

しましては収支の相償を図る、つまり収支の均衡

をとるということは極めて大きな命題であるとい

うふうに思うところでござります。実際に事業を

運営いたしまして剩余金が発生をいたしましたな

らば、必要な積立金を積みました後、それぞれ加

入の方に分配をして実質的な均衡を図つておる

ということでもござります。

まあ五十六年当時の環境とはかなり今違うと思

いますし、心配されました資金の集中というの

は、その後の数字をいただきましたけれども、見

てみるとどうもそんな大きなものじやないよう

です。先ほど申しましたように、高齢化あるい

うことでござります。お民業との関係においてそういう金融機関が今回

お是正すべきこともあるというようなお考えと

いますか、そんなことを検討されておりますか。

それとも今の制度で大体すつといける、こう

いうことでしようか。

○相良政府委員 将来にわたつて郵便年金が使命

を果たしていくかという御質問だというふうに

思ひます。おはり年金制度といふことですが、な

が戦後のインフレに遭遇しました教訓を生かしま

して、現在の五十六年に創設いたしました新郵便

年金につきましては、基本的に終身年金につきま

して三%遞増制という基本的な枠組みを採用いた

しておるわけでございまして、この間にさらに分

配金が生じました場合はそれもまた三%递増でつ

け加えていくというシステムになつておるわけでございます。こういうシステムによりまして将来

に発生いたしますところの経済的変動にも対応す

る構えをとつておるわけでござりますけれども、

ごぞいます。こういうシステムによりまして将来

が非常に多い私は思います。だから今回のこ

の改正復活といふのは、当然これは時代のそういう

要請、国民的な要請を受けた改正であろう、こ

う思つておりますが、私のような認識でよろし

うございますが、私がございまして、予断をするわけにはま

らない。また、私どもの資金の運用等につきま

してもまだまだ多様化を図る余地というのが残さ

れておるわけでありまして、今後ともこの多様化

対応できるように商品の整備等を図つていく、そ

ういう必要があるというふうに考えております。

○坂井委員 五十六年に年金法の改正がございま

した。一時払い即時年金の問題でござりますが、

実はせつかくあつた即時年金、これは五十六年の

改正時になくなつたのですね。当時は、郵便年金

制度が改正でさらに改善をすることになりま

すと資金が郵便年金に集中をすることになりました

金融秩序に大きな影響を与えるというようなこと

で、生命保険会社あるいは銀行等々金融機関から

猛烈な反対があつたということが背景にあつたよ

うでございます。しかし、私は結論から申し上げ

ますて、この一時払い即時年金、この制度は廃止

すべきじやなかつたなと、これまで率直な感

じを実は持つております。持つておりますが、な

ども、あるいはこういう要素が加わつてくれれば

それは将来にわたつて心配ない、当然そういうこ

とでしようが、先々においてこの郵便年金等にお

いても、あるいはこういう要素が加わつてくれれば

なお是正すべきことがあるというようなお考えと

いますか、そんなことを検討されておりますか。

それとも今の制度で大体すつといける、こう

いうことでしようか。

まあ五十六年当時の環境とはかなり今違うと思

いますし、心配されました資金の集中というの

は、その後の数字をいただきましたけれども、見

てみるとどうもそんな大きなものじやないよう

ですね。先ほど申しましたように、高齢化あるい

うことでござります。おはり年金加入、そうすると一時

払即時年金、これはやはり利用したいという層

でございます。この層ははなはだ多くいる、そういう

層が非常に多い私は思います。だから今回のこ

の改正復活といふのは、当然これは時代のそういう

要請、国民的な要請を受けた改正であろう、こ

う思つておりますが、私のような認識でよろし

うございますが、私がございまして、予断をするわけにはま

られない。また、私どもの資金の運用等につきま

してもまだまだ多様化を図る余地というのが残さ

れておるわけでありまして、今後ともこの多様化

対応できるように商品の整備等を図つていく、そ

ういう必要があるというふうに考えております。

○相良政府委員 先生御指摘のよう、五十六

年、新しい年金制度改革をいたしましたときに、

金を新しい制度に衣がえをする、そして特に一時

払即時年金の制度をとるということになれば資

金の集中がなお一層商業を增大を、こういう

ことで我が国全体の金融秩序の調和という観点か

らいかがなものかという強い反対が生じたわけでござります。

そういうことも勘案いたしまして、発足のとき

には一時払い即時年金について断念をいたしたわ

けでございますけれども、それから七年を経過いたしまして、懸念をされましたところの資金の集中の状況には至つております。あれは一時的な状況であつたということははつきりいたしておりますし、その後年金の普及状況は、先ほどもお答えいたしましたけれども、まだ世帯普及率が一割といふような状況でございまして、さらく今後とも努力をしてまいる必要が宣たると民たるとを問わざるわけでございまして、私どもいたしましたのも長年の加入者の方の御要望にもこたえ、より一層きめの細かいサービスを提供申し上げるという点から、今回一時払い即時年金ということをお願いを申し上げておるところでございます。

なお、民間あるいは農協等のそれとのところにお話は申し上げております、快く了解をいたしましたが、今後とも年金の普及に対しましては共存的競争と申しましようか、足らざるところをお互いに相補いながら、手を携えて国民の福祉の向上のために努力をしてまいることのように思つ次第でございます。

○坂井委員 一時払い即時年金に加入する場合の掛け金額でございますが、概算の数字で、六十歳で年額二十万円、これは平均の加入年金額年額二十万円の年金に掛け金一時払い即時年金の形で加入する場合は、個人終身年金で三百七十六万円程度、それから定期年金は五十七歳までといふのは五歳上げとして約百六十万円、こうなると思います。

そうしますと、年金額が十二万円から七十二万円までありますね。最高限度七十二万円の場合は掛け金一時払いはどれくらいの額になりますか。あわせてどれくらいの加入見込みを見込んでおられますか。

○相良政府委員 現在の最高が七十二万というございますが、この七十二万に一時払い即時年金で六十歳支払い開始に御加入をいただいたといたしたいたい。

定期で五百七十五万円、このように相なるわけであります。

なお、加入見込みにつきましては、現在一時払の場合は四十五歳から五十七歳、こういうことは五歳の方は五歳くらい下げて三十歳くらい、それから定期年金の五十七歳までといふのは五歳上げで六十二歳、これくらい幅を持たそう、こんなことでしようか。

○相良政府委員 ただいま先生からお話をありますように、現在の終身年金につきましては三十年から六十七歳まで、この年齢にある方が終身年金に御加入いただけるわけであります。定期年金につきましては四十五歳から五十七歳といふように定める予定であります。終身年金の三十五歳というようなところまで持つていただきたい、このうように定期年金の復活の制度が設けられました。

○坂井委員 時間が迫っておりますので、まとめつきましても同様各歳刻みで、これも上限を七十年といふようなところまで持つていただきたい、このようなことを検討いたしておるわけであります。

今回、郵便年金復活の制度が設けられました。大変妥当だと思います。簡易保険は復活の制度がありまして、失効した契約のうちの一八%復活しております。郵便年金の失効状況及びどれくらいの復活を予想されておりますか、簡潔にお答えをちょうだいしたいのが一点。

それから二つ目には、税制の問題です。先ほど優遇措置を講じてもらいたいとちょっと触れましたが、個人年金掛け金の別枠の所得控除限度額の引き上げをやるべきだと思います。大蔵省は反対のようですが、これはひとつ断固押し通していただきたい。保険の場合は年間五万円、郵便年金の場合には個人年金掛け金の別枠の所得控除が五十九年の税制改正で創設されたわけではありませんが、年金に加入の意向をお持ちの方もかなりの程度おられるわけであります、そういうニーズがあるというふうに認められますので、加入年齢の最初の方につきましては五歳程度早目に御加入いただけるようになります。ただけるようになりますので、加入年齢の五歳刻みといふことを考へておるわけでございます。

また、定期年金につきましては、従来の定期年金の状況から見まして、現在五十五歳と六十歳の支払い開始という二本立てになつておりますけれども、六十五歳の支払い開始というものを設けることによってさらに御利用いただきやすいようにいたしたい。

それからもう一点お願いしたいのは、最初に戻りますが、営業活動で募集、集金ですね。これは最近の在宅時間帯が非常に大きく変化してまいりまして、御婦人方は働きに行つておられる、共働きも多い、週休二日制が定着しつつある、したがつて昼間の在宅率というのが非常に低下しておりますね。したがつて、勤務時間の二時間繰り上げ、繰り下げといふことが行われているようになります。

それからもう一点お願いしたいのは、最初に戻りますが、年金の掛け金の一時払いとか即時年金の制度、これは五十六年の年金法改正前にはありましたようでございます。それで、五十六年の九十

以上三点につきまして、大変恐縮でございますけれども、見込みといたしまして、簡易保険の復活が一八%でございますので、六十一年度で年金の失効件数が七千二百件、これに一八%を掛けました数字といたしまして大体千三百件程度を復活の対象として考えておるわけでございます。

それから年金に対する税制の問題でございますが、時間が迫つてありますので、六十一年度で年金の失効字といましまして大体千三百件程度を復活の対象で二、三点伺つて終わらたいと思います。

○相良政府委員 最初に復活でございますけれども、見込みといたしまして、簡易保険の復活が一八%でございますので、六十一年度で年金の失効件数が七千二百件、これに一八%を掛けました数字といましまして大体千三百件程度を復活の対象として考えておるわけでございます。

それから年金に対する税制の問題でございますが、時間が迫つてありますので、六十一年度で年金の失効字といましまして大体千三百件程度を復活の対象で二、三点伺つて終わらたいと思います。

○坂井委員 時間が迫つておりますので、まとめつきましても同様各歳刻みで、これも上限を七十年といふようなところまで持つていただきたい、このようなことを検討いたしておるわけであります。

今回、郵便年金復活の制度が設けられました。大変妥当だと思います。簡易保険は復活の制度がありまして、失効した契約のうちの一八%復活しております。郵便年金の失効状況及びどれくらいの復活を予想されておりますか、簡潔にお答えをちょうだいしたいのが一点。

それから二つ目には、税制の問題です。先ほど優遇措置を講じてもらいたいとちょっと触れましたが、個人年金掛け金の別枠の所得控除限度額の引き上げをやるべきだと思います。大蔵省は反対のようですが、これはひとつ断固押し通していただきたい。保険の場合は年間五万円、郵便年金の場合には個人年金掛け金の別枠の所得控除が五十九年の税制改正で創設されたわけではありませんが、年金に加入の意向をお持ちの方もかなりの程度おられるわけであります、そういうニーズがあるというふうに認められますので、加入年齢の最初の方につきましては五歳程度早目に御加入いただけるようになります。ただけるようになりますので、加入年齢の五歳刻みといふことを考へておるわけでございます。

それから、職員の営業活動を活性化するための勤務時間の弾力化の問題でございますけれども、現在のところほとんどの局におきまして勤務時間の始終時刻の繰り上げ、繰り下げといふことを実施いたしております。在宅率はだんだん減少するという傾向に特段の変化がございませんので、これをより弾力化すべく、今後の社会経済状況の変動等に合わせてその措置をまた関係労働組合等とも話し合つてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○坂井委員 ありがとうございました。

○坂井委員長 田並胤明君。

○田並委員 それでは、法律案関係について幾つか質問をさせていただきます。

その一つは、今の坂井先生の質問にも関連がありますが、年金の掛け金の一時払いとか即時年金の制度、これは五十六年の年金法改正前にはありましたようでございます。それで、五十六年の九十

条が削除され、さらに掛け金の一時払いができる条文の六条一項六号が改正をされて、その時点でお支払いあるいは一時払いがなくなつたわけであります。

そのときの会議録を見てみると、当時の私どもの武部委員から、この即時年金制度というのはサラリーマンで退職する人あるいはその他の方々も大変期待が大きかつた、しかしこれを廃止することはどういう理由なんだということでお聞きしましたところ、当時の政府委員の方から、一つは、掛け金額が相当額になる、また相当額の掛け金を払わなければ年金としての機能が十分に果たせないとな答弁がなされているわけですね。

そこでお聞きをしたいのは、今度即時払いが開始をされ、掛け金の一時払いが復活をいたしましたと、年額加入限度額七十二万円で、六十歳で支払開始の場合の終身の掛け金が一千三百五十四万円、当時と比べてこの掛け金の高額さというの引き続いている。しかし、それは最高が七十二万ありますから、その人その人によって公的年金の補完としての役割を個人年金に期待をするものですから、自分の支払い能力の関係では二十万になつたり十五万になつたり等々あると思いますが、この掛け金の高額さというのは決して変わらないような気がするのです。

それともう一つは、民間との競合を避けるといふことなんですが、今回即時払いができるようになることは民間の個人年金が成熟をしたというふうに判断をしてよろしいのか。もちろん、資金の集中がこの間にそんに心配されるようなものはなかつたんだ、このような先ほどの答弁でございますが、その辺はどうのようにお考えになつてゐるのか、ひとつお聞かせを願いたいと思います。それともう一つは、昨年の九月ですか、簡易保

險局の方で市場調査をやつたところ、今のところ全世界の一割が年金に加入をしておるようあります、なぜ入らないのか、なぜ個人年金に加入しないのかという設問に対しても、七〇%の人が余裕がないという回答なんですね。そうすると、

このことは逆を言えれば、公的年金をもつと充実をほど出ましたように官業が民業を圧迫をする、協調的競争関係からいつても適切でない、このような答弁がなされているわけですね。

そこでお聞きをしたいのは、今度即時払いが開始をされ、掛け金の一時払いが復活をいたしましたと、年額加入限度額七十二万円で、六十歳で支払開始の場合の終身の掛け金が一千三百五十四万円、当時と比べてこの掛け金の高額さというの引き続いている。しかし、それは最高が七十二万ありますから、その人その人によって公的年金の補完としての役割を個人年金に期待をするものですから、自分の支払い能力の関係では二十万になつたり十五万になつたり等々あると思いますが、この掛け金の高額さというのは決して変わらないような気がするのです。

それともう一つは、民間との競合を避けるといふことなんですが、今回即時払いができるようになることは民間の個人年金が成熟をしたと

のが国営の年金として取り扱われるということについてのおもばかりと申しますが、やはり一般的多くの平均的な国民の方々を対象にして商品サービスを提供すべきであるということもありまして、七十二万というその当時の枠でセツトをした

わけであります。一時払い即時年金について、こいつのニーズはあるんだから、どうしてこれをやりますが、老後に自分はどういう生活をしたい、あるいはどういう計画を立てている、希望を持つてそれを、先ほどの厚生省の回答じやございませんが、老後に自分はどういう生活をしたい、あるいはどういう生活をするためにはこういう年金にも入つておかなければいけないんだ。その人の生活設計だとか、あるいは支払い能力だとか、そういうものによってこの個人年金といふのは加入をするようになりますが、残念ながら一割が加入の実態といふのは、七〇%の人たちが個人年金に入る余裕がないんだ、資金的な余裕がないんだ、こういう回答をしているわけですから、こういう人たちの分考えておく必要があるんではないだろうか、こ

ういう気もしますので、これらをひとつ、「括御答弁をお願いをしたい」と思いました。

○相良政府委員 五十六年当時の資金の集中問題

ということは懸念をされたという点につきましては、その後の経過の中でそういう状況にないといふことを申し上げたわけであります。

簡易保険のシェアにつきましても、資金量で見てみました場合に、民間生保とのシェアは、当時よりもさらに三%程度現在簡易保険のシェアの方が低下をしているわけでありまして、資金は、むしろ民間の方にその分シェアが増大をしておると

高いというようなこともありますし、あわせて預貯金その他の金融資産の選択も行われるといふことだらうと思うわけであります。

現在のところ、私どもの最低限度額は年額十二万でござりますから、これ以上これをさらに下げて、七十二万といふその当時の枠でセツトをしたわけではありません。一時払い即時年金について、こいつのニーズはあるんだから、どうしてこれをやらないんだという、多くの御下問が当時ございました。その最もよつて来るべき大きな原因是、やはり何と申しましても資金の集中といふ点、その点をおもんぱかって、どちらかといふと自制的にスタートをしたと申し上げてよろしいかと思うわけであります。

先ほどもちよとお答えいたしましたが、最高限度に六十歳支払い開始で入りますと、やはり一千三百万を超えるような、現在におきましてもやはり高額と思われるような額になるわけでありまして、どなたでもそう簡単にお入りいただけます。その加入者の方が一千万の満期を迎えた後は年金でやつていただきたいというような方の二一歳というものはやはりあるわけでございまして、そういう方々のために、またそういう一時払い即時年金をぜひとも復活させてほしい、その制度をまた新しく設けてもらいたいという、そういう御要望にもこたえるということで今回提案をいたしております。

あれこれ考えてまして、まだまだ年金が一割程度の市場であるというのは、多くの、余裕があれば入りたいという希望者がおられる、にもかかわらず一割程度であるというのは、やはり各般にわたつて自分の生活、ライフサイクルに応じまして、そのときどきのニーズというものに合わせて生活をしておられる方が多いわけでありまして、一応若年特に子供が小さいときは、どちらかといふと申しますと、大黒柱の保障といふ点に重きが置かれていますが、その辺はどうのようにお考えになつてゐるのか、ひとつお聞かせを願いたいと思いま

す。

それともう一つは、昨年の九月ですか、簡易保

が、例え今五十歳なら五十歳とします。その五

十歳の人が年払いで二十五万から三十万くらい掛けて、六十歳から十年なら十年、年金がいただきたい、こういう個人年金に加入した場合の年金の額というのはどのくらいになるのですか。そういうのがあるのですか、種類として。——じやそれらは後で結構です。

せひ、こういう市場調査に基づいて、郵政省が国民のニーズにこたえて新しい年金、新しい商品サービスですね、それを開始するときの一つの参考にこれらは恐らく調査をされたと思いますので、こういう層がかなり多いんだ、したがって、民間の事業ではなくて国営事業ですから、そういう人たちの希望もかなえるような、そういう新商品の開発についても努力をしてほしい、このこと

だけ申し上げておきたいと思います。
続きまして申し上げたいのは、今度の改正によりまして民間の生保だと農協の共済などへの影響はどういうことになるのだろうか。これは、いわゆる民間との共存的競争、協調的競争、このように言われておるわけですが、例えば郵便年金、民間生保の個人年金、農協共済の個人年金、これらの比較を見ますと、昭和六十年、六十一年、六十二年十二月末までのそれぞれの対前年比の伸び率等を見てまいりますと、これは郵政省の資料でございますが、例えば個人年金の簡易保険の場合には六十年度において対前年比一三八・二%の伸び、六十一年度が一二七・六の伸び、六十二年の十二月末で一二四・四の伸び、それに対して民保の方は九七・五、一一三・九、一二三・三、農協の場合はそれよりよくて、大体郵政省の個人年金の伸びと同じような伸び率を対前年比やつているわけであります。今度新しく即時年金ができる場合に、郵政省として、これができることによつて郵便の個人年金の伸びがどのくらい予想され、そのことが結果的に民間の生保だと農協共済の個人年金等にどういう影響が考えられるのかといふことです。また、あわせて民間の生保だとから農協共済だと、こういうところから、今度の法改正に当たつて何か特別な要望というのでしよう

○相良政府委員 郵便年金への今回の一時払い即時年金制度の導入ということによりまして、まずどの程度の加入が見込まれるかということにつきましては、参考となる確実な資料というものがございまして、結局のところ、現在これを取り入れておりますところの民間保険、農協共済、その中における最近の一時払いの契約がどの程度のシェアを占めておるかということを参考とするということに相なつたわけでござります。

それで見ますと、最近五年間というものをとりましたときに、民間生保におきましては新契約の中で一時払いは一・四%という数字になつておりますが、農協におきましてはこれが一・五%といいますし、農協におきましてはこれが二%弱である。ただ、民間生保におきましては、最近の両二年間をとりますとそれが三%から八%というふうに上昇傾向を大きく見せてきておるということがございます。しかしながら、農協の方についてはその傾向が見られておりませんので、どのような形で推移するかという点についてはまだちょっと予断を許さないような状況がございます。とりあえず二%弱だということまでカウントいたしますと、その件数が新年度においてはまだ四千件程度であろうということです、全体の新契約の数の中ではまだ微々たる形でスタートせざるを得ないのじやなかろうかというふうに思ひます。

また、民間生保や農協その他関係方面から、今回の私どもの制度の改正につきまして反対といったような声はございませんで、私どもも積極的にそれら関係のところにコンタクトをとりまして、私どもの意のあるところ、さらにはこういう形で選択の範囲を広げるということがこの年金市場のさらに大きな育成につながり、民間その他についても反射的的利益があるだろうというようなことをついて御理解を得て、今回発足させたいというふうに思つておるところでございます。

○田並委員 六年前はせっかくあつた即時払いあるいは掛け金の一時払い、これがいろいろ外圧といふのでしようか、民間を圧迫しないようによいような配慮からついに廃止になつたのが六年自にして復活したわけでありまして、そういう意味では当時の会議録なんかを見ても、あるいは私の思いの中にも大変よい制度ができ上がつた、もちろん掛け金を払う人たちの支払い能力の限界はあります、公的年金の充実もあわせてやつていただきたいわけですが、これは負担の限界といふ問題もありますから一部自助努力をしなければいかぬのかな、そういう観点からすると、今回の制度の改正といふのはまさによかつた。多くの国民が喜んでくれるのではないだろうか、このように思いますので、まだまだいろいろな障害はあると思いますが、ぜひそれらを乗り越えて、せつかくてき上がるこの即時年金の制度でございますので、これを大々的にPRをして、国民のニーズにこたえられる制度として大きく発展をしてもらうように心から祈つておる次第でございます。

次に、現行の据置年金に加入をしている人が仮に今度の即時年金に入りたい、このように考えた場合に、残余の掛け金をまとめて払い込みをしたりあるいは据置年金を即時年金に変更したりということができるのかどうか、お答え願いたいと思います。

できるだけ今回の新しい年金に加入をしたいという御意向の方も当然おられるというふうに考へられるわけであります。したがいまして、約款を改正いたしまして、一時払いに合わせまして、現在は年払いしかございませんけれども、これを二年、三年、四年、五年と一定の割引で前納をする前納割引制度をつくりたいというふうに考えております。これによりまして、現在御加入の方があと残りの部分を一括して支払いたいという御希望のときには、残余の期間すべて前納割引ということでニーズにこたえることができるだらうというふうに思うわけであります。

また、直ちに残りの金を一時金で支払つて即時年金に切りかえたい、そういう御希望もあろうかと思うのであります。この場合につきましてもお受けしたい。ただし一定の条件、これは制度の仕組みからくる当然の条件であります。一定の条件と申しますのは、一つは、途中まで掛けておられましてそこであと、とおっしゃつても、十二万という最低の額がござりますので、受け取りが十二万を割るようなことではちょっとぐあいが悪いということと、それから即時年金については先ほど申しましたように五十五歳以上の加入年齢になつておりますので、それを下回るような年齢で即時扱いを希望されましてもそれはちょっと応じかねる。この二点の条件を付しまして、先生がおっしゃいましたような二つの需要にこたえたい、このように思つております。

○田並委員 ぜひそういうことでお願いをしたいと思います。

そこで、現行の掛金分割払いの郵便年金では加入年齢範囲というのはどういうふうになつておりますか、今の五十五歳ということ。

○相良政府委員 現在の年金、つまり終身年金と定期年金につきまして、これはいずれも分割据置型になるわけでございますけれども、これについての仕組みをまず御説明させていただきますと、支給開始年齢は、終身年金につきましては五十五歳から七十歳まで五歳刻みの四段階等ということに

なつております。つまり、五十五歳、六十歳、六十五歳、七十歳が支給開始年齢。それにそれぞれ加入されますのは最短三年、最長二十年の払込期間が必要ということになつております。したがいまして、三十五歳から五十二歳までの方が十五歳支払いには御加入いただけるということに相なるわけであります。七十歳を例にとりますと、五十歳から六十七歳までの方が御加入いただけます。これが加入年齢でございます。

それから、定期年金につきましては五十五歳と六十歳の支払い開始年齢一本立てでございまして、これについては掛け金の払込期間が三年から十年ということです。つまり、五十五歳の方については四十五歳から五十二歳の方が加入年齢であり、六十歳につきましては五十歳から五十七歳、こういうふうにいたしております。

今回、この現行のものについては下限の方を五歳ぐらい限度を引き下げまして、もう少し、それぞれ五歳早く加入ができるようにいたしたい、このように考えておるわけであります。

それから、定期年金につきましては五十五歳、六十歳のほかに六十五歳を支払い開始年齢とする新しいものをつくりまして、この定期年金の方は終身年金と違いまして掛け金の額も比較的少いのがありますので、加入年齢についてはそのニーズ等から勘案して現行のままといたいと思つております。ただ六十五歳支払い型を追加するということあります。それが現在の加入年齢でございます。

○田並委員 終身年金と比べまして定期年金の場合は比較的掛け金が安うございまして、同じような状況でスタートいたしますと掛け金が大体三分の一から二分の一といふようなことになりますの

で、長い間加入期間を設けて、その間にそれだけの掛け金をお支払いいただくというニーズは乏しいわけでございますので、あえてこの点については期間が必要ということになつております。したがいまして、三十五歳から五十二歳までの方が十五歳支払いには御加入いただけるといふことがあります。これが加入年齢でございます。

○田並委員 わかりました。もちろん、年齢が若くなれば若くなるほどちょうど子供たちを養育する期間にも入りまし、果たして年金を掛けるだけの余裕があるかどうかという問題もありますから、これは終身の方で三十歳から掛けられるようになるというのが適切だらうと思うのです。将来的には、それ所得の上がった段階で、あるいは個人年金の需要の拡大等を見越して年齢制限を引き下げてなるべく長い期間で安い掛け金で年金が受けられるようになるといふことも一つの方法として将来的に検討していただきたい、このように思ひます。

次に、今度の改正で、郵便年金で契約の復活ができるようになつたようです。復活できるようになつたその理由と、年金契約の失効状況は今どういうふうになつてあるのか、また復活の申し込みをどのくらいに見込んでおられるのか、これらについて御回答願いたいと思ひます。

○相良政府委員 年金につきまして今度復活の制度を設けることにした理由でござりますけれども、一つは、これは保険ほど復活といふインパクトは大きくなつわけでありますけれども、一たん失効した契約でしばらくたちましてまた加入されようという御希望の方もおありになるだろう。その際復活という制度を設けておきませんと、先ほどの御説明いたしました加入年齢の上限をオーバーするような方になりましてはもはやチャンスがないわけであります。これが失効後一年の間に復活を希望されますが、当初にさかのぼつてその効力を発生させることになるわけでありますから、それがいつまでも運用は確実な運用といふことに心がけてまいります。またどのような状況になつているのか、これらを聞かせていただきたいと思うのです。

そこで、最後になりますが、このところの経済事情の変化等によつて簡保・年金の資金の運用といふのが非常に厳しい状態にあるのではないかと思うのですが、最近の簡保・年金の資金の運用状況等々についてどのように運用されているのか、またどのような状況になつているのか、これらを聞かせていただきたいと思うのです。

○相良政府委員 簡保・年金資金は現在約三十七兆円に達しようとしているところでございまして、この資金の運用は確実、有利かつまた公共的に役に立つようにといふことで運用いたしておる

で、長い間加入期間を設けて、その間にそれだけの掛け金をお支払いいただくというニーズは乏しいわけでございますので、あえてこの点については期間が必要といふことになつております。

まあつております。六十一年度の年金の失効件数は約七千二百件ございまして、これは保有契約件数に占める割合としては一・三八%、ということになります。ただ、このように絶対にござりますけれども、このように絶対に引き下げる必要がないと判断をいたしたわけあります。

○田並委員 わかりました。もちろん、年齢が若くなれば若くなるほどちょうど子供たちを養育する期間にも入りまし、果たして年金を掛けるだけの余裕があるかどうかという問題もありますから、これは終身の方で三十歳から掛けられるようになるのが適切だらうと思うのです。将来的には、それ所得の上がった段階で、あるいは個人年金の需要の拡大等を見越して年齢制限を引き下げてなるべく長い期間で安い掛け金で年金が受けられるようになるといふことも一つの方法として将来的に検討していただきたい、このように思ひます。

次に、今度の改正で、郵便年金で契約の復活ができるようになつたようです。復活できるようになつたその理由と、年金契約の失効状況は今どういうふうになつてあるのか、また復活の申し込みをどのくらいに見込んでおられるのか、これらについて御回答願いたいと思ひます。

○相良政府委員 年金につきまして今度復活の制度を設けることにした理由でござりますけれども、一つは、これは保険ほど復活といふインパクトは大きくなつわけでありますけれども、一たん失効した契約でしばらくたちましてまた加入されようという御希望の方もおありになるだろう。その際復活という制度を設けておきませんと、先ほどの御説明いたしました加入年齢の上限をオーバーするような方になりましてはもはやチャンスがないわけであります。これが失効後一年の間に復活を希望されますが、当初にさかのぼつてその効力を発生させることになるわけでありますから、それがいつまでも運用は確実な運用といふことに心がけてまいります。またどのような状況になつているのか、これらを聞かせていただきたいと思うのです。

○相良政府委員 簡保・年金資金は現在約三十七兆円に達しようとしているところでございまして、この資金の運用は確実、有利かつまた公共的に役に立つようにといふことで運用いたしておる

まつております。六十一年度の年金の失効件数は約七千二百件ございまして、これは保有契約件数に占める割合としては一・三八%、ということになります。ただ、このように絶対にござりますけれども、このように絶対に引き下げる必要がないと判断をいたしたわけあります。

○田並委員 わかりました。もちろん、年齢が若くなれば若くなるほどちょうど子供たちを養育する期間にも入りまし、果たして年金を掛けるだけの余裕があるかどうかという問題もありますから、これは終身の方で三十歳から掛けられるようになるのが適切だらうと思うのです。将来的には、それ所得の上がった段階で、あるいは個人年金の需要の拡大等を見越して年齢制限を引き下げてなるべく長い期間で安い掛け金で年金が受けられるようになるといふことも一つの方法として将来的に検討していただきたい、このように思ひます。

次に、今度の改正で、郵便年金で契約の復活ができるようになつたようです。復活できるようになつたその理由と、年金契約の失効状況は今どういうふうになつてあるのか、また復活の申し込みをどのくらいに見込んでおられるのか、これらについて御回答願いたいと思ひます。

○相良政府委員 年金につきまして今度復活の制度を設けることにした理由でござりますけれども、一つは、これは保険ほど復活といふインパクトは大きくなつわけでありますけれども、一たん失効した契約でしばらくたちましてまた加入されようという御希望の方もおありになるだろう。その際復活という制度を設けておきませんと、先ほどの御説明いたしました加入年齢の上限をオーバーするような方になりましてはもはやチャンスがないわけであります。これが失効後一年の間に復活を希望されますが、当初にさかのぼつてその効力を発生させることになるわけでありますから、それがいつまでも運用は確実な運用といふことに心がけてまいります。またどのような状況になつているのか、これらを聞かせていただきたいと思うのです。

○相良政府委員 簡保・年金資金は現在約三十七兆円に達しようとしているところでございまして、この資金の運用は確実、有利かつまた公共的に役に立つようにといふことで運用いたしておる

以上です。

○相良政府委員 大変申しわけありませんが、先ほど計算が、にわかに暗算ができませんで大変申しわけございませんでした。

先ほどのお答えを補足をさしていただきますが、月掛けおよそ大体一万七、八千円でございますが、月掛けは年額二十五万と、いうこれでどの程度の年金額に入るかという点、四十歳の男子、六十歳支払い開始ということでよく一番ボビュラーな形で申しますと、月掛け一万七千二十八円の場合年金額は三十六万円でございます。年掛け二十五万二千二百八十八円の場合で年金額四十八万、こういうことになりますので、どうも先ほどは失礼いたしました。

○田並委員 そういう例えは三十六万とか四十万の年金額が市場調査でこのくらいならば払いますよと言ふ人たちの要望にこたえられる個人年金なんですね。ですから、ぜひそういうのもひとつ商品を宣伝するときに、皆さん可能な年金の掛け金でこういうのがありますよということについて十分にPRをするように要望して終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○塚原委員長 上田利正君。

○上田(利)委員 先ほどから質問いたしまして、それぞれ局長からも御答弁いたしておりますけれども、今度の郵便年金法改正に当たりまして、郵政省、昨年の九月に市場調査を実施をされました。それなりのポイントにつきましても先ほど田並先生初めそれぞれの先生方の質問の中で答えられておりますから、概要についてはわかりました。しかし、この市場調査は非常に重要なものでござりますけれども、どんなふうに資料が利用されたのか、ポイントだけで結構でございますからちょっとお聞きをしたいと思います。

〔委員長退席、小澤(潔)委員長代理着席〕

○相良政府委員 この市場調査は大体三年置きに時系列の流れを見るためにも実施をいたしておりますと、普及状況といたしまして一千世帯当たり百四件、このような数字になつておるわけでござります。その中身につきましては、お年金への関心の度合いといいますか、それから条件がどの程度に相なるのかといったような観点からいろいろ調査をいたしておるものでございますけれども、その結果として五割以上の方が年金に對していろいろ、経済的余裕ができるばというようなこともありますけれども、加入の意向を示しておられるといったようなことがわかるとかがわるわけでございます。

今回どのような点を取り入れたり、生かしておられるのかといふ御質問につきましては、今回年代別調査をいたしましたところ、三十代で既に老後に関心をお持ちの方が思ひのほか多い。それで、年金加入意向も、三十代ではありますけれどもその意向を持つおられる方が相当数あるということが、とから、今回終身年金等の加入年齢を五歳程度引き下げるといったことに反映をさせておる、一例でございますけれどもそういったようなことがあります。

○上田(利)委員 ゼロ要望しておきますけれども、できるだけこういう調査、重要でございますけれども、私ども国会で審議する場合でも貴重な資料になると思うのでございますから、今後三年ごとにいうことでございましたら、できるだけ出た時点でもございましたから、今後终身年金等の加入年齢を五歳程度引き下げるといったことに反映をさせておる、一例でございますけれどもそういったようなことがあります。

○上田(利)委員 ゼロ要望しておきますけれども、できるだけこういう調査、重要でございますけれども、年金資金の運用利回りでございますけれども、大まかに申し上げますと、昭和三十年代はおおむね六%台で推移をいたしまして、昭和四十年代になりますとこれが六・五%台、それから五十年代になりますとこれが六・五%台で、それから五十年の声を聞きましてから七%の大台に乗つておりますけれども、御質問の昭和五十五年度は七・三五%でございます。五十六年度が七・四四%、五十七年度が七・四九、五十八年度に至りまして七・六一、五十九年度が七・六三、六十年度が七・六一、六十一年度が七・〇三ということになつております。この七・〇三は、できるだけ運用の実態を正確に反映するように、算出の仕方を、従来はハーディ法という方式でやつておりますけれども、これを新しく日々平均方式に切りかえまして計算をいたしたわけでございます。この日々平均方式の方が低目に出ておるわけでございますが、こ

民間生命保険が三百一萬件、農協共済が三十三万件でありまして、これを現在の全国の世帯数で割りますと、普及状況といたしまして一千世帯当たり百四件、このような数字になつておるわけでござります。

○上田(利)委員 民間保険が三百一萬件、我が郵政の郵便年金が約七十九万件、農協が三十三万件ですか、第二位にランクをしておるわけでござりますけれども、実態はわかりました。

それで、簡保・年金資金の運用利回りの問題、先ほど田並先生からも質問がございまして若干の御答弁をいたしておりますけれども、昭和五十五年から六十二年度まで、六十二年度はまだまだ七月、八月でなければ最終の状況がわからぬと思ふのでございますけれども、五十五年以降六十年度あるいは昨年の十月現在でも結構でござります。この七年なり八年間にについての年度別の推移についてちょっと、先ほども部分的には田並先生に御答弁をいたしておりますが、全体的に、年度別に明確にしていただきたいと思います。

○相良政府委員 それではまず全体の流れと五年以降の逐年の数字についてお答えさせていただきます。

簡保・年金資金の運用利回りでございますけれども、大まかに申し上げますと、昭和三十年代は二%から五%になつたわけでございますが、今度、三十日からというようなことのようございますけれども、何かきのうの閣議で決められたかどうかでございますけれども、さらにこの預託金利を五%から四・八%に切り下げていくことになりますけれども、六十二年はさらに厳しい、まさにこの辺、ちょうど六十年度から六十年にかけて低金利政策がずっときております。しかも、非常にこの辺、ちょうど六十年度から六十年にかけて低金利政策がずっときております。また、六十二年はさらに厳しい、本年度はさらにまた厳しい、そういう状況の中ですから、運用する場合に非常に難しさがあります。

昨日の新聞を見ましても、資金運用部への預託金利、現行の五%、これも二月に引き下げて五・二%から五%になつたわけでございますが、今まで六%台で推移をいたしまして、昭和四十年代になりますとこれが六・五%台、それから五十年代になりますとこれが六・五%台で、それから五十年の声を聞きましてから七%の大台に乗つておりますけれども、御質問の昭和五十五年度は七・三五%でございます。五十六年度が七・四四%、五十七年度が七・四九、五十八年度に至りまして七・六一、五十九年度が七・六三、六十年度が七・六一、六十一年度が七・〇三ということになつております。この七・〇三は、できるだけ運用の実態を正確に反映するように、算出の仕方を、従来はハーディ法という方式でやつておりますけれども、これを新しく日々平均方式に切りかえまして計算をいたしたわけでございます。この日々平均方式の方が低目に出ておるわけでございますが、このように現状にあるわけですから、こういふ低金利政策と申しますか低金利時代の中、利回り向上に向けてどういうふうに郵政省としては対処していくのか、この辺の考え方をちょっとと厳しいと思うのでございます。

そういう現状にあるわけですから、こういふ低金利政策と申しますか低金利時代の中、利回り向上に向けてどういうふうに郵政省としては対処していくのか、この辺の考え方をちょっとと厳しいと思うのでございます。

○相良政府委員 大変この両一年、世界的に低金利ということがございまして、例えば日本の長期国債、十年物でございますが、五十五年当時は大体八%の利子がついていたものが、現在ではせい

せい五%、四%台というふうになつておるとい
う、一例でござりますけれども、このよな形で
非常に低金利とすることが進行しつつあるわけ
ございます。今先生御指摘のように、今回また預
託金利につきまして○・二ポイント切り下げられ
るということに相なるわけでござりますけれども
も、そういう中で、従来と同様のかなりの高利回
りというものを維持してまいりとすることは、率
直に申し上げて非常に難しいということを思わざ
るを得ません。

昨年の国会におきまして、私どもの簡易保険、
郵便年金の資金運用法につきまして、運用範囲の
多様化等につき改正をお認めいただいたわけでござ
りますけれども、こういう運用範囲の多様化と
いうものにつきまして、さらにもた有効なものにつ
いては努力をしてまいりし、それから、例えば
私どもの財團とか地方公共団体に貸し付けをして
おりますそういう資金が、三月でありますとか五
月でありますとか大要集中的に、ピークが山が高
過ぎるわけでありまして、これらに対応するため
に資金を寝かしておかざるを得ないといったよう
なアンバランスがございます。これらがなだらか
な貸し付けといったことがでますれば、随分また利回りの向上にも役に立つものというふ
うに考えておるわけでありまして、関係方面に対
してこれらの平準化についてもさらには理解を求め
たいというようなことも考えております。

また、私どもの運用に携わります関係者の研究
会、勉強会等も連日実施をしながら、その腕を磨
くように努力をいたしておりますが、こういう面、それから、組織の整備といったよう
なこともあわせまして対処をしてまいりたいと思
つておるところでございます。

○上田(利)委員 簡保・年金資金の運用は、先ほ
どからもお話を出でおりますように、財投資金に
三分の一、それから、いわゆる地方自治体に三分
の一、その他三分の一ということでございますか
ら、この低金利時代を迎えまして、非常に今後の
運営というものは重要な要素になってまいります。一步

間違うと大変な状況になるわけでござりますか
ら、ぜひ利回り向上については、郵政省としてす
べてのノーハウを投入して対応していかなければ
ならぬと思いますけれども、いま一層の努力を要
するといふことを思はざります。

そこで、外国債の運用の状況でござりますけれ
ども、これにつきまして、まず一つといたしまし
て、五十六年度以降の年度別の残高を、推移を含
めて明らかにしてもらいたい。

それから二つ目は、先ほどから言つております
けれども、低金利時代の中で、特に、限りなく統
一してまいつております円高、逆に言いますとド
ル安ということになるわけでござりますけれど
も、この円高状況下における外国債、特に外国債
のうちの米ドルの運用について問題はないのかど
うなのか。外国債の残高の推移の中でわかつてま
りますけれども、このドルが下落している、ド
ル安の中で、外国債、特に米ドルの外国債を運用
していく上については非常に問題があると思うの
です。今、円レート、為替レートは百二十四円前
後と言われておりますけれども、百二十円台へ入
るか、百十円台へも突入するんじやないか、こう
いうことになりますと大変な結果になるわけでござ
ります。この二点についてお答えをいただき
たいと思うのです。

○相良政府委員 五十六年に外国債を運用いたし
ましてから、年度別に残高がどのようになつた
かということをまずお答えをさせていただきます
けれども、五十六年が十四億でござります。五十
七年が三十九億、五十八年が二千六百八億、五十
九年が三千九百四十八億、六十年が九千八百九
六億、六十一年が一兆六千八百六十六億、六十二年、
年度末はまだ未確定でございますが、概算の数字
で約二兆円というふうに計算をいたしております
。このように年を追いまして外債への投資がふ
えてまいっております。現在のところ、全体の三
十七兆の資金の五・五%程度が外債に投資をされ
ております。この状況になつておるわけであります。
それで、御指摘の、特にUSドル債についての

間違うと大変な状況になるわけでござりますか
ら、ぜひ利回り向上については、郵政省としてす
べてのノーハウを投入して対応していかなければ
ならぬと思いますけれども、いま一層の努力を要
するといふことを思はざります。

そこで、外国債の運用の状況でござりますけれ
ども、これにつきまして、まず一つといたしまし
て、五十六年度以降の年度別の残高を、推移を含
めて明らかにしてもらいたい。

それから二つ目は、先ほどから言つております
けれども、低金利時代の中で、特に、限りなく統
一してまいつております円高、逆に言いますとド
ル安ということになるわけでござりますけれど
も、この円高状況下における外国債、特に外国債
のうちの米ドルの運用について問題はないのかど
うなのか。外国債の残高の推移の中でわかつてま
りますけれども、このドルが下落している、ド
ル安の中で、外国債、特に米ドルの外国債を運用
していく上については非常に問題があると思うの
です。今、円レート、為替レートは百二十四円前
後と言われておりますけれども、百二十円台へ入
るか、百十円台へも突入するんじやないか、こう
いうことになりますと大変な結果になるわけでござ
ります。この二点についてお答えをいただき
たいと思うのです。

○相良政府委員 五十六年に外国債を運用いたし
ましてから、年度別に残高がどのようになつた
かということをまずお答えをさせていただきます
けれども、五十六年が十四億でござります。五十
七年が三十九億、五十八年が二千六百八億、五十
九年が三千九百四十八億、六十年が九千八百九
六億、六十一年が一兆六千八百六十六億、六十二年、
年度末はまだ未確定でございますが、概算の数字
で約二兆円というふうに計算をいたしております
。このように年を追いまして外債への投資がふ
えてまいっております。現在のところ、全体の三
十七兆の資金の五・五%程度が外債に投資をされ
ております。この状況になつておるわけであります。
それで、御指摘の、特にUSドル債についての

お話をござりますけれども、簡保の投資をいたし
ましては、五十八年、五十九年当時は米国金利が
一二%から一三%という大変な高金利を呈してお
りましたので、この時代には米ドルを主体に買つ
ておりまして、その年々の新規投資額の約半分程
度は米ドルを購入したという状況に相なつております
。しかし、昭和六十年九月のG5以降は、米
ドルへの投資をやめまして、これよりも一五%
ほど多いカナダドル、CANドルの方にウェート
を置きまして、四三%程度はカナダドルに投資を
したという状況が一時期ございました。

しかしながら、ドル安がまた急速に進んでまい
りましたこの一両年、米ドルさらにカナダドルへ
の投資も抑えまして、比較的為替の影響が少ない
マルク債であるとそれから複合通貨であります
ところのECU債、これらへの投資というこ
とで、そちらの方に重点を置いてまいつております。御案内によ
て、ECU債については六十一、六十二両年度で
全体の大体二二、三%、マルク債につきましても
一七%程度を投じておる。さらに、円建て債、外
国債ではありますが円建てで発行されたものを極
力購入するようになつてしまして、これらの円建て
債の購入が三〇%に近いという状況で、投資のス
タンスを、極力為替変動の影響を受けないような
形でこの一両年投資をしてまいつておりますというこ
とでござります。

○上田(利)委員 努力の状況はわかりました。
そこで、先ほどお話を出でおりますよう
に、通貨別の運用状況の中で、米ドル債、これは
現在どのくらいの運用額になつてますか。

○相良政府委員 二、三年前までは米ドル債が全
体の過半を占めておりましたけれども、現在の数
字、これは六十二年度末の数字に相なりますが、
米ドル債は四千三百三十億で、全体の二六・八%

といふことになつております。

○上田(利)委員 今局長は二六・八とおっしゃい
ましたけれども、先ほどの話から、六十二年はこ
れよりもまた下がると思うのでござりますけれど
も、そういうことでよろしくございますね。

○相良政府委員 割合は明らかに低下をするとい
うふうに思つております。この一両年度で米ドル
に投資をいたしましたのは五%に満たないとい
う状況になつておりますので。

○上田(利)委員 次に、法改正の関係で一、二御
質問したいと思います。

まず、この法案の五条、六条関係でございます
が、附則の項に「この法律は、公布の日から起算

して六月を超えない範囲内において政令で定める
日」、こういふうになつております。御案内によ
て、當業年度が九月一日からということになつ
ておりますから、今度の即時年金の販売時期につ
きましては本年の九月一日と見たいのでございま
すけれども、そういう考え方でよろしくござい
ますか。

○相良政府委員 施行期日につきましては「公布
の日から起算して六月を超えない範囲内において
政令で定める日」ということでお願いをいたして
おります。これは、実際の実施までには約款等の
改正もござりますし、郵政審議会の議を経るとい
うことでも条件でございまして、さらには郵便局の
指導等、多くの準備作業が必要であるということ
でお願いをいたしておるわけでござりますけれど
も、この改正法律案が御可決をいただきましたな
らば速やかに発売できるよう準備を進めてまい
りたい。今おっしゃいました新しい當業年度の九
月一日にできるだけ間に合わせるべく全力を挙げ
て努力いたしたい、このように思つております。

○上田(利)委員 先ほど田並先生からも質問がござ
いましたけれども、民間生保あるいは農協等に
つきましても掛金の一時払い制度といふのがあ
る。民間の生保の場合の一・四%、農協の場合は
一・五%ぐらいで、おおむね二%ぐらいになつて
おるのじゃないか、こういふ相良局長の御答弁で
ございました。この制度そのものは民間にもある
いは農協もある、我が郵政もこれから法改正で
この戦列に加わっていくことになるわけでござ
りますけれども、今度の郵便年金の一時払い
制度の中では、我が郵政の制度として、どんな点が

民間あるいは農協と違うのか。

きょうの各先生方の御質問に相良局長がお答えになつておるのを聞いておりましたら、過増率につきましては郵政としては3%、しかしこれは複利計算でやりますよ、こういうことなんですね。民間や農協の場合につきましては、各社まちまちだけれども5%程度ではないか、しかしこれは単利計算で実施している、こういうふうに言われました。ですから、その辺が違う点だらうと思うのでござります。

もう一つの点は保証期間です。郵便年金の終身年金の場合は十五年間という形で、七十歳を七十五歳にするかどうかというお話をございますけれども、七十歳払い開始の場合は十年で、七十五歳以上になつたら十年にするかどうかということには、ここは制約があると思いますが、いずれにしても十五年間。民間生保の場合は、調べてみますと大体十年。こんな点が特徴的な違いだらうと思うのでござります。

特に複利で過増率をもつてやつていこうという我が郵便年金につきましては、単利計算で5%程度というのとどちらが得なんでございましょうか。この辺をちょっとお答え願いたいと思ひます。

○相良政府委員 先生の方が今むしろ詳くお述べになりましたけれども、民間において提供されております個人年金と私たちの郵便年金の仕組みの中で、特徴点と申しますと、一つは、民間の場合は定額制であるかあるいは5%の単利型である、それに対して郵便年金の終身年金につきましては3%複利の過増制をとつておるといふことだらうと思います。それから保証期間につきましては、私どもの方が一般的に十五年間の保証期間で、七十歳支払い開始のものについては十年にいたしておりますけれども、民間においては保証期間はおおむね十年である、こういった点が差異と申せば差異でござります。

どちらが得かという大変端的な御質問に端的にお答えするところが非常に難しいわけでござります。

けれども、これらは、特徴点から申しますと、私どもの3%過増型といふのはだんだん後半に有利になつてくる、後になつて効いてくるといううつつきまして、最初の間はどちらかと申します。

と5%単利の方が有利な形で、受取額が多いという状況に相なります。しかし、ある程度の年限を過ぎますと加速度的に3%過増型の方が有利。したがつて、非常に長生きをされる自信のある方は、どちらかといえば3%過増の方にお入りになる方がよろしかろうというふうに思うわけあります。

もう一つの仕組みにいたしましても、同一の生命表を使いまして計算をいたしますと実際の掛金等はほとんど大差がなくなるということになりますので、年金の仕組みを見て、自分の将来設計の二段との兼ね合いで御加入をいただくということがあります。なるのはなかろうか、このようにも思つておられます。

○上田(利)委員 わかりました。郵政の年金制度は我が國長寿社会に対応できる、長寿者向けの年金制度だ、非常に時代にマッチしている、こういふことだらう、こう思いますから、その点わかりました。

次に、郵便年金の失効関連について御質問したいと思います。

これは法改正の二十九条の二に該当するわけでござりますけれども、復活期間は、「失効後一年を経過する前に」云々といふことで、二十九条の二、

「復活の申込み」のここにござります。それでお尋ねをするのでござりますが、例えば、現在月掛けで郵便年金に加入している者で、掛金を滞納しては、あるいは年払いでもいいのでござりますが、既に三ヶ月の猶予期間を過ぎまして、そして失効となつてしまつた契約者、こういう人もたくさんおります。先ほども御答弁の中ではございました。

この失効してしまつた契約者が、この法改正、例えれば新しい六十三営業年度の九月一日からこの法案が実施されるということになりますと、この九月一日以降現在において復活請求ができる条件とし

ては、九月一日にこの法律が出た場合に、三ヶ月猶予が一年になるわけでござりますから、その者が復活できる最大公約数といいますか、週及できる最大の限度日は幾日になりますか。これをちょ

うと明らかにしてもらいたいと思います。

○相良政府委員 今度復活の制度につきまして御提案申し上げておりますが、仮にこの法律の施行日が六十三年九月一日、先生がおつしやいましたように九月一日ということでスタートをいたすということになりますと、この復活ができる、さかのぼつて一番長い期間の契約といふのはどれか、こういうお尋ねだと思いますけれども、当然のことながら、一年以内に復活をするわけでござりますから、九月一日からさかのぼりまして前年度の、つまり六十二年の九月一日までは権利があるわけであります。さらに、その前に三ヶ月間の駆け込み払いの猶予期間といふのがござりますので、そこからさらに三ヶ月かかるのはなりますと、そうしますと、六十二年六月中の契約が一番長い期間で復活が望まれる、そういう契約にならうかと思います。この六月中の契約で、六月二日というものが九月一日に対応する一番最長の契約ということになるわけであります。ただし、これは九月一日を過ぎまして九月二日になりますと、この六月二日はもう失効ということになりますのでありますので、お尋ねでありますと、六月二日というものが九月一日に対応する一番最長の契約、こういうことに相なります。

○上田(利)委員 わかりました。その二十九条の二だと、「一年を経過する前に限り」、こうありますから、ぜひ郵便局の窓口で指導する場合は——とりわけ、先ほどからお話を出ておりますが、失効者を今度の法改正でどれだけいわゆる救済していくか。簡保でいきますと一八%で、七千人くらい、それから見ますと千三百人くらいといふようなこと、先ほどから答弁でありますけれども、できるならばその七千人のうちの半分くらいはこれで救済できるような、そういう取り組みを法改正ができたらひとつやっていただきたい、そして、知らなくて結局だめになつてしまつたといふことはいけませんから、一年と言つたからもう復活はできないと思っておつた、おれは八月で失効しておつたからもうだめだと思っておつた。ところが、六月二日までいいといふことになるわけですから、その辺を十分行政指導をやつて、それでできるだけ復活をさせてやる、意思のある者は復活させる、こういうふうに取り組んでいただきたいと思うのです。

そして、聞こうとした問題で、次に関連でお尋ねしようと思いました問題で、局长から答弁が

納やなんかして失効したものが全部救済できる、復活権がある、こういう御答弁だ、こう理解をいたしますけれども、それでよろしくござりますか。

○相良政府委員 失効ということで申し上げますならば、これはやはり一年以内でござりますので、九月二日失効以降の契約といふことになるわけですが、その前に三ヶ月間の猶予期間でござりますが、その前に三ヶ月間の猶予期間が、契約については経過期間といふのがあるわけでござりますから、それをさらに三ヶ月上のところの週及をした契約では手を挙げて復活を求めることがであります。

それからなお、この期間中に既に返還金を請求された場合に、もうその余につきましては復活ということは権利を放棄したということになることがありますから、それをさらに三ヶ月上のところの週及をした契約まで手を挙げて復活を求めることがであります。

○上田(利)委員 わかりました。その二十九条の二だと、「一年を経過する前に限り」、こうありますから、ぜひ郵便局の窓口で指導する場合は——とりわけ、先ほどからお話を出ておりますが、失効者を今度の法改正でどれだけいわゆる救済していくか。簡保でいきますと一八%で、七千人くらい、それから見ますと千三百人くらいといふようなこと、先ほどから答弁でありますけれども、できるならばその七千人のうちの半分くらいはこれで救済できるような、そういう取り組みを法改正ができたらひとつやっていただきたい、そして、知らなくて結局だめになつてしまつたといふことはいけませんから、一年と言つたからもう復活はできないと思っておつた、おれは八月で失効しておつたからもうだめだと思っておつた。ところが、六月二日までいいといふことになるわけですから、その辺を十分行政指導をやつて、それでできるだけ復活をさせてやる、意思のある者は復活させる、こういうふうに取り組んでいただきたいと思うのです。

そして、聞こうとした問題で、次に関連でお尋ねしようと思いました問題で、局长から答弁が

ございました。一応今現行法によりまして三ヵ月の猶予期間を経過をして失効した者で還付金をいただいたものは、これを還付金をお戻しになつて、もう金をもらつたんだけれども戻して再復活したいという、もちろん昨年の六月二日以前のものはだめなんでございますけれども、昨年の六月二日以降失効した者で返還金といいますか、還付金を請求してもらつてしまつたものについては、それをもう一度納めれば、今度はこんなに有利な形で一年以上ということになつたのだから、一度三ヵ月でもうだめになつたから、救済措置がなかつたから泣く泣く返還金を請求してもらいまして、その者が復活ができないという今の相良局長のついで御答弁でございますけれども、ここのこところは何とかならないものでございましょうか。

○相良政府委員 失効いたしまして、その後返還金の御請求がありまして返還金の支払いをいたしました場合は、それにおきまして契約が完全に消滅をする。金の切れ目が縁の切れ目というわけでもございませんけれども、そういうことに相なるわけでございまして、これについていかんともいたしがたい、改めて新しい契約に御加入をいただくということにならざるを得ないということですございます。

○上田(利)委員 わかりました。それは今法体系の中ではどうにもならない。

それでは、今失効しておりますけれども返還金の請求のないものは、さつき書きしたように本人の復活の意思のあるものについては全部救済ができる、こういう一本にしか絞れないわけですから、ぜひ今失効している人たちの市場調査、これはコンピューターでやれば局別に全部わかりますか。これはどうでしょうか。

○相良政府委員 つい最近、急速に調査をやつてみたわけでございますけれども、一つのパートーンとしまして六十二年四月以降に失効しました契約で六十三年三月末にまだ返還金を受け取つておられない、失効はしたけれども返還金は受け取つて

おられない契約がどの程度あるかという調査をいたしてみました。その結果、六十二年度失効した契約は全体で約七千八百件ということが数字として別にありますけれども、そのうち返還金はまだ請求しておられない、受け取つておられないのは約一千件でございました。ですから、この状況から見ますと、失効後一年以内に返還金を受け取つておられないというのは大体一千件程度が、横ばいで、微増でしようけれどもいくのではないかと、いうふうに推測いたします。

○上田(利)委員 それでは、そういう調査の中でも一千件返還金をまだということで、裏を返せば、あなたはこのまま継続できますよ、しかもこの内容も変わりました、新制度になりました、こういうことを話をしていくことによってこの一千件が復活をしていく、こういうことになると思いますから、これに全力を当てていただきようになりますから、後に要望して終わります。

○塚原委員長 阿部昭吾君。

○阿部(昭)委員 今度の郵便年金法の改正で、今御質問の中でも九月をめどとして販売を開始する、こういうお話をございますが、現場第一線は私どもが感ずるのに非常に、実は先般も私の家内のところに郵便局の人があつてまいりまして契約を勧説されたようですが、生命保険会社よりもセールス能力は抜群だというのが私の感じであります。今まで郵便局といふのはお上という印象が非常に深かつたわけありますが、最近現場第一線は対応能力が非常に培われておる、こういう感じを持つておるのであります。

そこで、御案内のように今、我が国の公的年金全般的根本的な検討が始まつておるわけであります。その中で第一号被保険者と呼ばれる人たちが一千九百万人ほどいるのであります。公的年金制度の改正作業がどんどん進んでおりますけれども、厚生年金あるいはそれとの共済年金関係者と違つて、現状段階では公的年金が予定しておるのは基礎年金だけという人たちが一千九百万人くらいのであります。

に全国民を対象としてやつてまいるという基本的ながたいわけでござります。それからまあねく公平なスタンスもございまして、特定の一部の立場にある方についての特別に有利な年金あるいは保険、そういうものを発売するということについてはクリアしなければならぬ大きな問題も、法律的な面からもあるいはまた財政的な面からもかなりあろうかというふうに考える次第でござりますが、貴重な御意見として承らせていただきたいと思つております。

○阿部(昭)委員 もちろん解決しなければならない幾つかの問題を持つておることは私もそのところだと思うのであります。しかし、郵便年金、郵政省のやる仕事、そうするとどういう隘路があるて、財政の問題をどうするのかということは、郵政大臣、これは大蔵省の方とも厚生省の方とも大いにやる必要もあるう。

将来高齢化社会にどんどん入っていく、そうすると民業と郵政省のやる事業、私は郵政省のやる事業だからいろいろ手足を縛られなければならぬという思想は必ずしも持つております。しかし、国の公的年金全般の組み立てをどうやっていくのかというときには、また民業と異なる立場で、大蔵省と渡り合おうと厚生省と渡り合おうと、郵政省のやる郵便年金というのはそれ独自の一つの思想を持つた、公的年金のいろいろなばらつきの問題などをどういうふうに切り込んでいくかという角度を持つてもいいのではないかといふ意味で申し上げておるわけで、難しいことがたくさんあることは素人ながら私もわかるのであります。しかし、それなりにほかの民業と異なる、いわば営利を追わざる郵便年金という角度からうと、公的年金を補完する、ほかの民業のものだつて公的年金を補完する性格を持つことは間違いないのですけれども、郵便年金というのは特に格別なる何かの切り込む角度があつていいのではないのか、こういうことなのであります。

私はそういう意味のことをぜひ大臣に一遍検討してもらいたい。大臣のような活力のある指導者として

の時代に、ぜひ大蔵省や厚生省あたりとも全般的枠組みをどうするのかという意味で切り込んでみてももらいたい一つの角度だな、こんな思いなのであります。

○中山國務大臣 公的年金のみで非常に心配な部分がある。特に日本は土地が大変高い、それから貯蓄率がアメリカに比べて大変高い。アメリカのように生産を上回る消費をしている国も問題がありますけれども、日本のように、土地とかそういう大型の資産を購入することがなかなかできないために貯蓄がどんどんふえていく。先生の御心配と同じように何かもやもやしたものを国家の将来に感する部分も確かにあります。

そういう面は、親方マークといいますか、我々いつも何を会合するにも郵便局のマークを日の丸の横に掲げるわけでございますので、先生の御指摘のようにそういうところに対する民間とは一味違つた切り込みをしていく必要が確かにあるのではないか。今後どんなふうにこの社会が変革していくかなかなか予測しがたいものがあると思いますので、御指摘がございましたように私ども検討課題の一つとして考えさせていただきたいと思います。

○阿部(昭)委員 それから、この間私、新聞を見ておりましたら、公明党の大久保書記長さんが新聞の囲みの中に、高等学校時代の同期の仲間百人に参加を呼びかけて一人二百万ずつ金を出す。そうすると二億円になる。これを、年率八・五%というのは今の低金利時代にどういうものかと思いまますけれども、複利計算で二十年間運用すると十二億円だ。これでもつて互助年金。今のような時代の中に、世の中いろんなグループ社会でありますから、そういう中でこういう考え方というのがあるんだなというわけで私大変感銘をしたのであります。

恐らく今後世の中にはグループ社会というのはいろいろな面で広がっていく。したがって郵政省がこの種の事業をやる場合、例えば私の家内のところに三回ぐらい通つてきて陥落をさせる、これも生命保険会社よりもはるかに熱心だったわよとあります。この大久保書記長のあれを読んで、今までの郵便年金の改正の中を考えました場合に、将来業の中で生かすという方法がないのかというようなこと。この大久保書記長のあれを読んで、今までの課題としては官業、民業の関係はありますけれども、大いに検討に値する問題ではないか。これは郵政省の人間に聞きましたら、長生きをした人は大変よろしい、早く死んだらどうも損をする、したがつて今郵政省でやる仕事としては損をするということはないようなものでないとかなかなかうまくいかぬということだという話です。損するか得するかのことは、どのあたりで線を引くか私はいろいろあつていいと思うのです。ただ、この丸の横に掲げるわけでございますので、先生の御指摘のようにそういうところに対する民間とは四十代くらいのときに、あるいは三十代のぎりぎりあたりのときにはいろいろな意味でグループ活動というのがある、そういう中でこのような考え方を郵政省のやる仕事の中で一つのあり方として生かしていくという発想があつていいんじゃないのか。長生きしたらこの制度の中で得するけれども早く死んだらしようがないぞというのは、どちらかで調整の余地はまだまだ何ぼもあるんではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○相良政府委員 先生今お話しのありましたトンチン年金は、十六世紀にイタリアのミスター・トンチが国債のクーポンができるだけはかそつといふことで、一定のグループの人たちが一定の金額を拠出いたしましてその利子をみんなで分け合ふことで、一世の中に、世の中いろんなグループ社会でありますけれども、複利計算で二十年間運用すると十二億円だ。これでもつて互助年金。今のような時代の中に、世の中いろんなグループ社会でありますから、そういう中でこういう考え方というのがあるんだなというわけで私大変感銘をしたのであります。

それは、長生きをすればするだけ余計金が入ってくるということになりますと、おじいさんやおばあさんの周りの親族ができるだけおじいちゃん長生きしてねということで孝養を尽くす、別居などしておらずに同居して、少しでも健康状態を優良に保たせるといったような、これから長寿社会にはインパクトの一つとしてなり得るのではないか。個人的にはそういうことを考えたこともございますが、これもまた一つ検討課題として受け取らせていただきたいと思います。

○阿部(昭)委員 最近税制改革の議論の中で生命保険の掛金を、従来わずかではあつたが五万円控除を認めておつたというのがございましたが、最近の税調論議の中ではこれを廃止しようということが伝わっております。私はやはりこれからは、もちろん公的年金の掛け金は控除でありますけれども、今のような任意保険あるいは個人年金、こういったことはどんどん広がつていくだろうと思うのです。広がらなければまたいかない社会環境の中にあるのではないかと思うのです。したがつて、これを今度は廃止していくというのは、どうも時代の流れからいうと逆行なんじゃないかなという、もつとこの分野をどんどん、国民みんなの老後のために、そういう郵便年金にしてもいろいろな生保にしてももつと広がつていいのだと思

うのです。という点から考えますと、今の税務上の控除を廃止するという考え方、どうも時代逆行ではないか。同時に、今後郵政においても大きく広げようとしておるこの点につきましても、決してプラスなものじゃないという認識を私は持つておるわけあります。

まだそれがどのように国会に出てくるかはこれから多くの問題でありますけれども、この点につきましては、ゼビ郵政大臣は、今後郵政省がこの分野で大きな広がりをつくりたいという立場にあるんだと思いますけれども、今税調の中にある議論の中にも、せつかくこの分野を広げようとするお立場から積極的にいろいろな発言をして、ゼビひとに思つております。

それは、長生きをすればするだけ余計金が入ってくるということになりますと、おじいさんやおばあさんの周りの親族ができるだけおじいちゃん長生きしてねということで孝養を尽くす、別居などしておらずに同居して、少しでも健康状態を優良に保たせるといったような、これから長寿社会にはインパクトの一つとしてなり得るのではないか。個人的にはそういうことを考えたこともございますが、これもまた一つ検討課題として受け取らせていただきたいと思います。

五万円の控除なんというものは随分、昭和四十年代のどのころからかずっとそのままなのであります。物価もその他も相当変わつてしましました。老後のためにそういうことをやろうというところには、むしろもうちょっといろいろな優遇措置があるべきであります。物価もその他も相当変わつてしまつたところから、これなどは特に配慮があつていんじゃないかと思うわけであります。特にその中でも、さつき申し上げました第一号被保險者のような立場の人々がやろうと、いう場合とか、これなどは特に配慮があつていんじゃないか、私はこういう考え方をしておるわけであります。その点につきまして中山大臣の御見解を承りたい。

○相良政府委員 生命保険料あるいは年金の掛け金に対します所得控除につきましては、従来から郵政省としましても、今後の高齢化社会の進展といふことを考え合わせましたときに、より手厚い優遇がなされるべきであるということを要求をしてまいつたところでございます。特に今先生御指摘の生命保険の方は、四十九年の改正以来十三年間金額がそのままになつておりますし、私どもとしてはこれを十萬円に引き上げるということを要求しておつたわけでございます。

今後とも、新しい保険ニーズの発生という点も考えますと、私ども、昨年国会でお認めをいただきました保険法の改正に基づきまして現在介護保

昨年の四月に発売したわけですね。ところが、一月四日付の新聞に、郵政省が夫婦年金新設というのが早く出たんですね。そうしますと早速問い合わせがかかるてきて、しかし対応できないということで、しかもその夫婦年金についての現場への説明は三月末ぎりぎりだつたということで大変困ったというようなことも聞いておきます。ですから、そういうことがないよう、やはり第一線の人たちが仕事がしやすいようにやつていただきたいということを要望しておきたいと思います。

○相良政府委員 御指摘のような事実があつたとすればまことに遺憾でございまして、今後とも職員の講習会につきましては全力を挙げて、可及的速やかに一人一人の訓練を十分実施をいたすということで取り組んでまいりたいと思つております。

○佐藤(祐)委員 そのようにお願いをします。

次に、前回の委員会で若干お聞きした問題なんですが、団体保険の問題でお聞きをします。

この問題を私はなぜ重視しているかといいますと、大臣にもよくお聞きいただきたいのですが、集金人の方々にかかる問題です。簡易保険にしましても、年金などもかかわつてくるかもわかりませんが、いわば集金人の方々といふのは郵政事業を支えている人たちですね、その人たちに対して郵便局がどうも間違つた指導をしたようだ。具體的には、税金を払わなくていいという前回議論がありました、その問題ですね。ですから、これは郵政省との信頼関係といいますか、これにかかる問題なんです。

局長は前回の答弁で、その点について特に調査をいたしましたけれども、関連各局におきましてそのような事実はないという報告を受けているというふうに答弁をされたわけですが、一方で集金人の方々が、それも一人ではなくて多数の方々が証言といいますか、言っておられるということがあるわけですから、そういう木で鼻をくくつたような答弁では済まないのだと私は思うのですね。現に八百二十九人の集金人の方が脱税というの

で三億六千万円もの追徴金を支払わなければならぬ、追徴課税を受けているというような実態があるわけですから、それに対しても集金の方々が納得されるような対応を郵政省としてやられる必要があるのじゃないか。局長はその点で何の痛みも責任も感じておられないのかという点を非常に疑問に思うのですが、どうですか。

○相良政府委員 一部の新聞によりまして、東京の大森郵便局をまず皮切りに、幾つかの郵便局で保険の集金団体の集金に携わる方の申告漏れということが報道されました。社会的にも大きく取り上げられるようなことになりました。これは大変遺憾なことでありますし、私どもいたしましてもこういうことがないように、当然のことながら、郵便局を通じまして今後それを固体と十分意~~志~~疎通を図つてしまいるということで取り組んでまいりたいと思っておるわけであります。

新聞の報道によりますと、確かに八百人を超える方々のことでありまして、中にはあるいは本当に御同情申し上げるべきケースもあるだろうといふふうに思ふのでありますけれども、一人平均が四百何十万という申告所得漏れといったようなことになつておりますし、その金額の多寡という点から見ますと、そこには、郵便局は税金を納める必要がないとかいうこと以前の問題も場合によつてはあるのではないかというふうにも思うわけでございます。

が柏郵便局へ要請を行つておられる。やはり同様のことを言つておられて、申告は要らないんだだ、再三にわたつて聞いても心配ないと言われたといふようなことなんです。

ですから私は、事実は事実としてお調べいただくことが大事だだと思います。この委員会では、も事実はないという答弁もされました。それ以前の委員会では、具体的な事実といふことで確認をすることにはまだできておりませんという答弁でもありました。この二つは大変な違いがあるわけです。

ね。事実、集金の当事者の方々がそういうことを言われやつたといふので郵便局にまで行つておられるという実態があるのに、事実はないんだだということだけで突っぱねると、これは不信を招くだけなんですね。だから、そういうことではなくて、やはり対応をされる必要があるのじやないか。本気になつて調べる気があれば、集金人の方々の名前も郵政の方でわかっているわけですか。アンケート用紙を出せばいいのですね、具体的にどうだつたんだと。やはりミスがない方が望ましいわけですが、間違つたこととくいうのは起つたり得るわけで、そういう際にどう正していくかといふところが大事だと思うのです。そういう点で、局長の誠意ある対応というのを望みたいと思います。

この問題で大臣にお聞きしましようか。この対応として、そういう場合に、郵政事業を支えている人たちが具体的に迷惑を受けたといいますか、被害を受けたわけですね。それを、知らぬぞ、そんな事実は一切ないんだということではなくて、やはり私は対応するべきだと思うのですが、大臣、いかがでしよう。

○相良政府委員 私は新聞の報道だけで申し上げているわけではありませんで、新聞に報道されました関係の郵便局にはかかるべき者が郵政局から臨局をいたしましたして局の幹部等について詳細に調査をいたしました。これも一度ならず二度、三度で、いうことで確認をとってきておるということでございまして、その調査の結果、間違つた事実を由

し上げたという報告に接していないなどということです。ございまして、具体的にどこの局のだれがそういうことを言つたかという、そういう具体的な確認が今日に至るも報告を受けていない、このようなことではあります。

○中山国務大臣 相良局長の御答弁のとおりでございまして、すべて局長、いろいろ万端漏なきを期しているという報告を受けております。

○佐藤(祐)委員 どうもまだ、間違つたことがありますたのを本格的に正そうとしないというか、あくまで事実を否定しようという感じが強くて、その点は大変遺憾です。実態があるわけですから、信頼を失わないような方向での対応を望みたいと思います。

次に、簡易保険郵便年金加入者協会がありますね、このことでお聞きをします。

ここは現在、集金人の方は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○相良政府委員 約四千三百名という報告を受けております。

○佐藤(祐)委員 それで、加入者協会と集金人との間では集金業務についての委託契約書というものが当然交わされるわけですが、その契約書の中には集金手数料は幾らというふうに書かれているのでしょうか。

○相良政府委員 この協会には、大きいところは支部、小さいところは出張所ということで、全国にかなりの数の、一千ぐらいございますか、一千を超えると思いますが、そういう出張所、支部がございまして、それぞれの地域におきまして、集金に携わる方との間で、その責任者との間で委託契約書を交わしておるわけでございますが、その委託契約書の中には集金手数料についても触れておりまして、それは大体におきまして、それぞの支部、出張所によつて独立採算でやつておるというふうに聞いておりますので、一律といふことはなくて、それぞれの運営の状況に対応した集金手数料、取扱手数料が支給をされる仕組みになつておる、このように聞いております。

○佐藤(祐)委員 額はどうなつてゐるか、手数料の額。

○相良政府委員 総体の額でございますか、額と申しますと、委託手数料の……(佐藤(祐)委員「何%」と呼ぶ)今は、ただいま申しましたように、

出張所あるいは支部によりましてその定め方がいろいろあるようございます。ですから、全体の表定保険料の何%分を集金人の方にというものもあるし、受け持ち集金の冊数に応じて一冊当たり幾らという形の手数料を支給するような取り決めになつておるものもあるということで、千差万別とまでは申しませんけれども、かなりそれぞれのところによつて趣が違う向きがあるといふうに聞いております。

○佐藤(祐)委員 そんなに千差万別ではないと私は思つてゐるんですが。

○佐藤(祐)委員 それと、これは具体的に東京の実際の例があるのですね。「集金手数料」という項目がありまして、委託契約書の三条にあるのですが、「別に定める額を支払う」という表現になつてゐるのですね。ちょっと契約書としてはこういう場合異例だなというふうに感じておるのです。大体は、こういふ場合の契約というのは、幾ら幾ら、パーセントにしましても、金額がはつきりわかるようにして契約というのは取り交わすものだと思うのですが、「別に定める額を支払う」というようなことになつておりまして、いささかこの点不明瞭だなという感じを受けております。

○佐藤(祐)委員 それで、東京の場合は一・二%というふうに聞いているのですが、この点は確認できますか。

○相良政府委員 委託契約書におきまして「別に定める」ということにしておるのは、いろんな状況の変化、受け持ち集金冊数が変わるとか、受け持ち区域が変わるとか、そういう状態の変化に応じて、一々契約書の中を全部取り交わしをしなくて済むようにしておるのかと思うわけであります。今おっしゃいました関東地域については、大体集金人の手数料は一・二%ぐらいであるということは聞いております。

○佐藤(祐)委員 どうも十分よく掌握しておられないのでありますし、この問題、ちょっとと途中になりますけれども、時間が参りましたので、終わります。

○塚原委員長 これにて質疑は終局いたしました。

○塚原委員長 これより討論に入るのであります。が、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

郵便年金法の一部を改正する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○塚原委員長 起立總員。よつて、本案は可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○塚原委員長 次回は、明二十八日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十四分散会

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案
(郵便為替法の一部改正)

第一条 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「外国郵便為替」を「国際郵便為替」に、「こえない」を「超えない」に改めます。

第二十六条の見出し中「納付」を「徵收」に改め、同条中「当該郵便為替の受取人」を「普通為替証書」の下に「又は電信為替証書」を加える。

第三十四条の二(電信為替の払渡方法の変更)郵政省は、第九条第一項の規定による現金を交付してする払渡しの指定があつた電信為替(引換金を為替金として送金する場合の電信為替を除く)において、受取人の請求があるときは、同項に規定する電信為替証書を発行してする払渡し又は現金を送達してする払渡しの取扱いをする。ただし、第三十七条の二の規定により電信為替証書を発行してこれを差出人に送達することとなる場合においては、この限りでない。

前項の規定による取扱いについては、受取人から省令で定める額の料金を徴収する。この場合において、当該料金の徴収は、電信為替証書に表示すべき金額又は受取人に送達すべき金額から控除することにより行う。

第四十二条の次に次の二条を加える。

第二十九条の見出し中「振替等」を「小切手の振出し」に改め、同条中「振替若しくは払出しを請求し、又は」を削る。

第三十八条第一項に次の一号を加える。

三 省令で定めるところにより払出金額に相当する現金を受取人に送達する方法

第四十二条の次に次の二条を加える。

第四十二条の二(払渡済みの通知) 通常現金払又は電信現金払の請求の際加入者が請求したときは、払出金を払い渡したときにその旨を当該加入者に通知する。

前項の規定により取扱いについては、省令で定める額の通信料を納付しなければならない。

第十三条第一項中「差出人」を「差入人」に改め、「において」の下に「前条第一項の取扱いをする場合において受取人の請求があるときは省令で定める郵便局において」を加え、「まつて」を「待つて」に改め、同条第二項中「七日以内」を「省令で定める期間内」に改める。

第三十八条第一項に「については、」の下に「第二十一条及び」を加え、同条に後段として次のよう

に加える。

前項の規定による取扱いについては、第三十五条の見出し中「もどし入れ」を「戻

この場合において、第二十六条及び第三十一条中「普通為替証書」とあるのは「電信為替証書」と、第二十六条中「指定」とあるのは「指定(為替金の払渡方法の指定を含む。)」と、「普通為替」とあるのは「電信為替」と、「郵便為替の料金」(前条第三項の料金を含む。)とあるのは「郵便為替の料金」と、「引換金の額」とあるのは「引換金の額又は受取人に交付し、若しくは送達すべき引換金の額」と読み替えるものとする。

第二条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「外国郵便振替」を「国際郵便振替」に改める。

第二十六条中「引換金を普通為替」の下に「又は電信為替」を、「送金する場合における普通為替証書」の下に「又は電信為替証書」を加える。

第三十四条の二(電信為替の払渡方法の変更)郵政省は、第九条第一項の規定による現金を交付してする払渡しの指定があつた電信為替(引換金を為替金として送金する場合の電信為替を除く)において、受取人の請求があるときは、同項に規定する電信為替証書を発行してする払渡し又は現金を送達してする払渡しの取扱いをする。ただし、第三十七条の二の規定により電信為替証書を発行してこれを差出人に送達することとなる場合においては、この限りでない。

前項の規定による取扱いについては、受取人から省令で定める額の料金を徴収する。この場合において、当該料金の徴収は、電信為替証書に表示すべき金額又は受取人に送達すべき金額から控除することにより行う。

第四十二条の二(払渡済みの通知) 通常現金払又は電信現金払の請求の際加入者が請求したときは、払出金を払い渡したときにその旨を当該加入者に通知する。

前項の規定により取扱いについては、省令で定める額の通信料を納付しなければならない。

第十三条第一項中「差出人」を「差入人」に改め、「において」の下に「前条第一項の取扱いをする場合において受取人の請求があるときは省令で定める郵便局において」を加え、「まつて」を「待つて」に改め、同条第二項中「七日以内」を「省令で定める期間内」に改める。

第三十八条第一項に「については、」の下に「第二十一条及び」を加え、同条に後段として次のよう

に加える。

前項の規定による取扱いについては、第三十五条の見出し中「もどし入れ」を「戻

入れ」に改め、同条中「因り」を「より」に、「前条」を「第四十二条」に、「七日以内」を「省令で定める期間内」に改め、「口座所管厅において」を削り、「もどし入れる」を「戻し入れる」に改める。

第五十条の六の見出しを「(簡易払の取扱いを受ける預り金の計算上の特例)に改め、同条中「における当該口座についての第二十九条の規定の適用」を「には、当該口座に係る振替、払出し(当該支払通知書に係るものを除く)、又はその後の支払通知書の発行」に改め、「当該口座の現在高の計算上」を削り、「とする」を「として取り扱う」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定は、第二十九条の規定に基づく小切手の振出しの禁止に係る口座の現在高の計算について準用する。

第五十五条中「その者を預り金残額の受取人として預り金残額を表示する払出証書を発行し、その払出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金」を「省令で定めるところによりその者を受取人として預り金残額」に改める。第五十六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「払込」を「払込み」に、「払出」を「払出し」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 当該口座の預り金(第五十条の六第一項の規定により当該口座の預り金から既に払い出されたものとして取り扱われる金額があるときは、当該金額を控除した金額)の不足により、振替、払出し又は第五十条の三の規定による支払通知書の発行ができるなかつたとき。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一條中郵便為替法第十六条及び第二十六条の改正規定、第三十四条の次に一条を加える改正

規定並びに第三十五条第一項及び第三十八条の中「における当該口座についての第二十九条の規定の適用」を「には、当該口座に係る振替、又はその後の支払通知書の発行」に改め、「当該口座の現在高の計算上」を削り、「とする」を「として取り扱う」に改め、同条に次の二条を加える。

十一月一日から施行する。

(経過措置)

この法律の施行前に口座の現在高を超えて振替又は払出しの請求をした加入者の除名については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に振替若しくは払出しの請求又は小切手の振出しをした場合における当該振替若しくは払出し又は当該小切手に係る小切手金額の払出しについては、改正後の郵便振替

法第五十六条第一項第二号の規定は、適用しない。

4 (郵政省設置法の一部改正)
郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第十七号中「外国郵便為替及び外国郵便振替」を「国際郵便為替及び国際郵便振替」に改める。

理 由

為替貯金業務の総合機械化の進展等に伴い、代金引換の取扱いにおける電信為替による引換金の送金及び郵便振替の払出しにおける受取人に対する現金の送達による払出金の払渡しの制度の新設等郵便為替及び郵便振替の利用者に対するサービスを改善する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。